統計研究参考資料

No. 109

UNECEのジェンダー統計 - ウエブサイト, 関連会議と報告ー(翻訳)

2010年10月

法政大学日本統計研究所
Japan Statistics Research Institute
Hosei University

はじめに

本資料 No.109 は、世界のジェンダー統計研究と活動において、先端部分に位置すると みなしうる UNECE (国連ヨーロッパ経済委員会)のジェンダー統計サイトの紹介と、そこ に掲載されている会議からの報告の仮訳である。

本研究所は、1995年の北京女性会議以前から、世界のジェンダー統計活動における重要 文書の翻訳・紹介に努めてきた。市販本とプロジェクト等資料を除くと以下のものがある。

【統計研究参考資料】

No.34 (1991) 国連事務局『性的ステレオタイプ,性的偏りおよび国家データシステム』

(翻訳) 田中尚美 No.39 (1993)『女性と統計』関連主要文献 (翻訳)伊藤陽一・杉橋やよい

No.40 (1993) インストローと女性に関する統計 中野恭子・伊藤陽一

No.42 (1994) ジェンダー統計の現状 伊藤陽一・杉橋やよい

No.45 (1995) 国連 (1984 年) 『女性の状況に関する統計と指標のための概念と方法の改善』 (翻訳) 田中尚美

No.49 (1996) 国連(1995年) 『世界規模のジェンダー統計に関するワークショップ』

(翻訳) 杉橋やよい

No.51 (1997) インストローとジェンダー統計 伊藤陽一・水野谷 武志

No.71 (2001) 無償労働と有償労働のつながり (翻訳) 伊藤陽一・橋本美由紀

No.75 (2001) ECE 地域のジェンダー統計ウェッブサイト (翻訳と論文) 伊藤陽一

No.87 (2004) ICT・メディアとジェンダー問題・ジェンダー統計 (翻訳と論文) 伊藤陽一

No.91 (2005) イギリス国家統計局 (ONS) 世帯サテライト勘定の(試験的)方法論 橋本美由紀

No.92 (2006) ジェンダー予算・人中心の予算(1): 翻訳と論文 伊藤陽一(訳・論文)

No.98 (2008) Eurostat 世帯生産と消費-世帯サテライト勘定の方法と意義 伊藤陽一 【研究所報】

No.35 ジェンダー(男女参画)統計

No.38 ジェンダー(男女参画)統計 II

本 No.109 は、No.75 の続編でもある。No.75 では、2000 年までの活動の集約としての国別ジェンダー統計指標集の作成に向けた最終報告書を訳した。その後 10 年を経て、UNECE のジェンダー統計サイトは、さらに発展を遂げて内容豊富になっている。国連統計部とジェンダー統計の機関間専門家グループ (IAEG-GS) を中心に、国際ジェンダー統計活動を再度活性化するイニシャチブが実施されているが、これはなお世界の活動の先端部分をしっかり掌握するには至っていないようにみえる。ジェンダー統計活動での先駆的な幾つかの国を擁する UNECE で作成されているこのサイトでは、リンクを通じて国際機関や多くの資源を参照できる。個別国に関しては、ECE 地域に限られているが、国際機関のサイトを通じて(ということは多くの場合は問題別にということになるが)世界各国に至ることもできる。ウエブサイトの内容の包括性では、国際的にはトップレベルといえる。日本でのジェンダー統計研究と活動の材料になれば幸いである。

本資料の企画と訳出は、客員研究員の伊藤陽一氏が担当した。

2010年10月 法政大学日本統計研究所

統計研究参考資料 No.109(2010.10)

UNECE のジェンダー統計-ウエブサイト, 関連会議と報告-(翻訳)

目次

	はじめに	i
	目次	ii
第1部	ジェンダー統計ウエブサイトから	1
1.1	序 ウエブサイトの全体構成と本資料での紹介(解説)	1
1.2	UNECE ジェンダー統計ウエブサイトへようこそ-何故ジェンダー統計ウエ	3
	ブサイトか /誰のためのものか /背景	
1.3	ジェンダー統計を作成する-ジェンダー統計とは何か /歴史-生産 /提示 /配布 /国際基準と勧告 /訓練材料	5
1.4	ジェンダー問題 /政策諸分野 /時間使用調査 /女性に対する暴力 /資源	11
1.5	(ECE の会合) /出版物	20
1.6	ネットワークとリンク /用語集	28
1.7	サイトマップ、われわれの連絡先	32
第2部	UNECE でのジェンダー統計に関する会合と報告	36
2.1	序 関係会議と報告(解説)	36
2.2	会議と報告一覧	37
	会議の報告から	49
2.3	ジェンダー統計に関する専門家グループ第5回会合の報告	49
2.4	毎日の生活での家族と仕事のバランス:ヨーロッパの比較 スイス統計局	56
2.5	ジェンダー統計に関するボトムアップ対話の開始 OECD	65
2.6	ジェンダーと経済指標 カナダ統計局によるノート	73
2.7	誰がより多く益するか? ジェンダー別の政府の給付	
	ジェンダー予算分析のオランダの例 オランダ統計局	80
2.8	西および北ヨーロッパにおけるジェンダー平等に関する政府統計の状況に	
	関する報告草案	89
訳者	たあとがき	118

第1部 UNECE のジェンダー統計ウエブサイト

序 ウエブサイトの全体構成と本資料での紹介

UNECEのジェンダー統計サイトのトップは2つある。①は、"Welcome to UNECE's Gender Statistics Website …" 画面である。(【http://www.unece.org/stats/gender/Welcome.html 】、ここへは、(i)UNECE、gender statisticsで検索、(ii)UNECEのホームページ⇒左欄のquick linksのgender ⇒右欄トップのstatisticsで到達する)。ジェンダー統計の「サイト」として、サイト独自に多様なリンクを持っており、直ちにジェンダー統計に関する多様な説明に入ることになる。②は、"gender statistics"の画面であり(【http://www.unece.org/stats/archive/01.0b.e.htm】、ここへは(iii)UNECE⇒左欄:statistics⇒左欄:topics中のgender statisticsで到達する)。

UNECE の説明には、ジェンダー統計サイトとして②が引用されることがあり、これはジェンダー統計(冒頭 11 行のみの簡単な説明)、資源、会合とイベントの 3 見出しからなり、資源と会合は UNECE に関する限り網羅的である。他方で、①はサイトのリンク機能を発揮して、UNECE を離れた国際的機関その他のジェンダー統計サイトともつながっており、訳者のみるところ、現段階では、国際的ジェンダー統計関係を包含した最も網羅的なサイトである。とはいえ、このサイトの ECE に関する meetings については、2010 年 10 月半ば時点では 2008 年までしか掲載されていない。

本資料では、①のトップ画面からはじめて、主要な幾つかの項目を訳出することにした。meetings の不足に関しては、UNECE の meeting から抜粋して 2009-2010 年分を繰り入れた。

さて、幾重にもリンクしているこのウエブサイトから本資料の第1部では、トップの Welcome 画面でのサイトの説明をとりあげ、さらにリンクからジェンダー統計を理解する上で基礎的と思われる主要項目について一段立ち入った項目での説明を訳出した。ECE のサイト自体には番号付けは無いが、本資料では読者に便宜のために訳者が番号をつけてくくった。

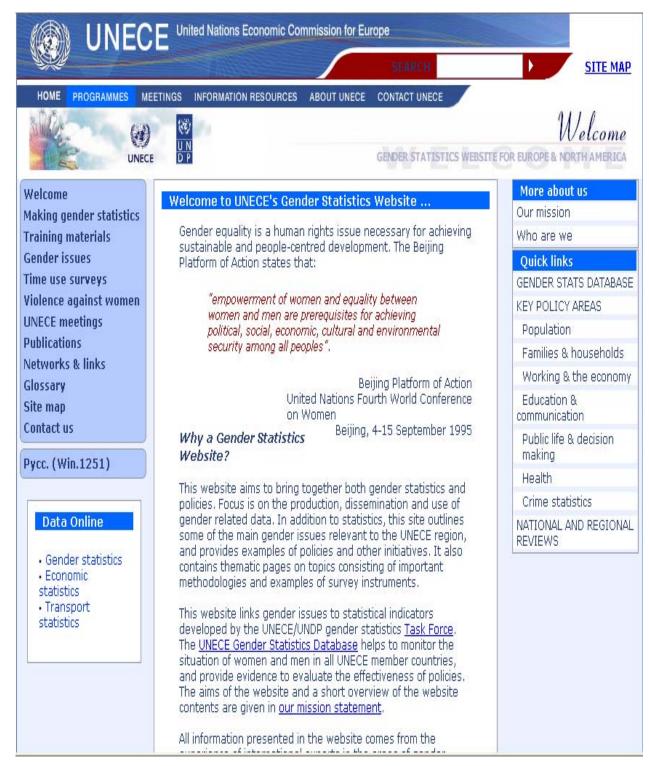
サイト自体が全体としての項目構成については、ひとつは、大項目をトップページの左欄(本資料2ページの原画面の左欄。訳出(3ページ)の右欄の下半分)が示しており、大項目以下をも示しているのはサイトマップ(本資料32~35ページ)である。とはいえ、このサイトマップも上記大項目に必ずしも対応していない。本資料では大項目に沿って以下のようにまとめた。

このうち四角囲いの項目は、立ち入れば詳細に至るが、本資料では立ち入らない。

- 1.2 基礎的説明-歓迎:本ウエブサイトの狙い
- 1.3 ジェンダー統計の説明ージェンダー統計とは何か、背景、生産から配布まで、国際基準 訓練材料
- 1.4 ジェンダー問題-諸分野,特に女性に対する暴力調査,時間使用調査
- 1.5 会議 (これは2部でとりあげる), 出版物
- 1.6 ネットワークとリンク, 用語集
- 1.7 サイトマップ 国のレビュー 我々への連絡先

いくらかの説明を加えると、訓練資料の *Development* は、当初 *Engendering Statistics* の改訂版という呼び声があったテキストである。国際基準やネットワーク・リンクと出版物の国際的研究や国別から、国際的到達点、また ECE 地域の各国の現状に至ることができる。ともかく本資料第1部で紹介するものは、原サイトのごく表面的な一部にとどまるのである。

トップページ画面



1.2 UNECE のジェンダー統計ウェブサイトへようこそ ...

ジェンダー平等は持続可能で人中心の開発のために必要な人権である。北京行動綱領は、以下のように述べている。

「女性のエンパワーメントと女性と男性の間の平等は,全ての人々の政治的, 社会的,経済的,文化的,環境的安全を達成するための前提である。」 北京行動綱領,国連第4回世界会議,北京,1995年9月4-15日

何故ジェンダー統計ウエブサイトか?

このウエブサイトは、ジェンダー統計と政策の両方をまとめることを狙っている。焦点は、ジェンダーに関連するデータの生産、配布および利用に置かれている。統計に加えて、このサイトは UNECE 地域に関わる主なジェンダー問題の幾つかの概略を示し、政策や他のイニシャチブの例を提供する。それはまた重要な方法論や調査装置の諸例からなるトピックスに関する主題的なページをふくむ。

このウェブサイトは、ジェンダー問題をUNECE/UNDPのジェンダー統計<u>タスクフォース</u>が開発した統計的指標にリンクさせている。<u>UNECE ジェンダー統計データベース</u>は、すべてのUNECE加盟国の女性と男性の状況を監視する助けとなり、政策の有効性を評価する証拠を提供している。このウェブサイトの狙いとウェブサイトの内容の短かい概観は<u>われわれの任務の声明</u>(mission statement) に与えられている。

このウエブサイトに提示されている総ての情報は、ジェンダー問題、政策および統計の分野の国際的専門家の経験と、各国および国際レベルでのジェンダー統計の開発における過去および進行中の活動から来ている。

このサイトは誰のためのものか?

このジェンダー統計ウエブサイトはすべての者のためにある。すなわち

- •統計の生産者と利用者
- •政策立案者と計画立案者
- ●非政府機関 (NGO)
- ●ジェンダー平等の主唱者
- •メディア
- •一般公衆

背景

このウエブサイトはECE地域の各国統計局<u>National Statistical Offices</u>との協力も下に <u>United Nations Economic Commission for Europe</u>によって開発された。 それは,UNDP/UNECE の「変化を監視するためのジェンダー統計ウエブサイト」("Gender statistics website for monitoring change")に関する,2000 年 10 月に開始されたプロジェクトの産物である。このプロジェクトは,こ

我々についての一 層の情報

我々の任務 われわれは誰のため のものか

速やかなリンク

ジェンダー統計デー タベース

重要政策分野

人口、家族と世帯 労働と経済 教育とコミュニケー ション

公的分野と意思決定 健康

犯罪統計

各国および地域的レ ビュー

(訳者注:トップ画面では上記は右欄にある。左欄に以下の項目がある。 本資料での画面紹介は、順次この項目に沿う。)

歓迎

ジェンダー統計を作 成する

訓練資料

ジェンダー問題

時間使用調査

女性に対する暴力

UNEC の会合

出版物

ネットワークとリンク

用語集

サイトマップ

われわれとの接触

の地域でジェンダー統計の開発のために、諸国で行われた重要な活動に基づいてつくられた。この狙いは、各国の統計能力の強化を通じて(移行国に焦点をおいて)ECE地域にわたる諸国のジェンダー統計の生産、品質、利用を改善することであった。

プロジェクトの活動は以下のものであった。 すなわち,

- ●重要分野でのジェンダー平等への前進を監視するための指標の共通の 集まりを確認するための地域的会合やワークショップ
- ●各国と国際的政策を監視するためのジェンダー指標と情報をふくむ地域的 UNDP/UNECE ウエブサイトをデザインし実行すること
- 概念や分類のガイドラインや分類
- ●地域的および国際レベルでのジェンダー問題に関する利用者と生産者の間のコミュニケーションを維持し、強化するための、統計家一各国統計局のジェンダー専門家を持つフォーカルポイントーのネットワークの開発。

各国統計局からのジェンダー統計フォーカルポイント(Gender Statistics Focal Points)は、このウエブサイトの開発を促進する上で、重要な役割を果たし続けている。特に、彼らの地域的に適切な指標の選択とデータの収集と更新においてそうである。Gender Statistics Database が現在利用可能なのは、大きく彼らの献身と活動のおかげである。このデータベースのためのUNECE Task Force は、女性と男性の状況の変化を反映する指標を再評価し、更新する上で活動を続けている。

このイニシャチブは、UNDP Regional Bureau for Central and Eastern Europe and the CIS (RBEC) の地域支援センター(Regional Support Centre)が,人間開発と社会的トレンド報告に関するより広い進行中のプロジェクトの一部として資金の提供を受けた。UNDP Regional Support Centre はブラティスラバに拠点をおき,中央および東ヨーロッパとCISのほぼ 27 国のニーズに,以下の目的で応えるものである。すなわち,

- •世界と各国の優先事項の格差に橋を架ける
- ●国を越えた問題を扱う各国の統計局を、地域的問題に焦点を置き、ベストプラクティスを広めることに焦点をおくことによって援助する

このウエブサイトの開始以来, UNECE諸国は, ジェンダー統計の領域, 特にgender statistics training for statisticians and users of statistics の分野において. 作業を続けている。

1.3 ジェンダー統計を作成する

「ジェンダー統計を作る」 <u>Making Gender Statistics</u> の節は、ジェンダー統計と指標の開発、提示、配布に関する情報を含んでいる。それは、国際的ガイドライン、勧告、概念、定義、分類およびデータ収集の方法に関する基準をふくむ。また、ジェンダー統計の提示、分析、および配布に関する「ゼストプラクティス」への有効なガイドを提供している。

ジェンダー統計は、統計の発展途上の分野であり、概念的には性区分されたデータにとどまらない。われわれは、この主題についてのより明白な像を与えるために、ジェンダー統計に関する一般的情報を提供するために、この節を創った。

- *Wジェンダー統計とは何か? What is gender statistics** は、ジェンダー統計の概念および、それが必要とされる理由への導入を提供する。ジェンダー統計の短い歴史的概観は、この概念の発展の諸段階を説明している。
- <u>ジェンダー統計を生産する(Producing gender statistics</u>) は、適切なジェンダー統計を 編集するために必要な諸段階とともに、検討の見地に焦点をあてている。
- <u>ジェンダー統計を提示する(Presenting gender statistics</u>) は、ジェンダー統計を適切に 視覚化することの重要性を強調する。それはまた、表やグラフを作成するときに考えるべき ことに関する実務的情報をふくんでいる。
- <u>ジェンダー統計を配布する(Disseminating gender statistics</u>) はジェンダー統計へのよりよいアクセスと理解への多様なアプローチを論じる。一般公衆に到達することは、ジェンダー問題への自覚とジェンダーステレオタイプとジェンダー差別を除去するために不可欠である。
- <u>国際基準とガイドライン (International standards and guidelines</u>) は、ジェンダー統計 の分野での関連する方法論的情報を集めている。

* ジェンダー統計とは何か?

- ジェンダー統計は、女性と男性の生活の現実とジェンダーに関する諸問題を反映する統計を確認し、生産し、配布する伝統的分野にまたがる統計の1分野である。
- ジェンダー統計は、ジェンダー格差(gender differentials) とジェンダー問題の体系的研究を可能にする。「われわれは何故ジェンダー統計を必要とするか?」*は、ジェンダー統計の役割についての一層の情報を提供する。
- *われわれは何故ジェンダー統計を必要とするか?
 - ●女性と男性の状況に関する統計と指標は以下のために必要である。

- o 政策と計画を作成し監視するため
- o 変化を監視するため
- o 公衆に伝えるため
- ●社会の全分野での女性と男性の状況に関する統計情報は、平等を促進するときと、完全な平等に向けての前進を監視するときの重要な道具である。それは、ECE 地域での男性に対する女性の状況に関する自覚を高める。
- ●ジェンダー統計は、女性と男性の実際の状況についての証拠を提供することによって、ジェンダーに基礎をおくステレオタイプを除く助けとなることができる。
- ●ジェンダー統計は、女性の状況を改善するための国際的に合意された目標に向けての前進を 評価する上での公平で、比較可能な基礎を提供する。

ジェンダー統計は、ジェンダーに関連する問題について活動しているジェンダーの主唱者、政策立案者やその他の者に対する貴重な道具である。統計の重要性は、第4回世界女性会議(北京、1995年)で、ジェンダー区分のあるデータと情報の作成と配布を計画作成や評価に向けての戦略的目的とした中でさらに強められた。(北京行動綱領と北京宣言、戦略的目標 H. 3、国連 1996年).

• ジェンダー問題は、女性と男性の間のジェンダー*に基づくおよび/あるいは性に基づく差異によって規定されるあらゆる問題あるいは関心事である。ジェンダー問題は、女性と男性がどう相互の関係しあい、資源へのアクセスと利用における彼らの違い、彼らの活動、および彼らが変化、介入や政策にどう反応するかに関わる全ての側面と問題である。

*ジェンダーの定義

ジェンダーというタームは、両性間の社会的に形づくられた差異であり、女性と男性の間の社会 的関係のことである。両性間のそれらの差異は、社会関係の歴史の中で形づくられ、時とともに、 そして文化ごとに変化する。ジェンダーアイデンティティは、女性と男性が生活する環境に依存し、 経済的、文化的、歴史的、思想的および宗教的要因をふくむ。ジェンダー関係もまた、社会の経済 的・社会的条件によって異なり、社会的およびエスニックグループ間で異なる。

- ジェンダー問題は社会のすべての分野に存在し、したがって、全ての分野の統計生産に 関連し、生産過程の全ての段階に関わる。ジェンダー統計は、必ずしも、そして性区分 された統計のみではない。
- ジェンダー問題を十分に反映する統計の作成とは、すべての統計が、社会における女性 と男性が直面する異なる社会・経済的現実を考慮して作成されることを意味する。これ は、総てのデーター個人に就いてのデータのみならず個人に直接的には関係しないデー タの両方ーが、ジェンダーに基礎をおく諸要因が女性と男性に異なる形で影響すること を考慮に入れて、収集され、編集され、分析されることを一これは統計のジェンダー主

流化と呼ぶことができる一意味する。

- 女性と男性への影響は、統計生産のすべての段階と全ての統計分野で考察される必要がある。データ収集に使われる概念と方法は、データが存在するジェンダー問題と差異を反映することを保証するために、十分に定式化される必要がある。これに加えて、社会的・文化的要因が考慮されなければならない。というのは、それらは、データの収集、分析と提供におけるジェンダーに基礎をおくバイアスを生み出すことがあるからである。
- ジェンダー統計の発展の段階に関する一層の情報に関しては、われわれの <u>ジェンダー</u> <u>統計の簡単な歴史</u>を参照いただきたい。

ジェンダー統計の簡単な歴史

国連は、1975年を国際女性年とみなし、同じ年に、メキシコ・シティーで第1回世界女性会議を開催した。この世界会議は、「女性に関する統計」を作成することの重要性を認めた最初の国際的フォーラムであった。女性の機構と女性の主唱者がこの分野での最初の努力の背後にある主な力であり、既存のデータより良い利用に一般的に焦点をおいた。数年来、女性の問題に関わる人々の需要を取り上げることが必要な既存の統計と指標の編集は、データ収集の方法における多くのデータの空白や問題を明らかにした。

これに続いて、2つの他の国連女性会議が、コペンハーゲン(1980年)とナイロビ(1985年)で開かれた。 1985年のナイロビでの第3回世界会議までに、政策立案者とデータ生産者の協力を強める訓練プログラムをふくめて、この領域で幾つかの活動を開始した。ナイロビ会議の後に、開発戦略における一般的アプローチは「開発における女性」から「ジェンダーと開発」に移行した。統計においても、同じように「女性に関する統計」から「女性と男性に関する統計」へ、そして、全体的統計システムへのジェンダー問題の「主流化」へ移行した。

国際的には、社会における女性と男性の異なる役割を考慮に入れた統計の生産に向けてのガイドラインや勧告を開発する努力は、すべての関連する機関によって開始された。1995年の北京での第4回世界会議の時までに、多くの国家統計局がすでに女性と男性に関する統計についての利用者にやさしい出版物を提供し、データ収集を改善し、その概念、定義、方法を国際基準に対応させるかなりの努力を示していた。

1995年の北京会議はジェンダー統計の発展において重要なステップを印した。はじめて、国際機関がジェンダー統計の生産と配布の問題を包括的に取り上げた。諸政府が「計画と評価のためのジェンダー区分のあるデータと情報を作成し配布する」(行動綱領と北京宣言、戦略 H3、(United Nations 1996)一連の重要な行動に同意した。

ジェンダー統計に関する国際的および各国の活動は、北京会議の新しいモメンタムを獲得し、過去 数年間にわたって多くの国の統計局がジェンダー統計ユニットを創設し、政府統計の全体的性差案に ジェンダー問題を組み入れる主流化の具体的プログラムを開発してきた。

諸国で行われた活動の諸例は、国家の統計家が取り上げる必要のあるジェンダー問題に関する良好な理解を発展させ、十分な統計生産物を作り始めたことを示す。統計生産物の入手可能性と配布の増

加は、逆に、ジェンダーに関連する政策を伝え、監視するためのデータやより改善された統計への利用者によるより多くの需要を生み出している。

ジェンダー統計を作成する(MAKING GENDER STATISTICS)

ジェンダー統計の生産

ジェンダー統計の生産は、データの収集における概念と方法は、現存するジェンダー問題や格差を 反映するように十分に定式化され、データ収集、分析および提示にジェンダーに基礎を置くバイア スを生み出すことのある社会的、文化的要因を考慮したものであることを求める。ジェンダー統計 の生産過程は幾つかの不可避的な段階をふくむ。すなわち、

- ●調べる必要のあるトピックスの選択
- ●ジェンダー格差と生活の異なる分野における女性と男性の役割と貢献
- ●データ収集で使われる既存の概念、定義、方法を、女性と男性の現存する現実に照らした 評価
- ●偏りのないジェンダー統計を生産するための新しい概念、定義、方法の開発
- ●広い配列の利用者が容易にアクセスできる書式での統計の編集、分析および提示
- ・広い聴衆にとどく統計生産物の配布計画の開発

ベストプラクティスの1例として、(スウェーデン統計局が開発した)<u>production process of</u> <u>gender statistics</u> の一歩一歩の説明は、ジェンダー統計を生産する多様な局面を通じて皆さんをガイドするだろう。

すべてのステップは、関連する利用者グループとの継続的な協力の下にデータ生産者によって遂行されるべきである。ジェンダー統計の開発における共通のアプローチは、統計家と統計の利用者一政策立案者と計画者、NGO、研究機関、およびジェンダー問題の主唱者―との間の対話を促進する努力を含むべきである。訓練のワークショップやセミナーは、統計の正しい利用を促進し、統計に対する社会のニーズについての生産者の理解を高めるために、すべてのレベルで開催されるべきである。

ジェンダー統計の提示

ジェンダー統計の編集においては、データの提示に特別な注意が払われるべきである。実際に、データの提示はデータの正しい利用と解釈において決定的である。表とグラフでのデータの提示と視覚化は、明確なメッセージを提供し、読者を惹きつけ、一層の分析を奨励し、より一層の情報への需要を刺激するべきである。広い聴衆に届くためには、データはユーザー・フレンドリーな書式で簡単にアクセス可能であるべきである。データの提示はまた関連するメタデーターすなわち、データの出所、使われた概念と方法、対象時期、カバレッジ、系列の中断、使われたサインやシンボル(すなわち、データが入手できない、適用できない、暫定値、他)、計算とまるめの方法ーの適切な提示をふくむ。

男女に関する情報の提示は、統計的提示の一般的規則にしたがうが、この提示はジェンダー格差 についての自覚を高めるとともに、男女間の比較を促進することを狙っていることを心に留めるべ きである。

幾つかの指標の間の比較といった大量の情報は、表において最も適切に提示される。表はまた大きさで異なるデータの提示あるいは異なる種類の統計を示すことを可能にする。 <u>ユーザー・フレンド</u> <u>リーな表を用意する(Preparing user-friendly tables</u>) が単純で魅力的な表の作成方法の何らかのガイドラインを与えるだろう。

グラフによるデータの視覚化は、表や文章に示される情報を補い、傾向や格差を強調するには大変有効である。 <u>ユーザー・フレンドリーな図を作成する(Making user-friendly charts</u>) はしたがって、ジェンダー統計についての最も重要なタイプの図とともに図の十分な作成を案内する。

ジェンダー格差の分析のためにジェンダー統計を示す普通のアプローチは <u>ライフサイクルアプ</u> <u>ローチでデータを提示する(Presenting data with the life cycle approach</u>)によるものである。

このサイトで入手できる情報を越えて、統計一般および/あるいは特にジェンダー統計を示す方法 に関する一層の書物に関しては、<u>主要な参考資料 (Selected reference material)</u>についてのわれ われのリストを参照いただきたい。

ジェンダー統計の配布

統計情報は、正確で、適切で、アクセス可能な仕方で配布されてだけ、有用になる。利用者のタイプに依存して、異なる生産物や配布戦略が求められる。以下は、主に統計局に向けられているが、与えられている情報はまた、ジェンダー統計情報の配布に関心を持っている他の機関の関心になるべきものであることを注意していただきたい。

<u>統計生産物</u>は、詳細な表生産物あるいは唯一の統計分野をふくむ(そして主として専門家に向けられる)データベースから、様々な統計分野からのデータを、記述された分析、方法の論議、および指標の定義で豊富にされた、統計表や図の形でとりあげており(そしてより広い聴衆を目標にした)生産物まで多様である。出版の手段は、伝統的な紙の出版物から、電子メディア(デスケット、テープ、CD-Rom)、およびインターネットを通じての配布に及ぶ。価格政策はまた、統計の配布において重要な機能をはたす。しかし、これらについてはここでは論議しない。というのは、いかなる ジェンダー統計生産物の価格設定も出版機関が適用する価格政策に従うことがほとんどである可能性が高いからである。

利用者と協議し彼らのニーズを分析することは、どのジェンダー統計生産物を発行するかを決定するときに不可欠の役割を果たす。それらのステップは、ジェンダー統計生産の全過程に関連する。ジェンダー問題はすべての政策領域に現れる。それらに光をあてるためには、データは、異なる統計分野、、そして異なる出所から必要とされる。利用者は専門家から一般公衆まで多様であろうが、ジェンダー統計生産物は主として広い公衆に向けたものである。 しかしながら、ジェンダー統計生産物は、統計と指標だけでなく、分析を伴った文章とグラフと表による説明を提示しながら、ユーザー・フレンドリーであり、全般的に魅力的であるべきである。特定分野についてのより詳細な情報が利用可能な場合には、より詳細なレベルを求めている利用者のニーズに対応するために参考文献が関連する出版物に添えることができる。

<u>生産過程</u>で示したようにジェンダー統計出版物の <u>マーケッティングと配布計画</u>は生産過程と並行して、そこで対象とする聴衆に効果的に到達することを保証しながら、設定されるべきである。

インターネットを通じての配布といったデータへのアクセス可能性を改善する戦略もまた、重要な 役割を果たす。

国際的基準とガイドライン

ジェンダー問題は国ごとに多様であろうが、統計実践を国際的ガイドラインに適応させることは、諸国間のジェンダー問題の比較を促進する。国際的ガイドラインはまた、有用な分割の概略とともに、特定分野のデータ収集のモデルとして役立つことによって、ジェンダー統計の改善を助ける。

本節はジェンダー統計の分野での関連する国際基準を提供する。これは4つのパートからなる。 すなわち、

国際的方法論

- •分類
- ●ジェンダー統計のためのハンドブック (Handbooks for gender statistics)
- <u>ジェンダー統計の改善に向けての現行の作業(Ongoing work for the improvement of gender statistics</u>)

訓練材料

『ジェンダー統計を発展させる: 実践的道具』Developing Gender Statistics: A Practical Tool

ジェンダー統計訓練ビデオを開発する(Developing Gender Statistics Training Videos)

- •主唱 (Advocacy)
 - o 英語 /ロシア語
- ●ジェンダーと人口の部分集団(Gender and Population Sub Groups)
 - o 英語
- ●賃金のジェンダー格差(Gender Pay Gap)
 - o 英語 /ロシア語
- •ジェンダーに基づく暴力(Gender Based Violence)
 - o 英語
- ●非正規就業の測定(Measuring Informal Employment)
 - o 英語
- ●労働統計へのジェンダーの組み入れ(Incorporating Gender into Labour Statistics)
 - o 英語 /ロシア語
- •ことを起こす(Making it Happen)
 - o 英語 /ロシア語

UNECE の統計部門と世界銀行研究所(World Bank Institute (WBI))は、一連のトッピクスに関する訓練ビデオを開発してきた。これらのビデオは、われわれの条項に従ってダウンロードし再配布可能である。

1.4 ジェンダー問題

本節はジェンダー問題とともに、各国および国際的なジェンダー問題に関する有用な情報を含んでいる。

●ジェンダーの主流化 (Gender mainstreaming) - 全てのレベルへの政策立案にジェンダー 次元の統合に関する概観

政策分野Policy areas - 以下の分野でのジェンダー政策イニシャチブの例。すなわち

- 0 人口
- o 家族と世帯
- o <u>仕事と経済</u>
- o 教育とコミュニケーション
- o 公共分野と意思決定
- o 健康
- o <u>犯罪と暴力</u>
- ●国と地域の検討 女性に対するすべての形態の暴力の廃絶条約(CEDAW), 北京行動綱領, 国家的行動計画,および 国のジェンダーのプロファイルについての他の材料へのリンク
- ◆資源 -文献, (オンラインおよび紙書式で入手可能な)出版物と文書のリスト,およびジェンダー問題を扱っている政府のウエブサイトへのリンク

政策分野

人口

人口変化は世界規模で起こりつつある。すなわち、人口は高齢化しつつあり、人口の増大する部分が高齢者である。国連の推計は、2050年には、ヨーロッパ、CISと北アメリカで3人に1人60歳以上となり、20歳以下の若い世代の割合は20p-セントに低下すると予測している。この地域の人口の年齢構成の劇的な変化は、出生率と死亡率野両方の低下の結果である:人々は全般的により少ない子どもを持ち、より長生きしている。人口構成のこれらの変化は、既存の一あるいは開発中の新しい一年金、社会福祉および健康のケアに関する政策を、増大するこの人口のニーズに対応するために、調整するという課題を示す。同時に、グローバリゼーションは、社会的法語制度に経済的制約を課しつつある。

- これらの人口変化-男女の生活、彼らの家族、彼らの健康、彼らの教育、彼らの経済的参加、および彼らの権利など多くの構成要素と異なる形で相互関係をもつーには広い分野にわたる結果がある。以下のジェンダー問題は、そういった変化と直接的に関連しており、われわれが今日目撃している支配的な人口の傾向の幾つかを説明する。
- **高齢化** 高齢者(60歳以上)の過半数は女性である。社会的保護,女性の労働負担-家族あるいは世帯の内外の仕事を結びつける-への制約は増加し,彼らの健康状態,有償労働への彼らのアクセス,政治的参加その他に影響する。

人口減少 低い出生率と移民のパターンは、遅いあるいはマイナスの人口増加をもたらしてきた。より少人数の家族は、世界中で女性の機会を拡大しているが、幾つかの国での、低い出生率は、女性に対する好ましくない状況を生み出している。死亡率は、特に CEE や CIS 諸国では増大するか固定している。

移民 移民は人口の再配分において重要な要因であり、ECE 地域では、1990 年代以来、劇 的な移民の変化が起こっている。移民の理由、移民のタイプとともに男女の移民の生 活条件には、ジェンダー差が存在する。

難民 難民施設の女性と青年期の少女は、セクシュアルハラスメント、虐待や暴力に特に 傷つきやすい。女性はその再生産の役割によって特別な健康のニーズを持ち、難民状 態の中で、自身と家族の生存の為に最も重たい負担を担っていることが多い。

タスクフォースが推薦した <u>人口指標</u> のリスト. 政策分野と関連する*統計* をみる。

家族と世帯

- 過去20年にわたって、<u>ECE 地域</u>. の全体にわたって、世帯と家族の大きさと構成に大きな変化があった。ECE 加盟国すべてにおいて、世帯の大きさは1970年以来減少してきた。これは、出生率の低下、離婚の増加、移民、自身で生活する高齢者(その過半数が女性)を伴って余命の増加、および、1人世帯の増加、未婚で同棲のカップルの増加、1人親の数の増加、という事実による。
- 男女がその人生において行う最も基本的な意思決定の幾つかは、誰と(もし誰かがいれば)生活したいか、結婚したいか、何歳でか、結婚したままかそうでないか、彼らが少なくとも子どもを持ちたいとして、選択したい家族の大きさはどれだけか、にかかわる。家族形成のパターンと構成は、個人の選択、公共政策、その国の経済的、社会的環境および伝統的価値による。
- 人生の準備のパターンと時期およびその結果は男女で異なるので、多くのジェンダー問題が発展する余地がある。例えば、家族と世帯に最も影響する幾つかの問題には以下がある。

ライフスタイルの多 結婚生活の外部での育児の割合の増加、特に、離婚と別居の割合の増加は、男 **様化** 女に異なった影響を与える。この地域における母子世帯数の増加は、女性、特 に若い母親を傷つきやすい状況に置いている。

家族の大きさの減少 ECE 地域での人口変化は、経済的および社会的変化とともに、低出生率の背後にある主要な理由と考えられるこの傾向に影響してきた。僅かの例外を除いて、ECE地域では、合計特殊出生率は現在、再生産レベル以下にある。

避妊情報 親の影響が個人の人生に与える巨大な影響は、避妊情報へのアクセスの重要性を強調する。

性別役割分担(ジェン 両親が家庭の外で働いている家族のニーズの変化への社会の対応は遅い。こ **ダーロール)と責任の**れは、十分な育児および社会的サービスの両方の欠如とともに、女性と同等に <u>分担</u> 世帯と家族の責任を分担する男性の全体的欠如に適合する。 タスクフォースが推薦した<u>家族・世帯指標</u> のリスト. この政策分野に関連する新しい <u>統計</u>

仕事と経済

急速なグローバリゼーションや速いペースの技術変化といった世界経済における大きな変化は、男女の経済的現実を異なる仕方で形づくった。世界のほとんどすべての地域で、労働力中で女性の割合の増大があり、 ECE 地域 の多くの国で、これは男女のより平等な状況に翻訳されている。しかし、一般的には女性はなお、男性よりもより劣悪な経済的状況を蒙っている。もっともこれは ECEの国の中で、国の間で程度の差があるのだが。さらに、 CEE とCISでの 1990 年代の経済的移行のスピードと規模(範囲)は、それらの諸国でのジェンダー関係と男女の生活に深い影響をもたらした。 貧困は 1989 年の1日4ドル以下で生活している人々1400万人から、1990 年代半ばの1億4700万人へ増加し、深刻な社会的争い(fallout)と不平等をもたらした。移行中に、女性は就業カットの不均衡に大きな部分を吸収した。そして、市場の状況下で作りだされた賃金格差は、女性の経済状態に大きなマイナスの影響をもたらした。

経済資源への男女のアクセスは、労働力への参加、彼らの仕事のタイプ、労働時間、受け取る賃金、および関連する社会的安全に反映している。男女の社会的位置、ジェンダー役割、財産権および他の法的および慣習的見地もまた、男女の経済的状況を規定する際に決定的役割を果たしている。以下の重要な問題は、仕事と経済に関連する主要なジェンダー問題の幾つかを強調する。

労働力参加と仕事の 労働力への参加の男女間の格差は、この地域の多くの国で大きい。男女は州外 タイプ を通じて有償労働への等しいアクセスを持ってはおらず、女性は、その再生産 年齢との関連でより多くの変化を経験している。

労働市場での隔離 男女は異なる部門や職業に集中しており、これは性に基づく固定観念によるこ

とが多い。これは、個人と家族の経済的、社会的安全、通常は女性にとっての

損害として影響することがある。

失業 女性は仕事の機会を欠いているときにまず影響を受けることが多く, ECE 地域

では男性よりも女性の失業者がより多い。

事業主 近年,より多くの女性が、零細、小、中規模の企業部門で企業主になるように

なっている。もっとも、女性企業主は、この地域の諸国では、男性事業主に比べてなおかなり少ないのであるが。幾つかの移行諸国においては、女性事業主

数はかなり増えてきている。

タスクフォースが推薦した<u>仕事と経済の指標</u>のリスト この政策分野に関連する *統計* を見る。

教育とコミュニケーション

男女がその子ども、若者、大人の期間に受ける教育の量とタイプは、彼らの生活の多くの側面に強い影響を与える。<u>出生率</u>、生涯の機会と仕事の経験は特に教育の影響が大きい。<u>ECE 地域</u> の多くの国で、歴史的に、女性は男性よりもより高い教育に至る可能性は低い。しかし、この傾向は多くのECE諸国で大きく変化した。

一次と二次レベルの就学は、この地域のほとんどの国でほぼ普遍的であり、少女と少年が基本教 育へのアクセスを大きく享受している。しかし,ジェンダーに基づく差別は,移行国の幾つかで, 以前の中央計画経済での教育の大きな破壊 が市場経済への移行の人間開発費用の1つとなりなが ら、再度現れたように見える。

情報通信技術 (ICT)の発展と利用は ECE 諸国間と内部で大きく異なる。 ICT 産業のジェンダー 視角を完全にマップ化する一層の研究が必要であるが、幾つかの傾向をみることができる。以下は 教育とコミュニケーションに関わるジェンダー問題の幾つかである。

クセス

高等教育への等しいア 高等教育での学生の全体数は ECE 加盟国ではこの 25 年間に増加した。 女 性より多い男性が高等教育を受けていた多くの国で、女性は今や等しい就 学率を持つに至り、幾つかの場合には、高等教育での就学率で女性は男性 をしのいでいる。

いアクセス

同じ学習分野への等し ECE 地域では学習の性的ステレオタイプのある選択を反映して、幾つか の学習分野はより強いジェンダー隔離を持っている。これは後に,職業の ジェンダー隔離に反映している。

教育における職業隔離 教員の過半数は女性であるが, 彼らは一次と二次のより低いレベルに集中 している。労働市場内の性に基礎をおく職業分離は、教育分野の大部分の 校長と管理者は男性であるという事実に反映されている。

タスクフォースが推薦した<u>教育とコミュニケーションの指標</u> のリスト. この政策分野に関連する統計 を見る。

公的分野と意思決定

ガバナンスは「すべてのレベルでの国の事象を管理する経済的、政治的および行政的権限の行使」 として定義できる。ガバナンスは、意思決定が底を通じて協議され、実施される機構、過程、機関 におけるmanifest である。それは、公式の公的な意思決定構造や過程(すなわち、中央および地方 政府)だけでなく、家族内、地域社会、私的セクターでの意思決定もふくむ。

UNDPの「実践におけるジェンダー主流化」に関するハンドブック が指摘するように、ガバナ ンス過程でのジェンダーのバランスを持った参加は,「意思決定表をめぐる」男女の身体的存在だ けでなく、参加の質、すなわち、多様な意見および立場に関する相互の尊敬から生じる意味のある 関与を意味する。 さらに、ガバナンスへの「ジェンダー視角」の主流化は、このように男女が参加 し、ガバナンスの多様なシステムとともにそれらの多様なシステムの相互関係に影響される仕方を 取り上げることを含む。

権力構造や意思決定への男女の平等なアクセスや参加の重要性を強調している女性に対するあ らゆる形態の差別の撤廃条約,北京行動綱領,民主主義の普遍的宣言,といった国際的な介入にも かかわらず、社会のあらゆる分野での権力構造への参加は、男性のそれよりもはるかに低い。

ECE 地域 での女性の権力や勢力 (influence) の状況の検討は、民間と公的部門の両方で、意 思決定のヒエラルキーが上になるほど、女性の数が少なくなるという一貫したパターンがあること を示す。2000 年からの公的数字によれば,55 の ECE加盟国のうち 49 で国家のトップは男性であ り,女性がその一部である社会を,女性が形づくる可能性の限界を反映している。公的政策と意思 決定に関しての,主なジェンダー問題の幾つかは,以下のように分類できよう。

要な地位

政治的意思決定での主 ECE 地域において、ガバナンスの品質の改善に向けては、政党、議会、 政府における地位, 行政, 特に意思決定レベルにおける男女のより同等な 参加が必要である。

る主要な地位

経済的意思決定におけ ECE 加盟国の国家レベルおよび国際レベルでは,経済的意思決定におい て男性数は女性数をはるかに上回る。

育における主要な地位 している。

他の分野:司法および教 司法と教育分野は、さらに ECE 地域の意思決定のジェンダー視角を反映

ジェンダーとメディア マスメディアは社会を反映するだけでなく,社会を導く役割を果たしてい る。過去10年にこの職業での女性の数は増加したが、意思決定において は男性の数が女性の数を上回っている。メディアはジェンダー役割とステ レオタイプを形づくり反映する際に重要な役割を演じている。

タスクフォースが推薦した <u>公共分野と意思決定の指標</u> のリスト この政策分野と関連する 統計 をみる。

保健(HEALTH)

20世紀の間に世界は死亡の驚くべき減少を経験した。 ECE地域, においては, 1950年以前に, 寿命での最も見事な延長がすでに起こっていた。そうではあるが,この世紀の後半に,この地域の 平均寿命に8年が加算された。ECE 地域では、世界のほぼすべての諸国におけると同じように、女 性は、その0歳時の余命が示すように、女性は男性よりより長く生きる傾向を持つ。乳児と子ども の死亡率はまた、少年よりも少女で低く、ほとんどの死因で、女性の割合は男性よりもより低く、 肺癌の場合にははるかに低いことが多い。

生物学と心理学は、男女には反駁できない違いがあるわずかのうちの2つなので、保健政策とプ ログラムは、ジェンダー視角を統合するための論理的な入口である。同時に、われわれは、保健は、 肉体的弱点が無いことでもなければ、身体の一部や機能についての単純な問題でもないことを知っ ている。それは,ウエルビーイングの全体的状況であり,心理的,経済的,社会的および環境的諸 要因から深い影響を受ける。この理由によって,保健の分析は,男女の身体を越えて,ケアの質を 決定する上で決定的な役割を果たす制度,伝統や姿勢,そして貧困な保健の基礎にある理由にまで 進めなければならない。

保健の脈絡でジェンダー問題を取り上げる究極の目標は、男女が健康で生産的な人生を享受でき る最大限の寿命を狙って、男女の寿命の差を縮小することである。

以下の主要な問題は、保健に関連する主なジェンダー関心を照らしている。

男女の生物学的相違 これは、男女の一生の異なった年齢を特徴づける病気のパターンととも に、男女の寿命にとって重要な意味を持つ。

ライフスタイルと社会・ 男女のメカニズムをコピーするジェンダー役割やステレオタイプ, そして <u>経済的影響</u> 危険要因への異なる露出は、特に男女の保健の状態に影響を与えるもので ある。

リプロダクティブ・へ リプロダクティブ・ヘルスは, 男女が安全な性生活を行うことができるこ と,彼らが,何時,どのように再生産するかどうかを決定する権利を持つ ルス ことをふくむ。避妊へのアクセスや危険度の高い性的行為からの保護は、

男女の選択による家族計画への安全で、有効で、購入可能で、受け入れ可能な方法を通知され、アクセスできる男女の権利とともに、リプロダクティブ・ヘルスでの重要な要因である。・

保健と貧困

所得は貧困の重要な要因であるが、それを緩和するためのあらゆる企てに おいて、考察されるべき多くの次元を持つ。 それらの次元の1つは、貧 困の影響とともに、貧困な保健が1つとなって保健である。

タスクフォースが推薦した*保健指標* のリスト。 この政策分野と関連する *統計 を*みる。

犯罪と暴力

警察が記録している犯罪数は、過小報告であっても、女性よりも男性が犯罪の実行者であることを示している。彼らはまた、女性が犠牲者であることが最も多い性的暴力から離れて、殺人や暴力の犠牲者であることがより多い。男性が一般に、その家族内環境の外部で暴力を経験するところでは、女性は、家庭内で、彼らの知っている誰か、多くの場合そのパートナーが加害者による暴力と虐待を経験する。

暴力の指標を国別に比較することは、概念、定義および測定方法の違いによって難しい。しかし、統計と指標は、犯罪者と被害者の両方について必要である。というのは、犯罪を防止するとともに、 犠牲者のニーズをとりあげるために、必要だからである。犯罪行為をもたらす社会的過程を理解するためには、犯罪と暴力でのジェンダー問題を検討するために決定的に重要である。

2018年 2018年 201

女性に対する暴力 多数

多数の女性はその人生のある時点で暴力を経験している。同時に、女性に対する暴力は、<u>ECE 地域</u>と世界のその他で起こっている最も過小報告されているもの1つである。

人身売買

女性と少女は、少年や男性以上に人身売買の犠牲者である可能性が高い。 女性と子どもの人身売買は、セックス産業内の搾取、家庭内のサービスや 非自発的な身体器官の移植といった束縛された労働の他の形態をふくむ。

タスクフォースが推薦した犯罪と暴力指標 のリスト

この政策分野と関連した*統計*をみる。

資源

この節は<u>ハードコピー</u>(英語で)でのみ存在するもののみでなく. <u>インターネット</u>を通じて入手可能なジェンダー政策についての資源を提供する。英語での<u>政府のウエブサイ</u>は、<u>国別のレビュー</u>部門でとともにこのページで見つけ出しうる。入手可能なところでは、政府のウエブサイトは、ジェンダー平等法、ジェンダー平等に向けての制度的機構および/あるいはジェンダー平等活動の機関に関する情報、出版物、政策とプログラムを含む。これらのウエブサイトは、ジェンダーに敏感な政策の良い実践の例を引き出してきた主な出所の1つである。

インターネットの資源	分類	
OECD Development Assistance Committee OECD/DAC Guidelines on Gender Equality and Women's Empowerment on Development Cooperation ジェンダー平等と女性のエンパワーメントの前進の為の一連の実際的ガイドライン。	一般	
Gender Mainstreaming. Conceptual Framework, Methodology and Presentation of Good Practices. メインストリーミングに関する専門家グループに関する最終報告。ヨーロッパ協議会,人権局,男女間の平等係,Strasbourg,1998	主流化	
Handbook on National Machinery to Promote Gender Equality and Action Plans グッドプラクティスの例を伴って、国家機構が平等の促進のために国家機関を設立し、実施するためのガイドライン。 Council of Europe, Directorate of Human Rights, Section on Equality Between Women and Men.Strasbourg, 1998	一般	
European Institute of Women's Health Report EUにおける公共の保健政策との関連でより効果的に促進することのできる方法を確認する。	保健	
Gender Mainstreaming in Practice A. G. Neimanis UNDP 2002 はCan be found in: UNDP/RBEC Virtual Gender Libraryでみつるけることができる。		
Gender Mainstreaming Learning and Information Packs 両方ともジェンダーメインストリーミングにあてられる自己訓練およびワークショップ での使用のための資源である。	主流化	
Active Aging: A Policy Framework	人口	
Mid Life and Older Women's Health - Facts, Figures and Impacts Dr. Rachel Iredale このレビューは,EU加盟国とその他の諸国の間の女性の保健における相違点とと類似点に関する概観を提供している。.	保健	
Women and the Tobacco Epidemics, Challenges for the 21st Century WHOの公的保健に関するJohns Hopkins校の世界たばこ管理研究所の協力を得たサイト	保健	
出版物	分類	
Ageing in a Gendered World: Women's Issues and Identities INSTRAW, 1999.	人口	
Gender. A Partnership of Equals. ILO, Bureau for Gender Equality, 2000		
Background Papers: Human Development Report 1995 (Gender Equality)	一般	

United Nations Development Programme New York: 1996

Women in Transition (Regional Monitoring Report. No.6) The MONEE project. 一般 CEE/CIS/Baltics.UNICEF Florence: 1999

UNIFEM: Progress of the World's Women 2000 この2年毎の報告書は1980年代から 一般19990年代後半までの世界の女性の前進を調べている。それは、グローバリゼーションとのつながりの下でのジェンダー平等と女性のエンパワーメントの経済的次元に集中している。

Women's Mental Health: An Evidence Based Review

保健

World Health Organization Geneva: 2000

A Reader in Gender Studies for Institutions of Higher Learning

教育

UNDP/RBEC, Regional Programme UNOPS 1999

Considerations for Formulating Reproductive Health Laws

保健

WHO 第2版: 2000

Women in Parliament: A Comparative Analysis

公共分野

6 カ国、すなわち、オーストラリア、フィンランド、フランス、ドイツ、スペイン、ス と意思決ウェーデンでの女性の代議士に関する研究. J. Squires, M.Wickham-Jones 定 Manchester, 2001.

政府のウエブサイト

カナダ

<u>Federal Plan of Gender Equality</u> – この連邦政策は、ジェンダー平等の未来に向けてのカナダ政府の枠組みである。

Status of Women Canada. ジェンダー主流化でのカナダの経験

デンマーク The Minister for Gender Equality

フィンランド Office for the Ombudsman for Equality

グルジア Gender in Development

ギリシャ Secretariat General for Equality (GSE)

アイスランドMinistry of Social Affairs

リトアニア Ministry of Social Security and Labour Ombudsman's Office

ノルウェー Ministry of Children and Family Affairs - Gender Equality

ルーマニア Federal Government

スロベニア Office for Equal Opportunities

スペイン <u>Instituto de la Mujer</u> (only in Spanish)

スウェーデン Ministry of Industry, Employment, and Communications

英国 Equal Opportunity Commission

National Statistics Office, Gender Statistics

時間利用調査

時間利用調査 (Time use surveys: (TUS) は、個人が時間をどう使用しているかを、人々がどの行動をどれだけの長さで行っているかを説明しながら詳細な叙述を提供する。

ジェンダー統計では、TUSは、以下についてジェンダー別の分担を調べるための有用な情報源である。すなわち、

- 有償労働(paid work)
- 家事労働(housework)
- 人的ケア (personal care)
- 家族的仕事(family tasks)
- レジャー活動 (leisure activities)

ジェンダート関連する時間配分の異なるパターンを示す中で、TUS はまた家族的および社会的生活における男女の役割と状況を目立たせる。

したがって,時間使用統計は一人々の現実的ニーズをとりあげる政策や公共サービスを計画することを助けることができる。

ジェンダーウエブサイトの節は、国内レベルと国際レベルの両方でのTUSの方法と実践に関する情報を提供する。本節はTUSを計画している国にとって価値ある資源となることを意図している。

女性に対する暴力

このウエブサイトについて …

女性に関する暴力に関するUNECEのウエブページは、既存の政府データ、方法論的活動、および女性に対する暴力に関する情報を照合している。この段階で、情報は <u>UNECE 地域</u>の諸国にあてられている。

アウトライン

女性に対する暴力について

女性に対する暴力とは何か? 我々はそれをどう測定するか? 何故それが関連あるか?女性 に対する暴力の歴史

術語と定義

資源と報告書

女性に対する暴力に関する論文と報告

調査

UNECE地域の諸国における女性に対する暴力に関する国の調査と出版物

統計データ

幾つかのUNECE諸国に関する国の報告書からひきだされたジェンダーに基礎を置く統計

関連するリンク

目的

ジェンダーに基礎をおく暴力に関する UNECE プロジェクトの目標は

- 1. ジェンダーに基づく暴力を測定するための中核的指標を認定すること
- 2. ジェンダーに基づく暴力の測定法に関する勧告を引き出すこと ((すなわち, ジェンダー に基づく暴力を測定するために特に企画された調査であり, 国際的に使用されて, 多く の国に適用できるもの);および
- 3. データ収集の方法, 次元, 測定を同時進行させて, ジェンダーに基礎をおく暴力に関する国際比較を可能とすること.

連絡情報

(ECE のジェンダー会合)

本冊子の第2部でとりあげる。

1.5 出版物

UNECE の報告と出版物

UNECE の会合報告

カウントリー・レポートと出版物(アルファベット順) $\underline{ABCEFGHIKLMNPRSTU}$) 国際的研究と報告

UNECE の報告書と出版物

- •Developing Gender Statistics: A Practical Tool
- •Analysis of national surveys carried out by the countries of the Conference of
 European Statisticians to measure violence against women. UNECE Task
 Force on Measurement of Violence Against Women
- •Challenges in measuring gender and minorities
- •Report on the status of official statistics related to gender equality in Eastern
 Europe athe CIS countries
- •<u>Draft report on the status of official statistics related to gender equality in Western Europe and North America</u>
- •The status of statistics on women and men's entrepreneurship in the UNECE region

- •Gender Statistics: are there new challenges for Europe?
- •Statistics on women and men and ICT: the ECE region
- •Women and Men in Europe and North America 2000

UNECE の会合の報告

最終報告に関しては、会議に関連するウエブサイト**を参照いただきたい**。

国別報告と出版物

アルバニア

- •Gender perspective in Albania, Population and Housing Census 2001, INSTAT
- Gender statistics, achievements and challenges. National Institute of Statistics Albania
- Mapping of Existing Information on Domestic Violence in Albania. National Committee for Women and Family and UNICEF, 2000
- •Women and Men in Albania, INSTAT (1998; 1999; 2001; 2002; 2004)

アルメニア

- •Women and Men in Armenia, Statistical Booklet. ARMSAT, 2004
- •Women and Men in Armenia, Statistical Booklet. ARMSAT, 2005
- •Women Status Report, UNDP 1999

オーストリア

•The Economic and Social Role of Women in Austria. Statistical Analysis. Austrian Federal Ministry of Labour and Social Affairs, 1994

オーストラリア

•Australian Women's Year Book, Australian Bureau of Statistics, 1994

アゼルバイジャン

- •Children and Women in Azerbaijan, UNICEF 2000
- •Gender Review of Azerbaijan Legislation, 1999
- •Women and Men in Azerbaijan (1999, 2003, 2004) State Statistical Committee of the Azerbaijan Republic

ベルラーシ

- •Children and Women of Belarus, UNICEF 1995
- •Women and Men in Belarus (2001; 2003)
- •Women in Belarus: about Family and AIDS. Belarus Ministry of Statistics, 2000

ボスニア・ヘルツエゴビナ

- •Gender Bulletin. Sprska Republic Institute of Statistics (2003; 2005; 2006)
- •Women and Men in Bosnia and Herzegovina. Agency for Statistics of Bosnia and Herzegovina (2001; 2004)

•Women and Men in Federation of Bosnia and Herzegovina. Federal Office of Statistics, 2004

ブルガリア

Equal Opportunities for Women and Men. Monitoring Law and Practice in Bulgaria. Center of Women's Studies and Policies, 2005

- •Gender Assessment of the Impact of EU Accession on the Status of Women in the Labour Market in CEE, National study: Bulgaria. Bulgarian Gender Research, 2003
- •Women and Men in the Republic of Bulgaria, National Statistical Institute, 2002

カナダ

Women and Men in Canada: a Statistical Glance, Statistics Canada (1999; 2003)

- •Women in Canada. Canadian Centre for Justice, 2001
- •Women in Canada. Statistics Canada, 2006

クロアチア

- Marginalization of Women Politicians in the Media: Results of Daily Newspapers' Analysis, Zenska infoteca, 2004"
- Women and Men in Croatia, Central Bureau of Statistics, 2008
- •Women and Men in Croatia, Central Bureau of Statistics, 2007

チェコ共和国

- •Focus on Women and Men, Czech Statistical Office, 2003
- •Women and Men in Figures, Ministry of Labour and Social Affairs, 2003

エストニア

- <u>Equal Opportunities for Women and Men. Monitoring Law and Practice in Estonia.</u>

 Open Estonia Foundation, 2005
- •Women and Men in Estonia, Statistical Office of Estonia, 2001
- •Women and Men in the Baltic Countries, Statistical Office of Estonia, Central Statistical Bureau of Latvia, Department of Statistics to the Government of the Republic of Lithuania, 2002

フィンランド

- •Gender Equality in Finland, 2004
- •The Gender Barometer, Statistics Finland, 2001
- •Women and Men in Finland, Statistics Finland (1995; 2001; 2003; 2005)

フランス

•Femmes et Hommes. Regards Sur la Parite. INSEE, 2004

グルジア

•Women and Men in Georgia, State Department for Statistics of Georgia (2000; 2003;

2005)

ドイツ

- •Frauen in Deutschland, Statistisches Bundesamt, 2004
- •Women and Men in Germany, Federal Statistical Office, 2006

ハンガリー

- 4th and 5th Reports of Hungary to the UN Committee for the elimination of all Forms of Discrimination Against Women, Ministry of Social and Family Affairs, 1999
- <u>Equal Opportunities for Women and Men. Monitoring Law and Practice in Hungary.</u>
 Foundation for the Women of Hungary, 2005
- The Changing Role of Women. Report on the Situation of Women in Hungary 1997.
 Social Research Informatics Center, Ministry of Social and Family Affairs, UNDP,
 1999
- •Women and Men in Hungary 2001, Ministry of Employment and Labour, 2002 アイスランド
 - •Women and men in Iceland. Statistics Iceland, (2004; 2005)

アイルランド

- •Geographic Gender Equality, NDP Gender Equality Unit Department of Justice, 2004
- •Report of the Advisory Committee on the Role of Women in Agriculture. Minister for Agriculture, Food and Rural Development, 2000
- •Study of the Gender Pay Gap at Sectoral Level in Ireland. Indecon International Economic Consultants, 2002
- •Towards a Vision for a Gender Equal Society. Ireland Equality Authority
- Women and Men in Ireland their modes of transport and their housing tenure, NDP
 Gender Equality Unit, Department of Justice, Equality and Law Reform, 2004
- Women and Men in Ireland as Entrepreneurs and as Business Managers, NDP Gender Equality Unit-Department of Justice, Equality & Law Reform, 2003
- •Women and Men in Ireland: Fact and Figures. NDP Gender Equality

 Unit-Department of Justice, Equality & Law Reform, 2004
- •Women and Men on Farms in Ireland, NDP Gender Equality Unit, -Department of Justice, Equality & Law Reform, 2004

イスラエル

•Women and Men in Israel, Israel Central Bureau of Statistics, (2000; 2004)

イタリア

•Come cambia la vita delle donne. ISTAT, 2004

カザフスタン

- The Concept of Gender Policy and the MDG in Kazakhstan. UNIFEM and UNDP, 2004
- •Women and Men in Kazakhstan, Agency of the Republic of Kazakhstan on Statistics, 2000, 2002, 2004

キルギスタン

- •Strengthening Income-generating Opportunities for Rural Women in Kyrgyzstan.
 UNESCAP, 1999
- •Women and Men in Kyrgyzstan, National Statistical Committee, 1998, 1999, 2004
- •Women and men in the Kyrgyz Republic, National Statistical Committee of the Kyrgyz Republic, UNFPA, 2003

ラトビア

- •Gender and Human Development in Latvia, UNDP, 1999
- •Latvian Women and Men: a Statistical Portrait, Central Statistical Bureau of Latvia, 1997
- •Women and Men in Latvia, Central Statistical Bureau of Latvia, 2003
- Women and Men in the Baltic Countries, Statistical Office of Estonia, Central Statistical Bureau of Latvia, Department of Statistics to the Government of the Republic of Lithuania, 2002

リトアニア

- <u>Equal Opportunities for Women and Men. Monitoring Law and Practice in Lithuania.</u>

 <u>Centre for Equality Advancement, 2005</u>
- •Lithuanian Women and Family, Lithuanian Department of Statistics, 1995
- •Women and Men in Lithuania, Statistics Lithuania (1998; 2000, 2001; 2002; 2003)
- •Women and Men in the Baltic Countries, Statistical Office of Estonia, Central Statistical Bureau of Latvia, Department of Statistics to the Government of the Republic of Lithuania, 2002

メキシコ

- •Domestic and extra-domestic work in Mexico, 1998
- •Domestic and extra-domestic work statistics 1995-1999, 2001
- •Educational statistics of men and women, 2000
- •Mujeres y Hombres in Mexico. INEGI, 2006
- Production of Gender Statistics in Mexico. INEGI, 2001
- •System of Indicators for the Follow-up of the Situation of Women in Mexico (SISESIM), 2003
- •The Mexican woman: a statistical balance at the end of XX th century, 1995
- •Women and Men in Mexico, 2004
- •Women in rural Mexico, 2002

モルドバ

- •Gender Equality in the Republic of Moldova, UNDP Moldova, 2002
- •Woman and Man in the Republic Of Moldova. UNDP Moldova. (2004; 2005)
- •Women's Status in the Republic of Moldova. Sociomoldova in collaboration with UNDP Moldova, 2004

オランダ

•Does leave Work? Social and Cultural Planning Office of the Netherlands, 2004

パキスタン

- Women's Status and Children's Food Security in Pakistan. UNU-WIDER, 2006 ポーランド
- •Women and Men on the Labour Marker, Central Statistical Office (2002; 2004) ポルトガル
- •Mulheres e Homens Nos Anos 90. Instituto Nacional de Estatistica Portugal, 2001
 - •Women and Men in Romania, UNDP Romania and NCS, 2000
- •Women and Men: Work and Life Partnership, National Institute of Statistics, 2004 ロシア連邦
 - National Report about the Implementation of the Platform of Actions adopted during the 4 th Global Conference on Women's Status in the Russian Federation. UNDP, 2000
 - •Women and Men in Moscow, Russian Statistical Office and Moscow City National Committee of Statistics, 2000
 - Women and Men in Murmansk Region. Russian Statistical Office and Murmansk Regional Committee for National Statistics, 2000
 - Women and Men in Vologodskiy Region. Russian Statistical Office and Vologodskiy Regional Committee for National Statistics, 1999

セビリア

•Women and Men in Serbia, Statistical Office of the Republic of Serbia and UNDP, 2005

スロバキア

- <u>Equal Opportunities for Women and Men. Monitoring Law and Practice in Slovakia.</u>

 <u>Open Society Fund Bratislava, 2005</u>
- •Gender Statistics in Slovakia, Ministry of Labour, Social Affairs and Family of the Slovak Republic, 1999
- •Women and Men in Slovakia, Co—ordinating Committee on Women's Issues, 1998スロベニア
- •Women and Men in Slovenia, Statistical Office of the Republic of Slovenia, 2000 スウェーデン
 - \bullet Women and men in Sweden. Facts and Figures. Statistics Sweden (1998 ; 2000 ; 2002 ; 2004)

スイス

- •Die Frauen in den Exekutiven der Schweizer Gemeinden
- •Du coté des Femmes Cadres et Indépendantes. Department des Finances du Canton de Genève, Service pour la Promotion de l'Egalité entre Homme et Femme, 2002
- Femmes et Science en Suisse: Double Perspective. Swiss Federal Statistical Office, 2003
- •On the way to gender equality? SFSO and Swiss Federal Equality Office, Neuchâtel

2004

- Vers l'égalité des salaires? Analyse comparative des salaires entre les hommes et les femmes sur la base des enquêtes sur la structure des salaires (LSE) 1994 et 1996.
 Résumé. OFS et Bureau féd. de l'égalité entre femmes et hommes, Berne/Neuchâtel 2000
- •Vers l'égalité? La situation des femmes et des hommes en Suisse. Troisième rapport statistique.OFS, Neuchâtel 2003

タジキスタン

- •Gender Statistics in the Republic of Tajikistan. Burea Women in Development, 2000
- •Strengthening Income-generating Opportunities for Rural Women in Tajikistzan. UNESCAP, 1999
- •Women and Men in Tajikistan, National Statistical Committee of Tajikistan, 2002

マケドニア前ユーゴスラビア共和国

 Women and Men in Macedonia, Republic of Macedonia State Statistical Office (2003; 2006)

トルコ

• <u>Equal Opportunities for Women and Men. Monitoring Law and Practice in Turkey.</u>

<u>Istanbul Policy Center, 2005</u>

Turkmenistan

•Strengthening Income-generating Opportunities for Rural Women in Turkmenistan.

UNESCAP, 1999

ウクライナ

- •Gender Analysis of Ukrainian Society, UNDP, 1999
- •Women and Men in Ukraine, State Statistics Committee of Ukraine Bureau of the Census, 2001
- •Statistical Information For Gender Analysis, Kyiv City National Administration, 2002

英国

- •Brief Guide to Gender Statistics. National Statistics UK, 2003
- Facts about Women & Men in Great Britain. Equal Opportunities Commission, 2006
- Facts about Women & Men in Scotland. Equal Opportunities Commission, 2006
- Focus on Gender. National Statistics UK, 2004
- •Report from the Producer Consultation Conducted August to October 2002. National Statistics UK
- •Report from the User Consultation Conducted April to July 2002. National Statistics UK
- •Sex and Power: who runs Britain? Equal Opportunities Commission, 2006
- •Sex Equality and the Modern Family: the new political battleground. Equal Opportunities Commission, 2006

合衆国

• <u>Census Brief: Women in the United States, a Profile. US Census Bureau, 2000</u>

- •Gender 2000 . US Census Bureau, 2001
- We the American Women. US Census Bureau, 1993
- •Women and Men in the United States: March 2002. US Census Bureau, 2003
- •Women in the United States, a Profile. Bureau of the Census, 1995

ウズベキスタン

- •Gender and Development in Uzbekistan (1998), Bureau Gender and Development UNDP/Women's Committee of the Republic of Uzbekistan
- •International studies and reports
- •Women and Men in Uzbekistan, State Statistics Department of the Ministry of Microcensus and Statistics of the Republic of Uzbekistan, 2002
- •Country Gender Assessment, 2005

国際的研究と報告書

アジア開発銀行(Asian Development Bank (ADB)

Gender and Development. 2003

EU

ヨーロッパ委員会

Women and Science, She Figures 2006. European Commission, 2006

Women in Science and Technology-The Business Perspective. European Commission, 2006

How europeans spend their time. European Commission, 2004

Une Europe pour les femmes, des femmes pour l'Europe, 1999

The Irish Presidency of the European Union

Report on sexual harassment in the workplace in EU Member States, 2004

National Development Plan Gender Equality Unit

Training FactSheets

ILO Women and Men in the Informal Economy: a statistical Picture, 2002

United Nations Department of Economic and Social Affairs (UNDESA)

The World's Women 2005: Progress in Statistics, 2005

UNDP En Route to Equality. A Gender Review of National MDG Reports, 2005

UNDP/United Nations Economic and Social Commission for Asia and the Pacific (UNESCAP)

Guidebook on Integrating Unpaid Work Into National Policies, 2003

United Nations Population Fund (UNFPA)

Engendering Population Census in South and West Asia. By Zaman, Wasim and Rafiqul Huda Chaudhury, 2004

United Nations Development Fund for Women (UNIFEM)

The story behind the numbers: Women and Employment in Central and Eastern Europe and the Western Commonwealth Of Independent States, 2006

United Nations Research Institute for Social Development (UNRISD)

Gender Equality- Striving for Justice in an Unequal World, 2005

World Economic Forum

Women's Empowerment: Measuring the Global Gender Gap, 2005

World Health Organization (WHO)

Multi-Country study on women's health and domestic violence against women, June 2005

Putting Women First, 2001 (English, Spanish)

Researching Violence against Women, 2005

Zenska Infotwka

Until it stops, Violence against women across transitional Europe, 2003

1.6 ネットワークとリンク

以下ではジェンダー<u>ネットワーク</u>へのリンクとともにジェンダー統計の発展と改善および/あるいは関連する活動分野で動いている<u>国際機関</u>をリストしている。各国統計局への直接的リンクのためには<u>、ここ</u>をクリックしてください。また各国レベルでのジェンダー政策に関するより詳しい情報に関しては、政策的資源のパートから入手できる。もし、あなたがこのリストにふくめるべき追加的サイトについて提案があるなら、gender.stats@unece.org に連絡してください。

国際機関

<u>Development Assistance Committee - OECD</u> OECDのジェンダー平等に関する作業部会。

Food and Agricultural Organisation of the United Nations - FAO

FAOの「持続可能な発展部(Sustainable Development Department)は、地方の人々-男女-の農業と地方の開発への活動的参加を促進する政策、戦略と方法論を企画している。一層の情報に関してはここをクリックしてください。

International Labour Organisation - ILO インフォーマルセクター、家庭内労働、児童労働その他といったトピックスに関する労働統計と調査/研究の国際基準やガイドライン。ILOのジェンダー促進プログラム(ILO Gender Promotion Program)を訪問するためには、ここをクリックしてください。他にはILOのジェンダーウエブサイトはここで見つけることができる。

International Telecommunications Union - ITU: Gender Issues ITU内のジェンダー問題タスクフォースは、ジェンダー問題の主流化をなしとげるための主な機関として務めている。開発部門との協力で、それは、テレコミュニケーションと出現しつつある情報化社会の便益は開発途上国のすべての男女に、公正で同等な基準で入手可能になることを保証する狙いを持つ。

Inter-Parliamentary Union - IPU 国会における女性。

<u>United Nations Division for the Advancement of Women - UNDAW</u> UNDAW は、世界の女性の地位の改善と男性との平等の達成を主唱している。それは、人間の努力のすべての側面において、男性との同等のパートナーとしての女性の参加を保証することを狙う。それは、女性を持続可能な開発、平和と安全、ガバナンスと人権への等しい参加者であり受益者であることを促進する。

それは、国連システムの内外でジェンダーの見地を主流化することを促進する。

<u>United Nations Development Program - UNDP</u>

UNDPのGender in Development Programme (GIDP)は、UNDPのジェンダー平等政策、対話および実践を助言し、支援し、促進し、女性のエンパワーメントを促進する。UNDPの <u>Virtual Gender Library</u>はUNDPヨーロッパ・CIS地域局によって維持されている。

United Nations Economic Commission for Latin America and the Caribbean - ECLAC

ラテンアメリカとカリブ海諸国でのジェンダー平等を推進しながら、ECLACの Women and Development website は、この地域のジェンダー統計、様々の出版物と研究、プロジェクト、会合と他のイベントの情報をふくんでいる(スペイン語のみ)。 ECLAC Gender Statistics (Estadísticas de género) ウエブサイトは、最低限の指標セットに基づいて、この地域の諸国の22のプロファイルに対する、そして、人口と保健、世帯と家族、就業、所得と政治参加に関する一連の地域比較の社会・経済指標にとっての家である。データは、すべての国の対応するデータ関して1999-2000 年期間に更新されている。

United Nations Educational, Scientific and Cultural Organisation - UNESCO

UNESCOのwomen and gender equality に関するウエブサイトは、その作業にジェンダー視角を統合するUNESCOの努力に関する情報を含んでいる。 UNESCOの <u>Institute for Statistics</u> は教育と識字に関するデータへのオンライン・アクセスを提供している。

United Nations High Commissioner for Refugees - UNHCR

他の情報もあるが、UNHCRが、女性がその生活を立て直すときに、保護と基本的な財とサービスに等しくアクセスすることを保証するために開発した一連の特別なプログラムについての情報とともに、難民とUNHCRCが問題と考える他の人々に関する統計情報をふくむ。

<u>United Nations Children's Fund – UNICEF</u> UNICEF プログラムは、傷つきやすい状況にある子どもを守るための政策、法律およびプログラム支援に明白な焦点を置いている。プログラムはまたジェンダー問題の理解を改善することを特別に強調している。

United Nations Development Fund for Women - UNIFEM

UNIFEM は女性のエンパワーメントとジェンダー平等を促進する。UNIFEM は3つの分野に焦点をおいている。すなわち、女性の能力を強化すること、政府とリーダシップ、および女性の人権の促進である。また、Women in CIS Countries のUN Development Fundをみていただきたい。

<u>United Nations International Research and Training Institute for the Advancement of Women</u>
- <u>INSTRAW</u> この機関の使命は、世界規模の女性の地位向上とジェンダー平等に貢献する研究・ 訓練プログラムを促進し、着手するための国際レベルでの車両として務めることである。

United Nations Population Fund - UNFPA 国連人口基金は、大部分は開発途上国および移行国

と活動をしている。基金は3つの主要なプログラム分野-家族計画と性的健康をふくむリプロダクティブ・ヘルス,人口と開発戦略,および主唱,である。

United Nations Statistical Division - UNSD

国際的基準とガイドライン,進行中の諸国への技術援助,国際的出所からのデータの編集と分析。 <u>WISTAT</u> サイトを訪問するためにはここをクリックしてください。WISTAT データベースからひ きだされた統計表をみるためにはここをクリックしてください。

Women Watch

世界の女性問題についての中核的インターネット空間をつくりだすUN の共同プロジェクト。これは 1997 年 3 月にDAW, UNIFEMとINSTRAWから資金を受けた。

World Bank - WB 世界銀行の Gender Netサイト は、そのプログラムとプロジェクトによって、世銀がどのようにジェンダー不均衡を縮小し経済への女性の参加を強めようとしているかを叙述している。国とテーマ別のジェンダー統計に関するデータベースを含んでいる。

World Health Organisation - WHO 女性に関する、保健と環境、妊産婦保健、女性に対する暴力および総ての他の保健に関連するトピックス。

ネットワーク

ASTRA 中央,東ヨーロッパの活動家のネットワークで,主な目的として,この地域の女性の性的およびリプロダクティブへルスと権利の促進を持ち,国と地域の課題の目立つ位置にこれら問題を据えることを保証する。

<u>Commonwealth and Gender</u> 英連邦のジェンダー平等プログラム。

Equal Opportunities Commission - EOC

性差別を除去するために活動している英国の指導的機関。

European Women's Lobby EUの女性のNGOの調整機関。

Global Fund for Women は女性の人権に焦点をあてている補助金授与基金。それは、識字、家庭内暴力、経済的自立、女性の国際的人身売買といった多様な問題を支援している。それは、合衆国の外部に基礎をおく女性グループを支援している。

Interagency Gender Working Group - IGWG

1997 に創設されたIGWGはNGOのネットワークで、United States Agency for International Development (USAID), Cooperating Agencies (CAs), および USAIDのCenter for Population, Health and Nutrition (PHN) をふくむ。IGWG はリプロダクティブヘルス/HIV/AIDSの結果を改善するためのPHN プログラム内のジェンダー平等を促進し、持続可能な開発を促進する。

International Development Research Center - IDRC: Gender and Sustainable Development

<u>Unit</u> カナダ政府が創りだした公的法人である。このサイトは、IDRC のジェンダーに基づく研究イニシャチブと資金供与に関する情報をふくんでいる。ジェンダー分析と実例に関する資源へのリンク。

International Food Policy Research Institute - IFPRI: Gender Research Network

このネットワークは世界のジェンダーと世帯内研究者をリンクさせるためにUSAID/WID が支援者となっている。それは、世帯内と食物と農業研究のジェンダー側面に関するe-mail のネットワーク、ニュースレター、ジェンダーと財産権に関するe-mail会議、および新しいジェンダーと開発政策討議(Gender and Development Policy Discussion)をふくむ。

<u>International Planned Parenthood Federation - IPPF</u> これは、家族計画と性的保健・リプロダクティブ・ヘルスに関心を寄せている最大のボランティア組織である。

International Union for the Scientific Study of Population - IUSSP

ジェンダー問題をふくむ人口の科学的研究に専念している国際専門家協会。

Network Women's Programs - NWP

1997年にGeorge Sorosが創設した。このプログラムは、社会的、法的および経済改革とともに、市民社会の一連のプログラムー教育、公共保健、人権と女性の権利を発展させ実施する民間の活動・資金供与基金であるにおけるOpen Society Institute (OSI)の一部である。

Nordic Institute for Women's Studies and Gender Research - NIKK

NIKK - (Nordic Institute for Women's Studies and Gender Research) は、北欧大臣協議会 (Nordic Council of Ministers) が資金提供している部門を越えた北欧研究機関である。その狙いは、北欧諸国(デンマーク、フィンランド、アイスランド、ノルウェー、スウェーデン)の内外の両方での女性学とジェンダー研究についての情報を推進し、開始し、調整し、通知することである。

oneworld.net 社会正義のために 1250 を越える組織が一緒に活動しているオンラインのコミュニティ。そのページはワンワールド・ネットのパートナーが作成した文書へのリンクをふくむ。

Research Centre for Gender Equality - KETHI: Greece KETHIの活動の基本的狙いは二重の 焦点を持つ。すなわち、ジェンダー平等問題の社会的研究を遂行すること、そしてGeneral Secretariat for Equalityが定義した政策の枠組み内で、政治、経済および社会的生活のすべての領域での女性の地位の向上とその前進を可能にすること、である。

WEDO 国際的な主唱者のネットワークであり、すべてのレベルで、ガバナンスと政策立案機関、フォーラムおよび過程での政策立案者として世界の女性の権力を増加させることを追求するものである。それらは、経済的、社会的正義、平和的で健康な地球、すべての人にとっての人権を達成することを望んでいる。

WIDNET (国連の出版物 The World's Women 1995 - Trends and Statisticsからの)女性と開発に関するオンライン・データベース。 女性に関するウエブサイトと文書へのリンク。

Work-Life Research Centre 英国の3つのアカデミックな研究所からの研究者によって創設された多重サイトのセンター。彼らは、就業、ケア、家族とコミュニティの関係に焦点を置いている。

1.7 サイトマップ

ホームHOME

- ●われわれの任務 Our mission
- ●われわれは誰か Who we are

ジェンダー統計を作る MAKING GENDER STATISTICS

ジェンダー統計とは何か What is gender statistics?

- ジェンダーの定義 A definition of gender
 - <u>性の定義 A definition of sex</u>
 - 何故われわれはジェンダー統計を必要とするか Why do we need gender statistics?
 - ジェンダー統計の簡単な歴史 <u>A brief history of gender statistics</u>

ジェンダー統計を生産する Producing gender statistics

- ジェンダー統計の生産過程 The production process of gender statistics
- 利用者と生産者users and producers
- ジェンダー問題と目標の確認Identification of gender issues and goals
- 適切な統計の確認 Identification of relevant statistics
- <u>データ出所の評価とデータの確認Evaluation of data sources and identification of data</u> needs
- 分析, 提示, および配布 Analysis, presentation, and dissemination
- <u>産出物の評価 Evaluation of output</u>

ジェンダー統計を提示する Presenting gender statistics

- ユーザー・フレンドリーな表の用意 Preparing user-friendly tables
 - o リスト,本文と付表の定義 Definitions of list, text, and annex tables
 - o <u>ユーザー・フレンドリーな図の一般的規則 General rules for preparing</u> <u>user-friendly charts</u>
 - o 図に<u>関する2,3の勧告 A few recommendations regarding charts</u>
 - o 男女のデータ Data on women and men
- ユーザー・フレンドリーな図を作成するMaking user-friendly charts
 - o 図に関する重要な勧告 Important recommendations regarding charts

- o 図のタイプ **Types** of charts
 - 棒グラフ<u>Bar charts</u>
 - 折れ線グラフ <u>Line charts</u>
 - 円グラフPie charts
 - Stacked bar chart
- 主要な参照資料 Sected reference material

ジェンダー統計を配布する Disseminating gender statistics

- 統計生産物 Statistical products
- 利用者との協議Consulting users
 - o 利用者とそのニーズ<u>Users and their needs</u>
 - o 利用者との協議の仕方<u>How to consult users</u>
- ジェンダー統計生産物 Gender statistics product
 - o 主要な参考資料Selected reference material
- マーケッティングと配布計画 Marketing and dissemination plan
 - o 新聞発表と新聞への説明<u>Press releases and press briefings</u>
 - 新聞発表の準備Preparing press releases
 - o ビラとパンフレットFlyers and pamphlets
 - o 講義とセミナーLectures and seminars

国際基準とガイドライン International standards and guidelines

- 国際的方法International Methodologies
- 分類Classifications
 - o <u>ICATUS -時間利用統計の国際活動分類 International Classification of Activities for Time Use Statistics</u>
 - o <u>ICSE 国際従業上の地位分類International Classification by Status of Employment</u>
 - o ISCED -国際教育標準分類 International Standard Classification of Education
 - 教育水準 <u>Levels of education</u>
 - 教育の大分類と分野 <u>Broad groups and fields of education</u>
 - o ISCO 国際標準職業分類International Standard Classification of Occupations
 - ISCO-68 大分類major groups
 - ISCO-88 大分類major groups
 - o <u>ISIC 総経済活動の国際標準分類International Standard Industrial Classification of All Economic Activities</u>
 - ジェンダー統計のためのハンドブック <u>Handbooks for gender statistics</u>
 - ジェンダー統計の改善のための進行中の活動 Ongoing work for the improvement of gender statistics

統計家向けジェンダー統計訓練<u>GENDER STATISTICS TRAINING FOR STATISTICIANS</u>

時間使用調查TIME USE SURVEYS

序Introduction

国際的ガイドラインInternational Guidelines

国の方法論National Methodologies

調查Surveys

日記と調査票Diaries and Questionnaires

統計データStatistical Data

データ報告書Data Reports

方法論的問題に関する論文Papers on Methodological Issues

リンク Links

ジェンダー問題**GENDER ISSUES**

ジェンダー主流化Gender mainstreaming

政策分野Policy areas

- 人□Population
 - o 高齢化Ageing
 - o 人口の減少Population decline
 - o 移民 <u>Migration</u>
 - o 難民 <u>Refugees</u>
- •家族と世帯Families and households
 - o ライフスタイルの多様化 <u>Diversification of lifestyles</u>
 - o 家族数の減少Decreasing family size
 - o 避妊情報Contraceptive information
 - o ジェンダー役割と責任分担<u>Gender roles and responsibility sharing</u>
- <u>労働と経済Work and the economy</u>
 - o <u>労働力参加と労働のタイプLabour force participation and type of work</u>
 - o 労働市場の差別Labour market segregation
 - o <u>失業Unemployment</u>
 - o <u>事業主Entrepreneurship</u>
- 教育とコミュニケーションEducation and communication
 - o <u>高等教育への等しいアクセスEqual access to higher education</u>
 - o 同じ学習分野への等しいアクセス<u>Equal access to same fields of study</u>
 - o 教育における職務分離<u>Occupational segregation in education</u>
- <u>公共分野と意思決定Public life and decision-making</u>
 - o 政治的意思決定の重要地位 <u>Key positions in political decision-making</u>
 - o 経済的意思決定の重要地位Key positions in economic decision-making

- o <u>他の領域の重要地位</u>:司法や教育Key positions in other areas: the judiciary and education
- ショジェ<u>ンダーとメディアGender and the media</u>

保健Health

- o 男女の生物学的相違<u>Biological differences between women and men</u>
- o ライフスタイルと社会・経済的影響Life styles and socio-economic influences
- o リプロダクティブ・ヘルスReproductive health
- o 保健と貧困<u>Health and poverty</u>
- 犯罪と暴力C rime and violence
 - o 加害者と犯罪種<u>Perpetrators and types of crime</u>
 - o 女性に対する暴力Violence against women
 - o 人身売買Trafficking in humans

国のレビュー

Yugoslavia ▼

資源Resources

ECEの会合 ECE MEETINGS

出版物 <u>PUBLICATIONS</u>

用語集 GLOSSARY

ネットワークとリンク ETWORKS & LINKS

我々への連絡 CONTACT US

オンラインのデータ DATA ONLINE

われわれの連絡先

もしわれわれについてさらに知りたいことがあるなら、以下のリストのリンクを選んでください。 われわれの任務

われわれは何であるか

ジェンダー統計に関しての追加情報については、以下に連絡ください。:

Social and Demographic Statistics Section Statistical Division

United Nation Economic Commission for Europe (UNECE)

Palais des Nations, Avenue de la Paix, 8-14, CH-1211 Geneva 10

SWITZERLAND , gender.stats@unece.org Fax: (+ 41 22) 917 0040

用語集

あなたは、われわれがこのサイトで使っているジェンダー統計の術語の幾つかを理解したいなら、 われわれの用語集によって拾い読みできる。以下の文字をクリックするだけです。

A|B|C|D|E|F|G|H|I|J|K|L|M|N|O|P|Q|R|S|T|U|V|W|X|Y|Z

第2部 UNECE の 2000 年代のジェンダー統計関係諸会議 および幾つかの報告

2.1 序 関係会議と報告 (解説)

2010 年 10 月半ば現在で UNECE のジェンダー統計サイトに掲載されている最も古い会合 (meeting)は 2000 年 Orvieto 会議である。しかし、UNECE の統計部は、1880 年代半ばから女性と統計、あるいはジェンダー統計に関わる旺盛な取り組みを進めてきている。何よりも、その地域の諸国の統計機関に、ジェンダー統計に関心を寄せ、国際活動を開始し、国連統計部に影響を与える女性統計家を輩出してきたことがあるだろう。北京女性会議でのジェンダー統計論議をリードし、その後も推進者になっているのは、この地域の女性統計家であった。ECE での 2000 年までのジェンダー統計に関わる経過の概略は、「ECE 地域におけるジェンダー統計ウエブサイトの構築ー関係報告書の翻訳と論評」『統計研究参考資料』No.75 (2001 年 11 月)所収の 3.伊藤陽一「ECE 地域でのジェンダー統計活動と論議の紹介と論評」でとりあげた。そこでは、2000 年 11 月の Orvieto 会議もある程度詳しく紹介した。そこで、本資料ではそれ以後の会議をみることにした。

第2部の2.2. は、最近(2010年)をはじめにおいて、2000年までさかのぼる形で、ジェンダー統計関係会議を列挙している。「ジェンダー統計」サイトには2008年までしか掲載されていないので、そこからの会議に(1)、(2)・・(14)の番号をつけ、2010、2009年のジェンダー統計関連会議をECEの統計部サイトの会議一覧から取り出して①~⑦の番号をつけた。2005年以前の会議については、本資料では提出された報告一覧を示していない。

2003 年を除く毎年,ジェンダー統計一般に関するワークセッション/ワークショップが主としてジュネーブで,その他にサブ地域,特定国で,さらには特定テーマで,そして特に最近は,女性に対する暴力の測定に関する会合が,国際機関との共催をふくめて開かれている。これとともに,既にかなりの国に時間使用調査は普及しているが,未着手の国あるいは結果の活用をめぐって時間使用調査がトピックになっている。

これら会議での報告は非常に多いが、本資料では、できるだけ最近の報告として、2008 年 10 月 会議からの 5 報告 (41 ページの報告一覧の番号では、2、7、8、12、14) をとりあげた。2.3. この会議全体のまとめ、2.4. 上記 7: Family and work balance (日本では WLB)、2.5. 8: タイトルからは想像つかないが、家族慣習や社会制度等からのジェンダー不平等への影響を測定、2.6. 12: 個人以外の測定が多い経済統計とジェンダー統計の関係、2.7. 14: ジェンダー予算のオランダでの計算、である。

残り1つ2.8は、2004年10月のワークセッションでのワーキングペーパーNo.4である。これは少々古いがECE 統計部が、4月に各国のジェンダー統計フォーカルポイントに送った調査票の回答をまとめたものである。当時、ECE 諸国でジェンダー統計の推進体制がどこまで進んでいたかを示す点で興味深かった。こういった動きを背景にして、『世界の女性 2005』の11戦略が示されたのであろうか。それから6年たった現在、幾つかの前進があるのだと思う。付録のまとめの原表は見にくいかと思うが英文のまま、また調査票も興味深いので英文のままであるが収録した。

なお, 2.2 の報告全体の脚注は, 6つの報告を通して付されているので, ご了解いただきたい。

2.2 会議と報告一覧

【ジェンダー統計サイトの会議には,2010年10月半ば時点で以下の2008年までが((1)以降が掲載されている。以下の2009,2010年分は他からひきだして張り付け,①~⑧とした。】

【2010年】

- ① 女性に対する暴力の測定に関する第2回専門家グループ会議 Second Expert Group Meeting on Measuring Violence against Women (2010年11月18-19日, ジュネーブ)
- ② <u>ジェンダー統計に関するサブ地域ワークショップSub-regional Workshop on</u> Gender Statistics (2010年9月27-29日, トビリシ)

Updated: Mon Oct 4 17:20:55 CEST 2010

ECE/CES/GE.30/2010 /...

- 1 Information Note
- 2 Agenda

Gender and Ageing

- 3 The gender dimension of poverty (presentation by Eszter Zolyomi)
- 4 Population ageing in Georgia (presentation by Irina Badurashvili)

Reconciliation of family and work life

- What is reconciliation of family and work life and why this issue has become so important? (presentation by Andres Vikat)
- 6 Generations and Gender Programme (GGP) (presentation by Andres Vikat)
- Generations and Gender Programme in Georgia (presentation by Irina Badurashvili)

Informal employment from a gender perspective

- 8 Introduction to informal employment (presentation by Margarita Guerrero)
- What is informal employment and how is it measured? (presentation by Margarita Guerrero)
- Experience of Moldova in measuring informal employment (presentation by Elena Vatcarau)

Violence against women

- Collecting and using data to monitor violence against women (presentation by Elizabeth Villagomez)
- Administrative data sources on violence against women in Georgia (presentation by Lia Charekishvili)
- National research on domestic violence against women in Georgia (presentation by Lela Bakradze)

National survey on domestic violence against women in Armenia (presentation by Astghik Gyulbenkyan)

How to make it happen

UNECE Gender Statistics Programme - overview of the online training toolkit (presentation by Mihaela Darii Sposato)

③ <u>ジェンダー統計に関する国のワークショップNational Workshop on Gender Statistics (2010年5月18-19日, セルビア)</u>

Updated: Tue Jul 6 08:07:16 CEST 2010

ECE/CES/GE.30/2010 /...

1	Provisional agenda						
2	Concept note						
3	Time Use Survey in Serbi (SORS)						
3/ADD.1	Time Use Survey -data p ocessing (SORS)						
4	Main topics on VAW (ISTAT)						
5	Criminal Justice Statistics in Serbia (SORS)						
6	Italian experience on Violence against Women Survey (ISTAT)						
6/ADD.1	iolence and abuse inside and outside of the family (ISTAT)						
6/ADD.2	Methodological notes (ISTAT)						
6/ADD.3	Questionnaire from the Women Safety Survey (ISTAT)						
7	Module versus ad hoc survey (ISTAT)						
8	Interim Set of VAW Indicators and a short module questionnaire (UNECE)						
9	Reconciliation of family and work life (UNECE)						
9/ADD.1	Reconciliation of family and work life (SORS)						
10	UNECE Gender Statistics Programme (UNECE)						
11	Combating Sexual and Gender-based violence (Gender Equality Directorate, Serbia)						
12	Time use statistics - Klas Rydenstam						

④ 女性に対する暴力の測定に関するワークショップWorkshop on Measuring Violence against Women (2010年4月29-30日, ジュネーブ)

Updated: Wed Jun 16 13:13:33 CEST 2010

ECE/CES/GE.30/2010 /...

	Provisional agenda and time able
1	Role of NSOs in measuring violence against women (UNECE)
2	The Italian Women Safety Survey
3	Gender statistics and measuring domestic violence in Georgia (Georgia)
4	Use of the data on VAW for the policy making
5	International experience with data collection on VAW
6	Challenges in Measuring VAW
7	Interim Set of VAW Indicators developed by the UN Statistical Commission's Friends of the Chair group
8	Questionnaire module to collect data on the Interim set of VAW indicators
9	Question by question description of the VAW module
10	Training manual for facilitators
11	Violence against women (Tajikistan)

⑤ <u>ジェンダー統計に関するワークセッションWork session on gender statistics</u> (2010年4月26-28日, ジュネーブ)

Updated: Wed Sep 15 17:31:48 CEST 2010

ECE/CES/GE.30/2010 /...

Registration form

Provisional agenda

Provisional timetable

Report of the meeting

⑥ <u>ジェンダー統計に関するサブ地域ワークショップSub-regional workshop on</u> gender statistics (2010年2月15-17日, スコピエ)

Updated: Mon Mar 29 08:51:19 CEST 2010

ECE/CES/GE.30/2010 /...

- 1 Agenda
- 2 List of Participants
- 3 Challenges in Measuring Violence Against Women
- 4 International Experience in Data C Ilection on VAW

5 Interim Set of VAW Indicators and a Short Module Questionnaire Putting Women First: Ethical and Safety Recommendations for Research on Domestic Violence Against Women 7 Indicators and Data Collection on VAW -background paper Survey on Domestic Violence -National Institute of Statistics of the Republic 8 of Albania Organizing national workshops on gender statistics - lessons learned - Bosnia and Herzegovina Strengthening relationship between gender mechanisms and the NSO -Central Bureau of Statistics of the Republic of Croatia The importance of the top management support in developing a gender statistics program- National Statistical Office of the Republic of Macedonia 12 How to make it happen - Statistical Office of Montenegro Experience of Serbia in conducting a Time Use Survey -Statistical Office of 13 the Republic of Serbia 14 UNECE Gender Statistics Programme 15 Some photos from the workshop

【2009年】

⑦ 女性に対する暴力の測定に関する専門家グループ会議 Expert Group Meeting on measuring Violence against Women (2009 年 9 月 28-30 日, ジュネーブ)

Updated: Mon Nov 9 16:13:51 CET 2009

16 UNECE work on measuring violence against women

ECE/CES/GE.30/2009 /...

17 Summary points

	Agenda
	Report of the meeting
INF.1	Information Notice No. 1

【2008年】

(1) ジェンダー統計に関するワークセッション (2008年10月6-8日, ジュネーブ)

この会議の主な目的は、ジェンダー統計に関する諸国の経験を交換を促進し、ジェンダー統計の分野でのUNECEの3つのタスクフォース(統計家向けのジェンダー統計の訓練に関するTF、ジェンダーに基礎をおく暴力の測定に関するTF、UNECEジェンダー統計データベースに関するTF)の活動を提示することである。同時に、この会議は、ジェンダー統計データの生産と配布の両方で

の国家統計局でのジェンダー統計の成果を蓄積し、副次的人口集団内のジェンダーの分野で現れている問題とジェンダー分析の経済的指標をとりあげるための手段として役立つだろう。

Work session on gender statistics (Geneva, 6-8 October 2008)

Updated: Mon Nov 24 17:02:13 CET 2008

Working Paper No. /...

	Registration form
INF.1	Informat on n te fo participants nu.1
INF.2	Information Notes for participants
1	Provisional Agenda
1/ADD.1	Rev.2 Provisional agenda and Tentative timetable (as of 2 October)
2	Report of the meeting
Gender S	tatistics Training for Statisticians
	Joint WBI/UNECE Project Update
3	What Is Gender Statistics And Gender Analysis? (UNECE)
4	Why do we need Gender Statistics? (UNECE)
5	Introduction of gender statistics into the national statistical system of Kazakhstan (Kazakhstan)
17	National Prespectives: Germany (Germany)
19	National Perspectives in Developing Gender Statistics: The former Yugoslav Republic of Macedonia
SP.1	draft manual 'Developing Gender Statistics: A Practical Tool', Background document
Usage of	Statistical Data for Gender Analysis at National and International Levels
6	UNECE Statistical Database: An Update on Developments in Gender Statistics (UNECE)
7	Family and work balance in everyday life: a European comparison (Switzerland)
8	Initiating a bottom-up dialogue on gender statistics (OECD)
9	Visual Presentation of Data: Making data meaningful through effective tables, graphs and maps (UNECE)
Measurer	nent of Gender Disparities within Other Sub-population group
10	Measurement issues and multiple discrimination: gender and ethnicity (Netherlands)
11	Moving on up? Statistics on gender and ethnic group in the Equal Opportunities Commission's investigation into ethnic minority women and work (United Kingdom)
SP.2	Comments from Discussant (UNDP)
Economic	Indicators for Gender Analysis
12	Gender and Economic Statistics (Canada)
13	Gender pay gap: Data availability and measurement issues (UNECE)
14	Who benefits more? Benefit of the government by gender. A Dutch example of gender

	budget analysis. (Netherlands)
15	Social Accounting Matrix (Portugal)
18	List of indicators on gender equality in the economy, for countries of Central Asia (UNECE)
SP.3	Comments from Discussant (Netherlands)
Indicato	rs on Gender-based Violence
16	Excerpt from Report of Expert Group Meeting on indicators to measure violence against women, Background paper
20	Indicators on Violence against Women: state-of-the-art (UNECE)
21	Country perspective: Canada
22	Human Rights perspective (OHCHR)
23	Expert perspective (National Research on Domestic Violence against Women in Turkey)

【2007年】

(2) 国のジェンダー統計訓練プログラムに関する UNECE/WBI 共同ワークショップ

(2007年12月13-14日, ローマ)

このワークショップの目的は、ネットワークの諸国における国家統計局のジェンダー敏感化 (gender sensitization) に関する国家訓練プログラムの現状に関するストックをつくることである。このワークショップで期待される成果は、様々のトピックに関する地域ネットワークでの訓練者の技能の向上、国の訓練プログラムの現状に関する詳細報告、および次年にある国家的イベントの計画に関する詳細報告、である。

Updated: Wed Jan 16 11:52:50 CET 2008

Working Papers /...

INF.1	Information note for participants nu.1
INF.2	Agen a
1	Looking back and taking stock
2	Plann n ahead
3	Why and how to carry out the Time Use Survey: the Italian experience
4	Men and women: domestic violence perception in Urban cities

(3) <u>CIS と SEE 諸国の国家統計システムのジェンダー敏感化に関する訓練者の地域ワークショップ</u> (2007 年 4 月 23-27 日, アルトマイ), カザフスタン共和国の統計機関, UND P. UN F P A, F A O, UN I F E M との協力で組織された。

このワークショップの狙いは、政府機関内の統計家と統計利用者が、国家統計システムを変えて、国で生産され配布される統計をジェンダー適合性を改善することを助け、国家統計システムがジェンダー分析によりうまく使用できる適合的なジェンダー統計を提供することを援助することである。一連の相互に影響しあう訓練モジュール、討議および活動を通じて、ワークショップは、CISとSEE 諸国のジェンダーに適合的な統計の収集、生産および配布に関与する国家統計局や他の機関/省庁のために組織されている。

Updated: Tue Jun 5 15:55:40 CEST 2007

Working Paper No. /...

Info Note

Agenda

Final Report

Click here to access a password protected page with training materials

POWERPOINT PRESENTATIONS

i_4 Facilitation Techniques PPP

3_1a Labour Statistics PPP

3_2 Gender Pay Gap PPP

Gender Budgets PPP

4_1a Analysis and Presentation of Gender Statistics PPP

4_2 UNECE Gender Statistics Website and Database PPP

PIS How to Organize a Workshop PPP

PIS Web Portal PPP

MULTIMEDIA PRESENTATIONS

Instructions for running the presentation after downloading the Zip file

1) unzip the file

2) click on the pptview application in the folder, which opens a Microsoft Office

Powerpoint Viewer dialogue box

3) select the file and click open (starts the presentation)

Advocacy (13 MB Zip file)

Gender Based Violence (10.7 MB Zip file)

Gender and Population Sub Groups (14.2 MB Zip file)

Making it Happen (14.2 MB Zip file)

【2006年】

(4) ジェンダー統計に関するワークショップ(2006年9月14日, ジュネーブ)

UNECE の統計家向けジェンダー敏感化訓練に関するタスクフォースは、国家統計システムへのジェンダー視角の統合について実際的問題に関する1日のワークショップを組織した。このタスク

フォースは、このタイプの訓練に向けてのマニュアルに関して活動している。ワークショップは、UNECE 加盟国内でのこれら諸問題を討議する舞台を提供した。

Updated: Thu Sep 28 14:43:32 CEST 2006

Working Paper No. /...

INF.1	Information Notice
1	Agenda
2	

(5) ジェンダー統計に関するワークショップ (2006年9月11-13日, ジュネーブ)

この会合の狙いは、ジェンダー統計の分野での統計家と他の専門家の間で経験を交流することである。 ジェンダー統計の分野での3つの UNECE のタスクフォース (統計家向けのジェンダー統計の訓練に関する TF, ジェンダーに基礎をおく暴力の測定に関する TF, UNECE ジェンダー統計データベースに関する TF) の活動を示すこと、ジェンダーに関連するデータの生産と配布の両方で、国家統計局でのジェンダー統計での達成のストックをつくること、ジェンダーとマイノリティの分野で現れる問題をとりあげることである。

UNDP/UNECE/World Bank/USAID Subregional workshop on gender statistics

Updated: Tue Feb 20 17:45:43 CET 2007

Working Paper No. /...

NF.1	Inf rmation Note for participants
1	Provisional Agenda
1/REV.1	Updated agenda as of 24.08 (replaces agenda in ECE/CES/GE.30/2006/1
1/REV.2	Updated agenda as of 5 September (replaces ECE/CES/GE.30/1/Rev.1)
2	Report of the meeting
Item 2: 0	Gender Sensitization Training for Statisticians
	Capacity Building program on Engendering National Statistical Systems for
3	a Knowledge-Based Policy Formulation in CIS and SEE countries. Project
	proposal (UNECE-World Bank)
4	Gender Sensitization Training as a Process in Serbia (Republic of Serbia)
31	Outline for the Manual on Engendering national statistical systems (UNECE Task Force)
31/ADD.1	Outline for the Manual on Engendering national statistical systems -How
31/ADD.2	Outline for the Manual on Engendering national statistical systems - Why
32	Discussant: Tahere Noori, Statistics Sweden

5	Report of the expert group meeting on violence against women (UN DAW)							
	Analysis of national surveys carried out by the countries of the conference of							
6	european statisticians to measure violence against women							
	Towards international standards for data collection and statistics on							
7	violence against women (United Kingdom)							
8	Assessing the prevalence of violence against women in Canada (Canada)							
27	WHO Multi-country study on Women's Health and Domestic Violence							
41	against Women							
27/ADD.1	" WHO Multi-country study on Women's Health and Domestic Violence against Women							
20	From measuring violence against women to assessing state responses:							
29	Developing global indicators							
	Comparative reanalysis of prevalence and health impact data in Europe –							
30	obstacles and possible solutions. Testing a comparative approach on selected							
	studies.							
33	Discussant: Maria Giuseppina Muratore, ISTAT							
Item 4: Pro	motion and development of time-use survey							
9	Gender in Kazakhstan: gender statistics and gender policy. Time use survey							
	in Kazakhstan (Kazakhstan)							
10	What type of gender analyses can be done with data from the American							
10	Time Use Survey? (United States)							
13	The UNECE webpages on Time-Use Surveys (UNECE)							
34	Discussant: Saskia Keuzenkamp, Statistics Netherlands							
SP.24	Valuation of unpaid work by women and men in Estonia (Estonia)							
Item 5: D	Dissemination, marketing and use of gender statistics							
11	Dissemination and Marketing and Use of Gender Statistics in Eurostat (Eurostat)							
12	Portugal's Gender Statistics Database: the Gender Profile (Portugal)							
12/REV.1	Portugal's Gender Statistics Database: the Gender Profile (Portugal)							
14	Legal framework on gender statistics in Italy (Italy)							
15	The UNECE Gender Statistics Database and Website (UNECE)							
16	Disseminating gender statistics: The Canadian experience. (Canada)							
17	Experience as a user of the UNECE Gender Statistics database (Russian							
11	Federation)							
22	Women and Men in OECD countries							
22/ADD.1	Women and Men in OECD countries (Extract of the draft publication)							
23	Missing links between gender, economy and statistics (UNECE)							

26	Selected gender indicators: Comparing Switzerland with other countries (Switzerland)
35	Discussant: Petteri Baer, UNECE
SP.25	Dissemination and Marketing of Gender Sensitive Data – Czech Experience
SP.28	Gender Statistics in Germany (Germany)
I tem 6:	Gender and minorities
18	Developing statistics on gender and ethnicity: Some general considerations
10	and the Dutch case as an example (Netherlands)
19	Ethnic minorities, gender and discrimination in European Social Survey
19	(Netherlands)
90	Gender Aspects and Minority Data: An Illustrative Case of Roma Women in
20	Southeast Europe (UNDP)
21	Challenges in measuring gender and minorities (UNECE)

【2005年】

(6) <u>ジェンダー統計に関するUNDP/UNECE/World Bank/USAID のサブ地域ワークショップUNDP/UNECE/World Bank/USAID Subregional workshop on gender statistics (2005年7月11-15日、タシケント、ウズベキスタン)</u>

会議の主な目的は:

サブ地域の諸国でのジェンダー統計の利用者と生産者を統計の生産、配布、分析へのジェンダーをメインストリーム化し、それら諸国でジェンダーに敏感な政策立案に向けて統計の利用を改善するための必要についての対話にさらすこと

ウズベキスタンのジェンダー統計の利用者と生産者の間の対話を,この国の関連するジェンダー問題を確認し,国の統計システムへのより良いメインストリーミングのための必要なステップを開始するために,強化すること

• ウズベキスタンとこの地域の他の国で、無償労働、女性に対する暴力、に関する適切な統計の必要に関する対話を開始し、この地域の適切なデータを収集するために使うことのできる方法論を確認すること

【2004年】

(7) <u>ジェンダー統計に関するUNECE のワークセッション</u> UNDP-UNFPA-WHOと **の協力で組織された**(2004 年 10 月 18-20 日, ジュネーブ)

この会合は以下の目的を持っていた, すなわち,

ジェンダー関連のデータの生産と配布の両方で、国家統計局のジェンダー統計の達成の蓄積をはかること、

時間利用調査,社会的姿勢/行為とジェンダー平等の間のリンク,および女性に対する暴力を測定する適切な指標と出所の確認といった,この分野で現れている問題の取り上げ。

(8) <u>ジェンダー統計に関するUNECE-UNDP-UNFPA-WHO共同の訓練セッション</u> (2004年10月21日, ジュネーブ)

この1日の訓練セッションは、CISと南東ヨーロッパ諸国のニーズに焦点をあて、以下の3つの論題をとりあげた。

- ・ジェンダーの姿勢を測定する点での基本的問題
- ●男女の時間の測定, 基本概念
- ●女性に対する暴力に関するデータの収集(VAW)

(9) <u>ジェンダー統計に関するUNDP/UNECE</u> のサブ地域の訓練ワークショップ (2004年7月13-15日, アシガバート(Ashgabat), トルクメニスタン)

諸国が表明した緊急のニーズと数多くの要請に応えて、トルクメニスタンでのサブ地域訓練ワークショップは、この地域でのジェンダー統計の入手可能性、提示および利用を改善するための進行中の UNDP/ECE の努力の一部であり、1 要素として 2004 年 7 月に開かれた。

このワークショップのより具体的な目的は、ジェンダー平等を監視するための統計の生産、提示、 利用を改善して、以下に貢献することであった。すなわち

- •国家統計局のスタッフによるジェンダー平等問題のよりよい理解
- 政府統計の(性別データを越えての)収集と配布におけるジェンダー問題のよりよい考察
- ●既存統計とデータ出所のより良い利用と追加的統計の開発
- ●ジェンダー平等政策を開発し監視するための統計のより優れた利用
- •データの利用者と生産者間の対話の改善

【2002年】

(10) <u>ヨーロッパと北アメリカについてのジェンダー統計に関す**るUNECE/**</u> **UNDP**のタスクフォース会合 (2002年9月の25-26日, ジュネーブ)

2001年5月のタスクフォースの第1回会合の先で、この会合は、ウエブサイトの内容の改善と、その一層の開発に向けての優先度に焦点をあてた。

(11) ジェンダー統計に関するUNECEワークセッション

(2002年9月の23-25日、ジュネーブ)

このワークセッションは以下のようなジェンダー統計の多様な問題を扱った。すなわち、

●マクロ経済政策の変化と政策的決定の結果としてのジェンダー格差,経済的開発過程での ジェンダー次元のための測定道具としての制度的(ビジネス)調査とレジスターの利用,

- ●国家的、地域的および地域レベルでのジェンダー平等指標;特に国際的比較可能性と政策 適合性、統計家の共通の努力と政策立案者に注意を払って、指標の作成可能なセットを 打ち立てるために統計におけるジェンダー視角の確認、
- ●ジェンダー不平等の変における要因としての姿勢、規範および価値、および関連する測定と方法論的問題.
- ●異なるライフサイクルの位置での仕事と家族の責任をバランスさせること、時間利用、適切な監視する手段としての労働力その他の調査。

【2001年】

(12) <u>地域ジェンダーウエブサイトに関する UNECE/UNDP タスクフォースの会</u>合 (2001 年 5 月 2-4 日, ジュネーブ)

ョーロッパと北米のジェンダー統計ウエブサイトに関するプロジェクトは、政策監視とベンチマーキングのためのジェンダー統計に関するUNECE/UNDPワークショップで、2000年10月にOrvietoで発足した。このタスクフォースは、ウエブサイトの実行をガイドする助言委員会として行動するべきことが同意された。このタスクフォースの会議からの最終報告は、ここから入手できる。

(13) 政策監視とベンチマーキングに向けてのジェンダー統計に関する UNECE/UNDP ワークショップ (2000年10月9-10日, Orvieto, イタリア)

このワークショップの主な目的は、この地域の諸国でのジェンダー問題と統計の関係での状況の評価を獲得し、諸国が地域ウエブサイトのための提案の検討、討議を可能にすることであった。ワークショップはまた、政策と過程の監視の基礎として、諸国が 彼らのジェンダー統計がそれだけ適切であり、適合的であるか、および彼らの国家政策やプログラムにジェンダー視角がどれだけ組み入れられているかを評価するために参加する機会でもある。

【2000年】

(14) ジェンダー統計に関するUNECEワークショップ

(2000 年 10 月 11-13 日, Orvieto, イタリア)

ワークセッションでは以下のトピックスが論議された

- ●国の優先的ジェンダー問題と政策とプログラムの実施と評価に必要な統計の確認
- ●ジェンダーに敏感な指標とより広いジェンダー平等指数
- ●公式および非公式の教育におけるジェンダー差,新技術の利用とそこへのアクセス。労働市場アクセス。キャリアおよび賃金に向けての結果
- ●保健、ケアニーズと責任、経済参加と所得での差異の点からの高齢人口のジェンダー次元
- ●意思決定過程での男女の役割,政治,ビジネスおよび公共分野の他の影響力ある地位への 彼らの参加。

会合の報告から

2.3 ジェンダー統計に関する専門家グループ第 5 回会合 (2008 年 10 月 6-8 日, ジュネーブ) の報告¹

I. 序

1. ジェンダー統計に関する第5回UNECE 会合は、2008年10月6-8日にジュネーブで開かれた。参加者は、アルジェリア、ベルラーシ、ベルギー、ボスニア・ヘルツエゴビナ、ブルガリア、カナダ、クロアチア、チェコ共和国、エジプト、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、ハンガリー、アイルランド、イスラエル、イタリア、ヨルダン、カザフスタン、キルギスタン、ラトビア、レバノン、リトアニア、モロッコ、オランダ、ノルウエー、ポーランド、ポルトガル、モルドバ共和国、ロシア連邦、セルビア、スロバキア、スロベニア、スペイン、スイス、シリアアラブ共和国、タジキスタン、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、チュニジア、英国、アメリカ合衆国、とウズベキスタンからである。ヨーロッパ委員会はEurostatとメドスタット(Medstat) II プログラムが代表した。世界銀行(WB)、 国連開発計画(UNDP)、国連人権高等弁務官事務局(OHCHR)、国連ラテンアメリカ・カリビア経済委員会、OECDおよび独立諸国連邦の諸国間統計委員会(CIS STAT)もまた出席した。

トルコ女性に対する家庭内暴力に関する国家研究機関からと、Aaland島統計局からの専門家も UNECE事務局の招待で参加した。

- 2. Mr. Gerry Brady (アイルランド)が会議の議長として選ばれた。
- 3. 以下の実質的トピックスが論議された。すなわち、
- 項目2. 統計家向けのジェンダー統計訓練。
- 項目3. 各国と国際レベルでのジェンダー分析のための統計データの利用。
- 項目4. 他の副次人口グループ内のジェンダー不平等(Gender Disparities)の測定。
- 項目5. ジェンダー分析のための経済指標。
- 項目6. ジェンダーに基礎をおく指標。
- 4. 次の参加者が討論者となった。議題 3 についてはMs. Marcella S. Jones (US センサス局), 議題 4 についてはMs. Klelija Balta (ブラチスラバのUNDP地域センター), 議題 5 については Mr. Ko Oudhof (オランダ統計局)。
- 5. 会議の討議は招待および支援論文に基づいて行われた。論文は次のアドレスのUNECEウエブサイトから入手できる。http://www.unece.org/stats/documents/2008.10.gender.htm

II. 討議の要約

項目2. 統計家のためのジェンダー統計の訓練

文書: カザフスタンとUNECEによる招待論文,およびUNECEのジェンダー統計に関するタスクフ

¹ UNITED NATIONS Distr. GENERAL ECE/CES/GE.30/2008/2 24 November 2008 Group of Experts on Gender Statistics (2008) Report of the Group of Experts on Gender Statistics on its Fifth Meeting (Geneva, 6-8 October 2008)

オースが用意したマニュアル案 *Developing Gender Statistics: A Practical Tool*,世界銀行/UNECE,ドイツ,マケドニア旧ユーゴスラビア共和国による報告。

- 6. 世界銀行とUNECEは、共同プロジェクト「知識ベースの政策形成のための国家統計システムのジェンダー化」(Engendering National Statistical Systems For a Knowledge-Based Policy Formulation)の活動の更新を提供する。カザフスタンは、ジェンダー統計が国家統計機関の作業プログラムでどう行われるかの1例を提供し、ジェンダー統計の生産と配布を改善する技術協力活動の貢献を述べている。
- 7. マニュアル Developing Gender Statistics: A Practical Tool の案の構成と内容もまた簡単に報告され、2カ国、ドイツとマケドニア旧ユーゴスラビア共和国は、ジェンダー統計の開発に関する幾つかの考察とマニュアル案に関する幾つかのコメントを共有している。
- 8. 参加者は制度的準備(誰が国家統計局におけるジェンダー統計について作業するか)を討議した。伝統的に、幾つかの国のジェンダー統計は、人口、社会あるいは就業統計といった実質部門によって扱われてきた。すべての他の関連する実質部門と協力してジェンダー統計の作業に専念する係(unit) あるいは調整機関を持つのがより望ましいことが観察された。
- 9. 参加者は、ボトムアップあるいはトップダウンのアプローチのいずれが、ジェンダー統計の生産にとってより適切であるかを討議した。脈絡次第でいずれかがより好ましいことがあるが、一般的には、2つのアプローチは統合されるべきことが観察された。ドイツは、その経験では、トップダウンアプローチは、予算制約をよりよく考慮に入れることが可能なので、より好ましいことに注意を払った。
- 10. 様々な参加者は、就業と失業に関する伝統的データ以上に、例えば、無償のボランティア労働をふくむ労働のより広い尺度の重要性に注意を払った。この点で、結果が比較可能であることを保証するために共通して同意された概念と定義を採用することが非常に重要である。
- 11. 一般に、インフォーマル・セクターとインフォーマル労働に関連するジェンダー視角に、より大きな注意が払われるべきである。この脈絡で、採用されたインフォーマル就業の定義は非常に重要である。さらに、生産される統計が可能な限り現実を反映するように、インフォーマル就業の様々の下位分類が確認され、別々の情報が収集されるべきである。
- 12. マニュアルに関しては、国はこれらの社会的・経済的条件の下で、大きく異なることが認められた。したがって、マニュアルの脈絡は、すべての国で均一に実行することはできない。マニュアルで提供された示唆を考え、それらの国の環境に合うように適応させることが重要である。それにもかかわらず、マニュアルは、諸国が男女の現実をよりよく反映する統計を生産するために有用な道具を提示していることが観察された。マニュアルの内容を実践に向けて解釈するときに、国の脈絡の特徴を考慮するのはその国次第である。

項目 3: 国家および国際レベルでのジェンダー分析のための統計データの利用 文書:スイス, OECD 開発センターとUNECEによる招待論文。

13. 参加者は、ジェンダー分析のための統計の提示と利用での最近の発展と新しいイニシャチブを検討した。UNECEは、そのジェンダー統計データベースの更新を提示した。このデータベースは、UNECE地域の諸国のための人口、社会および経済の広い領域のデータを提供している。ジェンダーデータベースに関するタスクフォースによるデータベースの検討にしたがって、教育、労働と経済、ライフバランス、公的政策および意思決定、犯罪と暴力、科学とICTをふくむ政策問題の異なる分野

- に、多くの新しい指標と表が導入されてきた。会合は、ジェンダーデータベースに加えられた改善 を歓迎し、タスクフォースを遂行した作業を祝福した。
- 14. スイスはUNECEのデータベースがジェンダー分析のための道具としてどう使用されるかの1 例を示した。この報告は、家族と仕事の生活の間の調和に関する新しく付け加わった指標の幾つか、すなわち、カップルの世帯の労働パターン、パートタイム就業と有償と無償労働に費やした時間に 焦点をあてた。分析は、例えば国の間の重要な相異はあるにしても、子どもの存在は、親の間の責任の不平等な分担の基礎にある重要な要因であり続けている。
- 15. OECDはジェンダー平等の問題をとりあげるジェンダー統計と指標の入手可能性と利用を改善することを狙った2つの道具の更新を示した。OECD ジェンダー, 制度や開発のデータベースは、ジェンダー平等の多様な次元についての包括的データ収集であり、今では社会的制度に関する12の新しい変数(家族的慣習、身体的独立性、市民的自由権および所有権)をふくむ。Wikigenderは、世界中の男女の状況に関する情報を共有し、交換するためのオープンなフォーラムを提供する新しいインターネット舞台である。このコミュニティのこの道具は、ジェンダー統計の重要性に関するボトムアップの対話を促進する。というのは、それは、公衆に届き、新しいアクターがデータの収集と配布に関わることを可能にするからである。
- 16. 参加者は、それらの道具がジェンダー分析に対して情報の富を提供することに同意した。しかし、これ等の道具の可視化を増加させ、利用者たちが提供されたデータを理解し、それらのジェンダー適合性をよりよく把握する助けとなるために、さらなる努力が必要なことが注目された。 UNECEは、ジェンダー問題を目立つものにするための統計データの効果的な視覚化された提示の一般的原則の概観を与えた。基礎にあるメッセージをより正確に伝えるために、表、グラフや地図がどのように改善できるかに関する幾つかの例が示された。キーワードは単純性である。すなわち、それは情報が使用され、有効に利用される機会を増すのである。
- 17. 国際機関の間での協力の増加について嘆願があった。異なるデータベースの結合あるいは統合は、それらの道具の潜在的可能性を増す可能な方法として提唱された。統計局がジェンダーデータを提する方法を改善する必要が一般的に承認された。

項目4: 他の副次的人口グループ内のジェンダー格差の測定

文書: オランダと英国による論文, UNDPプラチスラバ地域センターによる報告, UNECと世界銀行によるマルチメディアによる報告。

- 18. 世界銀行研究所とUNECEによって作成されたジェンダーと人口のサブ集団に関するマルチメディアによる報告は、トピックを案内するものであった。
- 19. 参加者は、ジェンダーに基づく差別や(ジェンダーとエスニスティと関連しての)多数の差別、の測定に関連する多様な問題を、異なる指標の長所と短所をふくめて討議した。オッズ比(odds ratio)が、(対象母集団と比較しての)相対的タームで。不平等や差別を把握するための適切な指標として提案された。このアプローチは、不平等の他の尺度に固有の国を越えての比較可能性の問題を制約することがありうる。
- 20. マイノリティ集団の中のジェンダー不平等を測定する異なるアプローチもまた論議された。 参加者は、多くの国でエスニシティに関する情報を収集することのセンシビリティと、異なる利害関係者(統計局、政府その他)の機能を明白に規定することの重要性を強調した。
- 21. 会合はジェンダー不平等とエスニシティについての調査/データ収集を行う可能性を論じた。

多様な答えが、国レベルで取り上げる必要のある多様な問題を強調した。例えば、カザフスタンでは、統計局は、約100の国のグループに関する情報を定期的に収集している。反対に、国家統計局が、エスニックグループのデータの収集することを法的に禁じられている国がある。法律がエスニシティ別のデータ収集を許しているが、他の国の国家統計局はエスニックのマイノリティのデータを収集したり公表したりしない。

- 22. 参加者はまた、エスニックグループの測定に関連するセンシビリティの問題と、エスニシティに関する問題への回答者へアプローチでの通常の困難を討議した。幾つかの国では、この問題は現実的なセンシビリティの問題ではなく、マイノリティに関するデータは「収集されるべきではない」という一般的考えの問題であることが報告された。
- 23. 幾つかの質問は、国の環境が与えられている中で、より受け入れられる仕方でエスニシティに関連する情報を収集するための代理として使うことができる。例えば、幾つかの国では、法的な国籍、あるいは出生国に関する質問は、一般的にはより受け入れられており、(帰化の実務をふくめて多様な要因に依存しながら)ある人口のサブグループを確認するための十分に良い情報を与えることができる。他の国では、必要とされる情報を捕捉するために、言語あるいは両親の出身地についての質問を使うことは可能であろう。概念の選択は国の環境によるだろう。しかし、上のすべての概念は、相互に関連しているのだが、別個のままであり、決して取り換え可能として使うべきでないことは強調されるべきである。

項目 5: ジェンダー分析向けの経済指標

文書: カナダ、オランダ、ポルトガルとUNECEによる論文。

- 24. 会議は、経済統計の生産にジェンダー視角を組み入れる必要と、ジェンダー分析のためのそういった情報の利用を検討した。カナダの報告は、経済統計の生産にジェンダー視角を組み入れる際の主要な問題は、経済統計の分析の単位は個人でないという事実に注意を払った。経済統計のある分野では、ジェンダー分析にとって適切な統計を作り出すために分析の単位を再考することが重要かも知れないが、これは経済統計の総ての分野にはあてはまらない。むしろ、そういった情報を経済におけるジェンダー問題に光をあてることのできる適切な個人レベルのデータとつなげることによって、経済データのジェンダー分析を進めることを考えることが重要であろう。ジェンダー視角を組み入れる価値のある経済統計内の分野としては、事業家、家族内資源の移動およびインフォーマル市場がある。
- 25. 参加者は、ジェンダー問題をとりあげた入手可能な経済統計がカナダの経済政策にどう組み込まれたかを知ることに関心を持った。入手できるデータの政策的利用は社会的領域に残っていること、それは、出産および父親休暇、デイケア制度、給付、その他での政策においてであることが指摘された。
- 26. UNECEは、雇用からの所得におけるジェンダー差、すなわち、ジェンダー賃金格差を把握する指標の開発に向かって現在の作業を検討した。指標の品質を改善するために多くの作業が行われてきたが、行われるべき多くが残っていることが指摘された。特に、現在では、意図された政策的焦点とともに、指標の計算のための方法論的アプローチ、使用するデータに相異がある。結果として、GPGの測定地は広く変化し、その解釈は不明確である傾向がある。指標を改善するためには、指標が取り上げること意図している政策問題(同等価値労働同一賃金、仕事市場における全体的位置、および手取り)を注意深く考察し、適切な指標を計算するための明確な方法論を開発する必要

がある。これに加えて、所得データの異なる国の出所で使われている概念と定義の整合性を改善する必要がある。

- 27. 幾人かの参加者はGPGの計算に使われる現在のアプローチは、同一価値労働同一賃金の問題を適切に取り上げてはいないことに注意を払い、この分野で活動が行われてきたかを質問した。そういった指標を開発するためには、仕事を行うために必要な技能と労働条件を考える職務の適切な分類をまず開発する必要があることが指摘された。幾人かの参加者は、新しく改善された国際職業分類についてより多くを学ぶことに関心を表明した。これに加えて、就業からの所得の様々な構成要素についての国際的定義についてのより多くの情報を求めた。
- 28. UNECE のジェンダー・フォーカルポイントとUNECEの統計部の共同の報告 は、中央アジアの諸国の経済におけるジェンダー平等を監視し、評価するための指標リストを提唱した。提案された指標セットは、以下の6つのテーマ分野、すなわち、貧困削減、資源へのアクセス、事業家をふくむ就業へのアクセス、仕事と家族の調和、公共支出および意思決定を取り上げることを狙っている。
- 29. 諸国は、提案された指標は、中央アジア諸国にとっては非常に適切であることに注目した。 実行可能性調査は、利用可能なデータが与えられている場合に、どの指標が直ちに生産可能であり、 どれが必要な統計を編成するための追加的作業を必要とするかを確認するために進められるべきことが、示された。 国家的レベルでは、指標を政策立案過程に組み入れる、可能な機構を作り出す必要があることが注目された。 オランダはジェンダー予算分析の 1 例を報告した。 ジェンダー予算分析は、 政策が男女に与える影響を評価するために利用できる。 このタイプの分析は、 政策がジェンダー中立的ではないこと、 すなわち、 政策は男女に異なる影響を与えることへの自覚を高めるために利用できる。 ジェンダー予算に対しては多重のアプローチがあることが指摘された。 報告された例は、 世帯が受け取る便益を監視する伝統に基づいてオランダで開発された道具に特に焦点をあてた。 女性は、何よりもジェンダー役割とともに、1人親と高齢単身者が大きな存在であることによって、 男性よりも便益に依存していることが示された。
- 30. 報告は、ジェンダー予算分析を行うために、個人レベルで適切なデータを持つ必要があることに注意を払った。そういったものとして、報告は経済統計の生産にジェンダー視角を組み入れる必要を強調した。ジェンダー予算分析に関する一層の作業は、国家統計局の役割と彼らから求められるデータ種類を明確に指定するべきである。
- 31. ポルトガルは、経済統計に、この場合には国民勘定にジェンダー視角を統合するアプローチの例として、その社会勘定マトリックス(SAM:Social Account Matrix)の方法を報告した。SAMは国民勘定と社会統計を統合する1つの枠組みである。その長所は次の通りである。すなわち、i)それは、経済の全体的概観を与える、ii)それは固定したフォーマットを持ち、iii)効率的であり、iv)柔軟である。ポルトガルが開発したSAMは、所得分布、自営業者をふくむ就業からの総所得の構成要素、生産性の増大、雇用の増加、マクロレベルでのジェンダー別労働費用、および労働の構成と産業構成の変化といった問題に関する性別推定値の作成を可能にする労働中心のものである。それらの問題のデータ例が示された。
- 32. 続いての論議は、経済におけるジェンダー差異をもたらす過程をより完全に捕捉するために、原因、アクターと効果をむすびつけるより広い枠組みを提案した。カナダが提出した質問にそって、参加者は、経済統計のどの側面がジェンダー問題をとりあげるのに適切であるか、そしてそういった問題に関するデータを個人レベルで性別に収集することの妥当性と実行可能性を注意深く考察す

る必要があることに賛成した。参加者はまた、経済統計家とのより大きなコミュニーケーションが、 そういった統計の生産を改善するために必要であることに同意した。

項目6: ジェンダーに基礎をおく暴力に関する指標

UNECE, カナダ, イタリア, OHCHR, ECLAC, H.Jansen (招待専門家)による報告。

- 33. 討議は、女性に対する暴力(VAW)に関する提案された一連の指標に焦点をあてた。この指標は、国連統計委員会の、「座長の友」(FOC:the Friends of the Chair)グループが現在、検討中である。提案された指標セットの確認に至る過程が、国連女性の地位向上部によって、UNECEとUNSD(ジュネーブ、2007年10月8-10日)と協力して組織された専門家グループに特に注目しながら、説明された。 2007年 EGM はVAWを測定するための共通指標の基本セットの提案をし、これは、FOCグループの活動の基礎を示している。
- 提案された一連の指標は次のトピックスである。すなわち、
- (a) 身体的暴力,
- (b) 性的暴力,
- (c) 親しいパートナーの暴力,
- (d) 傷害を与える行為,
 - (i) 女性性器削除
 - (ii) 早婚
- 35. 報告者と参加者は、以下の問題を一層の討議に値し、現在提案されている指標セットを強化するためにFOCグループが考察することを確認した。すなわち、
- (a) 身体的暴力,性的暴力,親しいパートナーの暴力。それらのトピックスの下に提案された指標に対しては広い支援がある。完全に適合的で、比較可能な指標をひきだすことができるように、次の側面について合意を見つけ出す一層の作業が必要である。すなわち、
 - (i) 身体的暴力と性的暴力をそれぞれ作業可能なタームで定義する行為/行動の包括的で共通の リストの確認,
 - (ii) 暴力の激しさを測定する異なる方法がある。すなわち、(1)それは、犠牲者への影響(傷害, 警察への報告,生命への怖れ、保健ケア、その他)によって、(2)暴力行為が、中くらい、 から容赦のない(moderate-to-severe)までに分類される評価尺度によって、あるいは(3)暴力 行為の頻度によって評価できる。
 - (iii) 頻度尺度は不可欠である。暴力事象の頻度を捕捉する分類をより明確に定義するーわずか, 多い一必要がある。
 - (iv) 親しいパートナー。パートナーあるいは以前のパートナーの概念は正確には定義されていない。これは、文化的・法的関連に依存しているかも知れない。対象期間がまた、この場合、この指標(1年、5年、生涯)の分子と分母の両方について特に重要である。
 - (v) 親しいパートナーの暴力との関連では、身体的暴力と性的暴力を別々に捕捉する必要がある。これは、文化を越えて親しいパートナーの暴力の表現での相違を一層理解し、それらの 重複の程度を調べるために重要である。
- (b) 有害行為:
 - (i) FGMに関する指標は、この地域の諸国にとって適切であるとは考えられず、幾つかの具体的 測定問題が提出された。

- (ii) 早婚:現在の年齢境界 (18歳)は、余りに高いと考えられ、強制的結婚とより深く結びついていることがある早婚の一部をよりよく捕捉するために下げることが考えられよう。また、例えこれが一層の方法論的作業を必要とするものであっても、強制的結婚を測定することに努めることを選ぶことが表明された。
- (c) 追加指標。追加的指標をふくめることへの関心が表明され、置かのトピックスが支持された。すなわち、
 - (i) 女性殺人 (Femicide)。これはVAWの最も極端な形であり、幾つかの国にはデータが既に存在する。データは既存の行政的出所 (警察報告、司法データ)の改善を通じて入手可能にすることができる。
 - (ii) ストーキング/犯罪的ハラスメント。 犯罪のこれらの形の重さが承認される必要がある。 というのは、それらは、暴力のより極端な形態を予言するからである。
 - (iii) 資金的あるいは経済的虐待,あるいは物的搾取とも言及される経済的暴力。
 - (iv) 子どもの性的虐待 (データ収集の回想方法を使って捕捉されるべきものである)
- (d) 地域的視角。地域的視角を組み入れる必要が表明された。FOC グループの最終提案はまた,可能な限り最大数の諸国にとっての適合性を高めるために,地域およびサブ地域レベルに存在する具体的情報ニーズを組み入れるべきである。
- (e) データ収集法。 FOCの最終報告は、人口に基づいた標本調査の第一の役割を強調しながら、 VAWに関するデータを収集するグッド・プラクティスを示すべきである。
- (f) 統計的枠組みと法的枠組みの間の関係: FOCグループの最終報告は, 国家統計機関がVAWについての統計的枠組みと国レベルに存在する法的枠組みとを取り上げ, できれば調和させる方法に関する何らかのガイダンスを提供するべきである。

項目7. 将来の活動

- 36. 会議はジェンダー統計に関する次のワークセッションを2010年の初めに組織することを勧告 した。以下の討議トピックスが示唆された。すなわち,
- (a) 2010 年センサスラウンド。主要なセンサストピックス、特に2010年に新たに導入された新しい トピックスのジェンダー分析のための提案の形成。
- (b) 経済的安全。クレジットへのアクセス、貯蓄、年金、GPG、 非正規就業とインフォーマルセクターの就業、貧困、社会的包括。
- (c) 女性に対する暴力。 標本調査のためのVAWに関する共通のモジュールに特別の焦点をおいて、 女性に対する暴力に関するタスクフォースの更新。
- (d) 意思決定。エンパワーメント,民間セクター,中央銀行,金融機関,メディア, 世帯。
- (e)ケア。育児, 高齢人口, 傷がい害者, 住居準備, 世代間の資金移転。
- (f) ICT。アクセス、コンテント、利用パターン、インターネットショッピング。
- (g) 環境と気候変動。運輸 , エネルギー, 水, カーボンフットプリント, リサイクル, 廃棄物。
- (h) 分野横断的トピック。ジェンダー問題を強調するためのデータの提示とコミュニケーション,
- (i) 健康とライフスタイル。
- 37. 常設グループは、ワークセッションで示されるべき提案されたトピックスへの寄稿を確認するためにUNECEとともに作業することになろう。

2.4 毎日の生活での家族と仕事のバランス:ヨーロッパでの比較 スイス連邦統計局によるノート²

要約

この論文では、家族と職業生活の間の調和が取り上げられる。UNECEのジェンダー統計データベースからのデータを使って、著者は、多様なUNECE諸国でのカップルでの労働のパターン、有償と無償の労働に使った時間、パートタイム労働を検討し、比較している。この分析から、母親は父親と比較して、家族生活と職業生活とを結びつけるときに、より高い要請に直面していることが結論とされている。

I. 序

- 1. 家族生活と職業生活を結合するという課題は、家族全体に影響するものである。ヨーロッパの 西の諸国においてすら、いまでは、1人が稼ぐ所得が家族の必要に対応するには不十分であり、結 果として、資金的必要から、両親が働かなければならないことが多いのが事実である。さらに、女 性は今日、より高いレベルの教育を受けており、家族を持つためにそのキャリアを断念することを 望まないことが多い。
- 2. より多くの女性、特に母親が、現在では経済活動に従事しているが、これは、スイスをふくめて多くの異なる国で大部分の女性がパートタイムで働き、世帯に小さな子どもがいるなら、職業に就いている割合は相対的に低い(50%以下)という事実を覆い隠すべきものではない。反対に、ほとんどの男性、特に父親はフルタイムで働いており、これが、仕事と家族をまとめる負担が主として母親にかかる理由である。ほとんどの国で、母親と父親の両方にとって、仕事と家族生活の成功的な調和は、なお明らかではない。しかし、母親にとっては、家族と就業の両方を管理する問題は、一般に、父親よりもはるかに広い結果をもたらす。というのは、子どもを産みケアをする第一の責任をとるのは、なお主として母親だからである。
- 3. この論文は専ら、家族と職業生活の間のバランスの狭い意味での調和をとりあげる。 例えば、 仕事と訓練あるいは教育、あるいは扶養成人のケア義務と仕事の結合を必要とする他の生活状況は、 ここでは明白にはとりあげない。特に、UNECEジェンダー統計データベースではこれに関するデー タを欠いているからである。

II. カップル世帯の労働のパターン

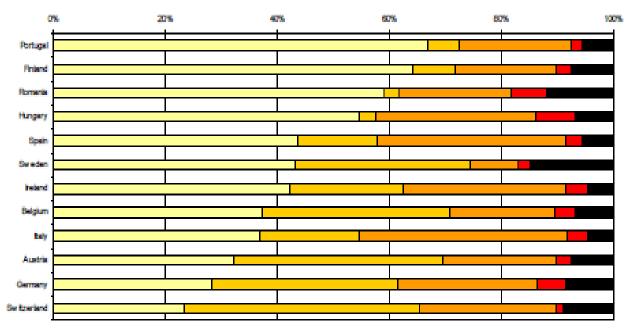
4. 職業と家族生活をバランスさせる解決策は、通常は、パートナー2人の間の分業に見出される。 そこでは、母親は今ではその仕事をやめる可能性は小さいか、少なくともより短い期間だけ完全に やめるかである。この分業はカップルの労働のパターンに鮮明に説明されている。ここでは、主な 労働年齢(25歳と49歳の間の年齢)のカップルの世帯だけを考察する。

 $^{^2}$ Family and work balance in everyday life: a European comparison Note by the Federal Statistical Office, Switzerland , UN ECOSOC, ECE/CES/GE.30/2008/7 , 22 July 2008

5. 女性が経済的に活動している(フルあるいはパートタイム)であるかどうかに関わらず、フルタイム就業の男性を持つ伝統的パターンは、ほとんどすべての国で最も一般的であり、10中8つのカップル世帯で起こっている。ハンガリーとルーマニアは例外である。パートタイム労働は、これらの国で特徴的ではなく(相対的に高い失業が、特に男性に示されている)からである。

カップル世帯の労働パターン 2005-2006年

25~49 歳に限る 出所: UNECE Gende stattistis Database



縦: 国名上から、ポルトガル、フィンランド、ルーマニア、ハンガリー、スペイン、スウェーデン、アイルランド、ベルギー、イタリア、オーストアリア、ドイツ、スイス

横: 左から、男女フルタイム, 男フルタイム・女パートタイム, 男フルタイム・女無職, 男女無職, その他

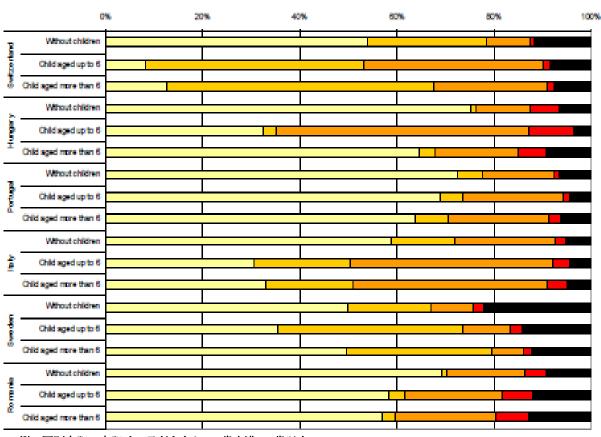
- 6. 現在の数字が入手できる国での労働のパターンを調べることによって、同じパターンの国のグループを確かめることが可能である。
 - (a) スイス,オーストリア,ドイツとベルギーでは,男性がフルタイムで働き,女性がパートタイムで働く世帯のカップルは高い割合である(スイスでは41%,ドイツでは33.2%)である。調べたすべての国のうち,スイスは両パートナーがフルタイムで働くパターンの割合が最も低く(23.4%),これにドイツ(28.3%)とオーストリア(32.2%)が続き,さらに,両パートナーがパートタイムで働く型なのは,他の諸国(CH:3.4%)に比べて,スウェーデン(4.3%)が最も高く,これにスイスが続いている。
 - (b) ポルトガルとフィンランドは, 両パートナーがフルタイムで働くカップル世帯が最大の割合を示し(それぞれ66.7%と64.0%), 男性がフルタイム, 女性がパートタイムで働く割合は相対的に低い。
 - (c) イタリア,スペインとアイルランドは、より伝統的な労働のパターン、言い換えれば、男性がフルタイムで働き、女性は経済的に無職である(それぞれ、37.1%、33.6%そして37%)カップル世帯の割合が高いという特徴を持つ。他の国と比べて、このパターンはイタリア

で最も大きく、また両パートナーがフルタイムが国の中で最も広がりを持つ(それぞれ 37%)パターンを伴っている。

- (d)より稀なパターンは、パートナーの両方がパートタイム(4.3%)であるか、男性はパートタイム、女性はフルタイムで働く(4.5%)といったように、他の国よりもスウェーデンでよりひんぱんに起こっている。 25-49歳のいるカップルの世帯のうちで、スウェーデンの無職の女性の割合は、調べた国の中で最低である(12.8%).
- (e) 一般に、パートタイム労働は、男性についても女性についても、ルーマニアやハンガリーには殆どいない。結果として、男性がフルタイム就業のかたわら女性がパートタイムで働く力ップルの世帯は稀である(両国で2.7%だけ)。両パートナーがフルタイムで働くのが最も一般的である(ルーマニア59.1%、ハンガリー54.7%)。さらに、2つの労働パターン、男性が働かず女性がフルタイム就業、と2人とも働かない、が他の国に比べて相対的に多い。これは、これら2国での相対的に高い失業率と結び付いている。というのは、データベースでは、非活動者も失業者の働かないとみなされているからである。

主要国の子どもの有無と子どもの年齢別カップル世帯の労働パターン 2005-2006年

25~49 歳に限る 出所: UNECE Gende Stattistis Database



縦:国別内訳。内訳け:子どもなし,6歳未満,6歳以上。

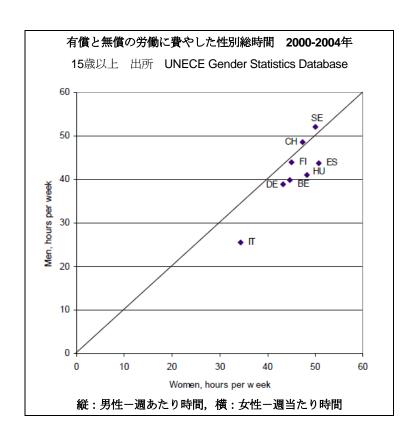
国は、スイス、ハンガリー、ポルトガル、イタリア、スウェーデン、ルーマニア

横: 左から、男女フルタイム, 男フルタイム・女パートタイム, 男フルタイム・女無職, 男女無職, その他

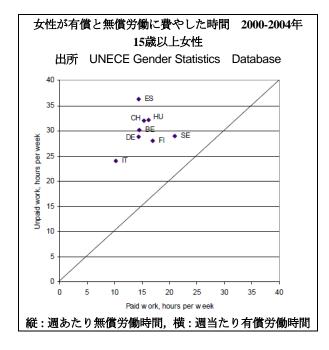
- 7. カップル世帯の生活状況は、世帯に子どもが現れるや否や基本的に変化する。スイス、オーストリアとドイツでは、子どもの居ない世帯に比べて子どもの居る世帯では、両親がフルタイム就業というパターンはそれほど多くはない。世帯に6歳以下の子どもがいるなら、男性がフルタイム/女性がパートタイムのパターンが、男性がフルタイムで働き女性は無職の「男性単独稼ぎ主」(10世帯のうち3から4世帯)とともに多い。母親は、子どもの年齢が増えるとともに再び就業する。もっともこれはパートタイムであることが多いのだが。
- 8. 「男性単独稼ぎ主」パターンへのこの馴染みの転換は、ハンガリーやフィンランドでもまた、特に6歳以下の子どもを持つ世帯について、そしてハンガリーに目立つパターンとして、観察できる。この転換は、ポルトガルでは、フルタイムで働くカップルが、子どもがあっても相対的に高いままで明白ではない。男性がフルタイム就業で、女性がパートタイムの世帯の割合は、全家族の状況としては3カ国では低い(10中1)。
- 9. 世帯の子どもがいるときの「両パートナーがフルタイムで働いている」から「男性単独稼ぎ主」への移行として特徴づけられる現象は、イタリアとスペインでも目立つ。これは、スイス、ドイツやオーストリアよりは明白ではないが。また、6歳以下の子どもを持つカップル世帯と6歳以上の子どもを持つカップル世帯の間には、親の労働力参加率の点では大きな差はない。
- 10. スウェーデンとベルギーに関しては異なる像が描かれる。ここでは、世帯での子どもの存在は、女性の就業には影響を与えず、その仕事の程度に影響しており、女性は労働力から全く引き上げるのではなく、フルタイムからの就業を減らしてパートタイムへ向かっている。 これは、「両親がフルタイムで働く」パターンが減って、「男性フルタイム/女性パートタイム」パターンが増える点に見ることができる。母親が労働力に参加しない割合は、子どもを持つ世帯を含めて、低いままである。
- 11. ルーマニアでは、子どものいる世帯といない世帯の間での違いは非常にわずかであり、子どもの年齢との関連での両親の労働パターンには相違が全くないことが記録されている。
- 12. 子どもの存在が、例えば、平等な、あるいは新しい労働パターン(例えば、「両親がパートタイムで働く」あるいは「女性がフルタイムで男性がパートタイムで働くか、働かない」)の増加につながらず、支配的な伝統的パターンが強化されるということは驚くべきことである。代替的パターンは、主として子どもの居ないカップル世帯で生じている。

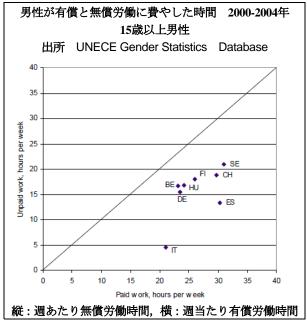
III. 有償および無償労働

13. 多くの家族とカップル世帯で、明らかにジェンダー役割分担が存在する。母親の有償就業はスイスといったいくつかの国で1990年代以降増加しており、ときとして他の国でも相対的に高いが、家庭や家族のケアは、なお、女性あるいは母親の領域のままである。しかし、スイスでは、過去数年にわたって、父親が、その(通常はフルタイム)の就業のかたわら、家庭や家族のケアにより多くの時間を投じており、このことは世帯に小さな子どもがいる場合に特に言えることは注目に値する。父親が有償と無償の労働に費やしている時間の総量は、母親のそれと同じ大きさである。



14. 無償労働は、ボランティア労働とともに家庭と家族のケアをふくむ。調査した大部分の国では、両性が等しく負担しているフィンランド、スウェーデンとスイスを除いて、有償と無償労働のより多くの負担が女性の肩にかかっている。就学前の子どもを持つスウェーデンの世帯でだけ、父親の総労働量が母親のそれよりも高い(それぞれ週当たり65時間と60時間)。他方で、男女間の有償と無償労働への不均衡な配分は、例外なくすべての国で同じであり、男性がより多くの時間を有償労働に、女性がより多くの時間を無償労働に投じている。スイスでは2004年に、有償労働に週あたり、女性は平均15時間、男性は30時間を費やした。無償労働には、男性は週当たり15時間だけ、女性は32時間を費やした。有償労働に費やした週あたり平均時間数は少ないと見えるかもしれない。これは、数字が15歳以上の全人口に基づいていて、退職年齢の人々を含んでいるからである。このように、法的退職年齢は、有償労働に費やした平均時間数に重要な影響を与える。例えば、イタリアの男女の総労働量の低さは、少なくとも部分的にはこの理由に帰すことができる。





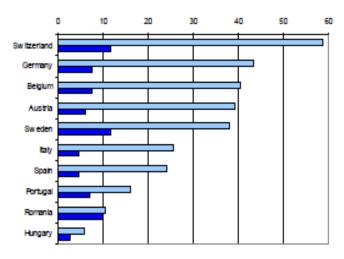
IV. パートタイム労働

15. 仕事/家族バランスの問題を解決するか緩和する1つの可能性はパートタイム労働である。例えば、これは、スイスの女性の高い労働力参加率の1つの重要な理由である。スイスはとりあげた国の中でパートタイムで働く女性のパーセンテージが最高である(58.8%)。ドイツ、オーストリア、ベルギーとスウェーデンでは、女性10人中約4人がパートタイムの有償就業者である。すべての国で、男性は女性よりもパートタイムで働く可能性は低い。それにもかかわらず、スイスとスウェーデンでは、就業している男性の12%がパートタイムで働いており、2国は男性が最も多くパートタイムで働く国になっている。しかし、東および南ヨーロッパ諸国においては、パートタイム労働者の割合は低い。この労働の形はハンガリーでは特徴的ではなく、ポルトガル、イタリアとスペインではこの割合は相対的に低い。同じように、ルーマニアでは、パートタイム有償労働で働く者は約10%にすぎず、またジェンダー格差を示していない国でもある。

16. わずかの例外があるが、過去2、3年にわたる傾向は、男性よりも女性においてより目立つパートタイム労働の一般的増加を示している。これは、職業と私的生活のより良い調和の積極的兆候と解釈できるが、パートタイム労働の広がりが積極的な影響だけであることを意味しない。というのは、パートタイム労働はまた、仕事の不安定性、貧しい社会福祉条項(例えば、高齢者において)や職業訓練やキャリア構築を行う機会の少なさを伴っていることがありうるからである。調査した諸国のうちの例外は、パートタイム労働に関連して、年来の目立つ変化はないスペインと、女性のパートタイム就業の低下を経験しているルーマニアとスウェーデンである。

17. 異なる国でのパートタイム労働を行う機会は、先に労働のパターンについての節で示した通り、カップルの分業に、特に子どもがいる場合に、反映している。

パートタイム雇用者 2005年 男女の各パーセンテージ 出所 UNECE Gender Statistics Database



各国について上:女性,下:男性。 国は上から,スイス,ドイツ,ベルギー,オーストリア、スウェーデン,イタリア,スペイン,ポルトガル,ルーマニア,ハンガリー。

V. 見通し

- 18. 結論として、父親と比較して母親は、家族と職業生活を結びつけるときに、殆どの場合に世帯に責任を持つので、より高い要求に直面していることを立証できる。これに加えて、もし、彼らが有償雇用につくことを希望するなら、適切な地位を見出すことは、通勤との関連であれ、労働時間あるいは子どもの病気といった予想できない出来事の場合の柔軟性であれーある条件に依存する。母親が、父親より無職である可能性が大きいという事実は、それらの要求が満たされることは常には容易でないという仮定を支持する。これは、母親がかなりの程度、有償雇用を完全に一少なくともしばらくの間一辞める主な理由であり、これが、労働力に再加入するときに、社会保障資格やその職業的資格に長期のマイナスの影響を与える可能性が大きい。他方で、フルタイムを働くパートナーの両方はまた、必ずしも満足いくバランスを見出すことはない。
- 19. この論文が示した指標は、幾つかのヨーロッパ諸国での毎日の家族と仕事のバランスの状況を描いた。これは、多様な要因ーそのすべてがカップルの影響ではないーに依存している。社会的および制度的諸条件ージェンダー平等と役割分担との関連での姿勢、法的親休暇、子どもケアの提供、学校システム、労働市場での仕事の提供の構造や1国の全般的社会経済的状況、といったーが、多かれ少なかれ、職業生活と家族生活を結合する可能性を制限する。

VI. 付録

表 1 カップル世帯での労働パターン, 2005-2006年

25-49歳の者。出所UNECE Gender Statistics Database

	Man & woman full-time	Man full-time / woman part- time	Man full-time / woman not working	Man part-time / woman full-time		Man part-time / woman not working	working /	Man not working / me woman part-	Man & woman not working
Portugal	68.7	5.8	20.0	0.8	0.2	0.4	3.7	time 0.5	1.9
							-		
Finland	64.0	7.7	18.1	1.2	0.5	0.5	4.7	0.5	2.6
Romania	59.1	27	19.9	1.4	1.8	1.9	6.3	0.5	6.4
Hungary	54.7	27	28.8	0.5	0.1	0.4	5.4	0.3	7.1
Spain .	43.6	14.1	33.6	0.8	0.4	0.5	2.9	0.9	3.0
Sweden	43.0	31.5	8.6	4.5	4.3	22	2.0	1.9	2.0
Ireland	42.1	20.4	28.9	0.9	0.4	0.8	1.7	0.8	3.9
Belgium	37.4	33.4	18.8	1.4	1.3	0.8	22	1.1	3.6
Italy	36.8	17.8	37.1	0.8	0.6	0.9	1.7	0.7	3.6
Austria	32.2	37.4	20.2	1.3	1.5	0.9	22	1.8	2.7
Germany	28.3	33.2	24.9	1.3	12	1.0	2.9	22	5.0
Switzerland	23.4	41.9	24.4	1.4	3.4	0.9	1.8	1.8	12

表 2 子どもの存在と年齢別のカップル世帯の労働パターン,2005-2006年 25-49歳の者

		Man & woman full-time	Man full-time / woman part- time	Man full-time / woman not working	Man part-time / woman full-time		Man peri-time / woman not working	Man not working / woman full-time	Man not working / woman part- time	Man & woman not working
Switzerland	Without children	54.0	24.6	9.0	3.3	3.2	0.8	3.2	1.3	0.7
	Child aged up to 6	8.1	45.1	36.9	0.4	4.0	1.3	1.1	1.5	1.5
	Child aged more than 6	12.6	55.1	23.3	0.7	2.6	0.6	1.6	22	1.3
Austria	Without children	57.4	18.5	10.6	2.4	1.5	1.1	4.3	1.0	2.2
	Child aged up to 6	19.3	37.6	32.2	0.7	1.7	1.3	1.5	1.5	4.1
	Child aged more than 6	29.9	45.1	16.5	1.2	1.3	0.5	1.5	1.7	2.0
Germany	Without children	58.0	15.6	10.7	2.3	1.4	0.8	5.2	1.0	4.2
	Child aged up to 6	12.6	30.5	42.5	0.9	1.2	1.7	1.5	1.7	7.1
	Child aged more than 6	22.4	44.4	21.3	1.0	1.0	0.7	2.5	2.6	4.0
Belgium	Without children	46.2	24.0	17.5	1.6	1.1	0.7	3.1	12	3.0
	Child aged up to 6	35.2	33.1	20.1	1.5	1.6	1.1	2.0	0.9	4.5
	Child aged more than 6	33.8	39.6	18.2	12	1.1	0.5	1.7	1.3	2.6
Portugal	Without children	72.6	4.9	14.9	1.5	0.0	0.3	3.9	0.5	1.3
	Child aged up to 6	66.9	4.6	20.0	0.6	0.2	0.5	2.9	0.3	1.4
	Child aged more than 6	63.7	6.9	20.7	0.6	0.2	0.3	4.2	0.6	2.5
Finland	Without children	68.2	6.5	10.4	2.6	0.6	0.6	7.1	0.6	3.2
	Child aged up to 6	52.7	9.1	29.6	0.6	0.4	0.8	3.3	0.4	2.9
	Child aged more than 6	76.3	6.9	9.2	0.6	0.6	0.0	4.6	0.6	1.2
Italy	Without children	58.7	13.2	20.5	1.0	0.6	0.7	2.1	0.7	2.4
	Child aged up to 6	30.6	19.9	41.7	0.6	0.7	1.0	1.3	0.6	3.6
	Child aged more than 6	33.1	17.9	40.1	0.5	0.5	1.0	1.9	0.7	4.0
Spain	Without children	63.2	9.0	17.7	1.3	0.4	0.4	4.1	0.7	2.3
	Child aged up to 6	30.1	15.5	30.4	0.6	0.4	0.6	2.4	0.9	2.9
	Child aged more than 6	39.8	14.0	35.4	0.6	0.4	0.4	2.9	1.1	3.6
Romania	Without children	69.1	12	16.2	1.0	1.4	1.0	5.2	0.5	4.4
	Child aged up to 6	58.5	3.1	20.0	1.5	1.7	2.4	5.8	0.5	6.4
	Child aged more than 6	57.0	2.0	20.7	1.5	2.0	1.7	6.9	0.6	6.9
Hungary	Without children	75.2	1.1	11.3	0.2	0.1	0.2	5.7	0.2	5.0
	Child aged up to 6	32.3	2.9	51.9	0.2	0.1	0.6	2.3	0.2	9.4
	Child aged more than 6	64.6	3.2	17.4	0.7	0.2	0.3	7.5	0.4	5.7
Sweden	Without children	50.0	17.0	8.0	7.2	5.0	3.3	5.1	1.7	2.1
	Child aged up to 6	35.6	37.9	9.9	3.7	4.9	2.2	1.2	2.3	2.2
	Child aged more than 6	49.7	29.6	6.7	42	3.2	1.7	1.7	1.5	1.7

出所 UNECE Gender Statistics Database

表3 無償労働に投じられた時間 2000-2004年 週当たり時間, 15歳以上

出所 UNECE Gender Statistics Database

		Total		Parents with pre children	-school
		Women	Men	Women	Men
Belglum ²	Paid	15	23		
	Unpaid	30	17		
	Total	45	40		
Finland	Paid	17	26	17	39
	Unpaid	28	18	45	22 61
	Total	45	44	62	61
Germany ²	Pald	14	24		
	Unpaid	29	16		
	Total	43	39		
Hungary ²	Pald	16	24		
	Unpaid	32	17		
	Total	48	41		
Italy	Paid	10	21	17	41
	Unpaid	24	5	39	7
	Total	34	26	55	48
Spain	Paid	14	30	16	42
	Unpaid	36	13	50	18
	Total	51	44	66	61
Sweden ³	Pald	21	31	18	38
	Unpaid	29	21	42	27
	Total	50	52	60	65
Switzerland	Paid	15	30	11	41
	Unpaid	32	19	60	30
	Total	47	49	71	71

各国について有償,無償,合計時間。国はベルギー,フランス,ドイツ,ハンガリー,イタリア,スペイン,スウェーデン,スイス。

表のデータは国によって異なる年にものである。毎年収集されておらず,5年の期間に大きくは変化しない。 ドイツに関して。データは20-74歳の年齢階層のもの。有償労働は学校の自由時間の学習に費やされた時間を含む。 ハンガリーについて16-74歳の年齢階層のもの。

表 4 パートタイム雇用 2006年

男女のパーセント 出所 UNECE Gender Statistics Database

	Women	Men
Switzerland	58.8	11.8
Germany	43.3	7.5
Belglum	40.5	7.5
Austria	39.3	6.1
Sweden	38.0	11.5
Italy	25.6	4.5
Spain	24.2	4.5
Portugal	16.2	7.0
Romania	10.5	10.0
Hungary	5.8	2.7

2.5 ジェンダー統計に関するボトムアップした対話の開始³

OECDによるノート

要約

この文書においては、ジェンダー不平等と制度およびガバナンス構造との間のつながりを明らかにする企てが、OECDの2つの革新的イニシャチブを用いてなされている。すなわち、「OECDのジェンダー、制度および開発データベース」(OECD Gender、Institutions and Development Database (www.oecd.org/dev/gender/gid)) — 社会制度をふくめて、ジェンダー平等の多様な次元に関する包括的なデータの収集ー、および 「Wikigender (www.wikigender.org)」ージェンダー平等、特に差別の隠された事例に関する情報を共有し、交換する相互的インターネットの舞台ーである。これら2つのプロジェクトを通じて OECDは、ジェンダー平等を妨げる要素を理解し、それらに対抗する政策のよりよい理解をもたらすことを望んでいる。

I. 序

1. 「伝統はガイドであり,看守ではない」とW. サムセット・モームは書いた。現在,国を貧困に陥らせているのは,大きな歴史や文化に根差しているのであろうが,何らかの伝統でありうるだろうか? これは 明らかに女性の地位への社会的,文化的規範の影響については,ありうるように見える。社会的制度を通じての差別は隠れることが多いのだが,それにもかかわらず,ジェンダー不平等の重要な源泉である。特に,公式の制度とガバナンス構造の弱い国でそうである。これらの問題に光をあてるために,OECDの開発センターは2つの革新的イニシャチブ,すなわち,すなわち,OECDのジェンダー,制度および開発データベース(OECD Gender,Institutions and Development Database www.oecd.org/dev/gender/gid)),社会制度をふくめて,ジェンダー平等の多様な次元に関する包括的データ収集;および Wikigender (www.wikigender.org),ジェンダー平等,特に差別の隠された事例に関する情報を共有し,交換する相互的インターネットの舞台,を創設した。

II. ジェンダー平等が何故問題か?

- 2. 多くの人々、特に先進世界の人々にとって、女性に対する差別は、ほとんどの場合、道徳的問題であり、原則の問題として反抗するべきことである。しかし、見過ごされることが多いことは、経済活動への女性の参加を妨げる経済的影響である。たとえその問題がOECD諸国で注目をひきはじめたとしても、世界のより貧困な部分一差別や抑圧が深い文化的、宗教的根拠を持つ一では甚だしく無視される。しかし、途上国での経済への女性労働者の統合での成功は、世界経済での競争力を構築する際の重要な要因であろう。
- 3. 世界銀行のWorld Development Report 2000/01によると, 学校でのジェンダー格差の縮小は

³ OECD(2008) "Initiating a bottom-up dialogue on gender statistics" UNITED NATIONS E Economic and Social Council Distr.GENERAL ECE/CES/GE.30/2008/8 11 July 2008

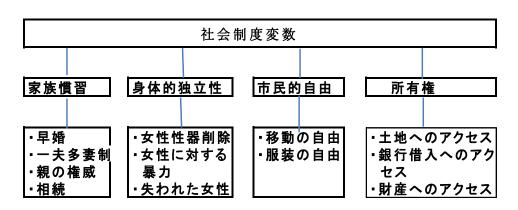
大きく進み、ときには、サハラ以南アフリカ、南アジア、中東と北アフリカでは、経済成長の2倍以上である。ジェンダー平等に関する国際宣言にもかかわらず、例えば、ミレニアム開発目標におけるように、初等、中等教育でのジェンダー平等を実際に達成した国はわずかしかない。この違いは、高等教育ではむしろより目立つ。例えば、南アジア、サハラ以南アフリカでは、三次教育での少女は、男性学生の半分にすぎない。

4. 同じように不安なことは、労働市場の指標である。これは、諸国がその利用可能な人的資源、特に女性人口資源を十分に利用していないことを明白に強調している。多くの途上国では、女性の経済活動はインフォーマル・セクター、小規模農業、およびあるいは家内労働(domestic work)へと周辺化されている。好例は、南アジア、中東と北アフリカであり、両地域で、農業外のすべての賃金雇用の約20%を女性が占めるにすぎない。

III. われわれはどのようにしてジェンダー平等を測定することができるか?

- 5. これらの表に示されているように、女性は世界の多くの地域で深刻な不平等に直面している。 女性に対する差別は多次元の面を持っているが、この分野での伝統的研究は、一般に、(i)女性の経 済的地位、(ii)教育や保健といった資源への女性のアクセス、および/あるいは女性の政治的参加と エンパワーメント、である。公式の規則や規制の影響を無視することが多い規範、伝統や家族法と いった社会的制度の役割には、わずかの注意しか与えられてこなかった。例えば、女性の学歴と労 働市場における機会を改善することを試みる政府の政策は、多くの少女が若年で結婚することを強 いられているなら、大きく成功することはないだろう。
- 6. この知識格差を埋めるために、OECDの開発センターは、ジェンダー平等に関する新しい包括的データ収集であるOECDジェンダー、制度および開発(GID)データベースを導入した。既存の編集物とは違って、GIDは、社会制度に基づくジェンダー不平等を測定する新しい革新的変数のセットを導入している。それは、以下の下位分類にまとめられる12の単一の指標を区別している。すなわち、(i)支配的家族慣例(prevailing family code)、(ii)女性の身体的独立性(women's

図1 ジェンダー平等に関する12の新しい指標



出所 著者による図

physical integrity), (iii) 女性の市民的自由, および (iv) 女性の所有権 である(**図1**参照)。これらの変数の各々は, 0 (平等) と1 (大きな不平等) の間にコードづけられる。社会制度変数の

評価付けは、一般には、その適用で被害を蒙っている女性人口の大きさとともに、不平等の程度⁴ を考えている。例えば、非常に差別的な制度は、国の人口の40%をなすにすぎない社会的グループ において支配かもしれない。そこで、この観察に対しては、指標の値は、 $1 \times 0.40 = 0.4$ である。ここで第1項は、最高レベルの差別を示し、0.40は人口の40%だけが影響を受けているという事実 を考慮している。

A. 家族の慣例 (Family Code)

- 7. 「家族の慣例」の下に4つの変数,すなわち,早婚,一夫多妻制,親の権威,および相続が,まとめられている。相続慣習(Inheritance Practice)は,男女の子孫の間で遺産が同等に分けられるかを測定する。規定が男性相続人を優遇している度合いに応じて,変数は,0 (息子と娘についての同等な扱い) と1(遺産が男性相続人にだけ与えられる)の間にコードづけられる。親の権威は,父親が通例としてその子どもに対する完全なコントロールを持っている社会に対して1,子どもの母親と等しい権威を持つ社会に対して0をコードづける。
- 8. 特に関連を持つ社会制度は早婚のそれである。そこでは、大変若い女性が結婚し、両親(父親)と若くはない女性自身が、結婚や世帯の構成に関する重要な決定をする権力を持つ。さらに、世帯の中で、一般により高齢の夫が不均衡に権限と意思決定の権力を持っている。われわれは、早婚指標を作成するために、 UNDP(2004) が報告した20歳前で結婚した女性のパーセンテージを使い、0 (早婚が存在しない)と1 (全ての女性が少なくとも1度20歳以前に結婚している)の間で変化するものとする。
- 9. 一夫多妻の世界的広がりついてのいかなる包括的概観も無いなかでは、GID データベースは、この社会的制度の法的あるいは慣習的承認の度合いに焦点をあてる。われわれの一夫多妻変数は、したがって一夫多妻世帯のパーセンテージの推定値ではなく、社会内の一夫多妻の受け入れに関する指標であり、国を越えて簡単に比較可能である。値 1 (0) は社会での一夫多妻の一般的承認(拒絶)を示す。

B. 身体的独立性 (Physical Integrity)

- 10. 3つの変数は「身体的独立性」のサブ指数、女性性器削除、女性に対する暴力を罰する法律の存在、および性に固有の中絶あるいは望ましくない生活条件によって「失われた」女性のパーセンテージ、にまとめられる。
- 11. われわれは、性器切除を行った女性の割合を直接的に、0から1の符合付けに翻訳する。例えば、18%は0.18の値に対応する。女性に対する暴力に関しては、われわれは(i)家庭内暴力,(ii)性的暴行あるいはレイプ、および(iii)セクシュアルハラスメントに対する法律の存在に関して、(UNIFEM 2003)が提供した情報を、以下のように数値化した、すなわち、具体的法律が存在するなら0、法律があるが一般的なものであるなら0.25、具体的法律が計画されているか草案があるか、検討されているなら0.5、この計画されている法律が一般的な性質のものなら0.75、1は女性に対する暴力に関して法律が無い場合、とするのである。

⁴ 不平等のレベルの一般的閾値がない中では、評価は一般的には他の国と比較しての1国の相対的得点に基づく。

12. 「失われた女性」変数は、Sen (1990)の仕事に鼓舞されたところが大きく、国の中のこの現象の相対的支配にしたがってコードづけされている。具体的には、われわれは、Klasen and Wink (2003)からの失われた女性数の推定値を使った。彼らは1国での、(ジェンダー平等を想定したときに)生きているはずの女性数と、実際の女性数の差を報告している。われわれは、女性の総数に対する失われた女性の割合が最大の国(すなわち、9.3%を持つアフガニスタン)に1をあてる。他のすべての国は対応して0(失われた女性は0)と1の間の値をあてる。合計推計数だけが報告されている場合(例えば、サハラ以南アフリカ)には、われわれは個々の国に対してはKlasen and Wink (2003)の計算を模写している。それらすべての数字は、粗い推計値であることに留意することが必要である。データの制約によって、「失われた女性」数についての推定は、いくつかの国の性比に重要な影響を与える移民(例えば、中東の諸国は不均衡に大きな男性移民を受け入れている)といった重要な要因を十分に考慮することができない。

C. 市民的自由

13. 「市民的自由」指標は2つの変数、すなわち、家を独立して離れる、そして社会的および公式の規制(公衆の中ではベールあるいはハンカチをかぶる義務と結び付けられることが多い)に従うことなしに服を着る自由からなる。行動の自由に関しては、われわれの指標は、0(制約が無い)から1(男性の権威への全体的依存を指定して)までの、制約の多様な度合いを捕捉する。衣服の自由に関しては、女性が義務に従わなければならないかどうかであり、そのためこの変数は0あるいは1としてコードづけされる。他の社会的制約と同じように、これらの制約の幾つかは、それにもかかわらず人口のあるグループにあてはまるだけであり、この場合、指標の値は、社会的制度に従属するグループの大きさによって調整されている。

D. 所有権

14. 3つの変数-女性の銀行からの借り入れへのアクセス,土地を獲得し所有する権利,土地以外の財産を所有する権利―は,「所有権」の下にまとめられる。0と1との間の変化は,制約の程度とその制約に関わる女性人口の大きさを示す。前と同じように,1が高い不平等を意味する(すなわち,女性が財産を保有し,土地を所有し,あるいは銀行ローンにアクセスすることが不可能である)。

IV. 社会的制度の重要性

- 15. GID データベースは、社会制度での恒常的差別が最も目立つのは、南アジア、サハラ以南アフリカ、および中東と北アフリカであることを示す。サウジアラビアといった世界で最も豊かな諸国のいくつかが、高いレベルのジェンダー不平等を示すことに注目することは興味深い。他方で、多くの貧困なラテン・アメリカ諸国では差別はかなり低い。他の言葉では、高い経済発展は、より多いジェンダー平等を直接的に意味しない(図2参照)。
- 16. データベースが強調する他の知見は、女性の経済的役割に対する社会制度の重要な影響である。例えば、労働力への女性の参加は、社会制度を通じての差別が高い地域で低い。これに加えて、所有権を否定されている女性が企業家の役割を持つことは容易ではないという事実があり、問題は明白になる。

17. 宗教的連携は国の制度的枠組みに影響を与えるが、重要な問題は、規則や規範がどう適用され、実施されるかである。キリスト教と仏教の国では女性に対して差別する社会的規範はそれほど重要ではないようにみえるが、アフリカとラテン・アメリカのいくつかのキリスト教が支配的な国では、女性の権利を弱める幾つかの規範がなお適用されている。逆に、マレーシア、トルコ、チュニジアやモロッコといった幾つかのイスラム諸国は、全体的制度的枠組みの内部で、女性に結婚、子どもに対する権威、離婚、移動の自由、移動、衣服および財産へのアクセスに関してより多くの権利を許す変更をした。これは、執拗な差別が、宗教的慣習あるいは信仰を傷つけることなく除去されうることを示している。

0.5 0.45- South Asia 0.4 MENA - Middle East and Norht Africa - Sub-Saharan Africa 0.35EAP East Asia and Pacific 0.3 - Europea nd Central Asia 0.25 Latin America and Caribbean 0.2 0.150.10.05 EAP OECD MENA SSA ECA LAC ■ Ownership Rights ■ Civil Liberties ■ Physical Integrity ■ Family Code Scale: 0=no discrimination; 1=maximum level of discrimination

図 2 社会的制度におけるジェンダー平等-地域的不均衡:社会的制度での女性に対する差別

出所: GIDデータベース (2007).

横軸: 左から南アジア, 中東・北アフリカ, サハラ以南アフリカ, 東アジア・太平洋, ヨーロッパ・中央アジア, 中南米

縦軸:上から所有権,市民的自由,身体的独立性,家族習慣

V. 社会制度を変えることはやっかいであるが,可能である。

18. モロッコとチュニジアから南インドの諸国まで、女性の就業と技能ーそしてそれによって成長への女性の貢献ーを制限している制度的枠組みを変更する努力が進行中である。これらの努力が成功しつつあり、チュニジアでは裁判官、医師および学校教員の30-50%が女性である。インドでは近年、女性が政治やビジネスの最高レベルに到達している。しかしそれらは、相対的に孤立したケースであり、逆転もあった。インドにおいてさえも、強い反抗の地域ー特に国の北部と主要都市への移民の間ーがあり、ダウリーに関する論争をめぐって幾つかの州で女性が殺されたりした。

19. 改革を強化するために、多くの開発専門家は、例えば学校を建設するためのより多くの資金 供与を求めてきた。苦労は、少女たちが学校に行くことをときどき全く許されないために、多くの ぴかぴかの新しい教室が空席のままになっていることである。特別な資金投与もまた、決定的に必 要なのだが、差別の基本的原因が取り扱われてはじめて、本当の成果を生み出す。

20. それは、既存の法律のより優れた執行とともに、制度的、法的改革を意味する。同じように、ジェンダー差別に対する闘いには、現在の事態よりも更に多くの男性が関わる必要がある。余りに多くの改革プログラムが失敗しているのは、執拗な差別に基づく社会では男性が簡単には犠牲にならないという長所を作り出すという事実を見過ごして、女性のニーズに大きな焦点をあてているからである。男性を改革に従事させること、インセンティブを提供すること、そしておそらく金銭的支払いが重要であろう。そういった論争がケニヤでは差別的相続法を改革する点で起こりつつある。21. 多くの国は、1979年のすべての形態の女性に対する差別の廃止に関する国連条約、そしてもっと最近の2000年には、女性をエンパワーし、差別と戦うミレニアム目標、に署名して、変革の意思を持っている。したがって、ジェンダー平等を改善する諸国を助けることは、重要なだけでなく、国際的約束でもある。問題は、どこから、どう始めるか? である。よりよい情報や品質の高いデータに投資することは良い出発点である。GID や他の統計的資源は、次第に女性差別の大きさを把握するに至る助けとなり、それが逆に、真に違いを生むことのできるより有効な政策を企画する助けとなる。なおより重要なことは、継続する変化がコミュニティ自体の中からうまく引き出されるべきである。ここは、Wikigender が重要な貢献をする場である。

VI. WIKIGENDER - ジェンダー統計に関する対話を促進する

- 22. **OECD** 開発センターの新しいインターネットの舞台, *Wikigender* は、公衆にとどき、ジェンダー統計の重要性に関する底上げの対話を 促進する装置であることを証明した。このウエブサイトは、世界中の男女の状況に関する情報を共有し交換するための公開のフォーラムを提供する。ジェンダー平等、特に女性の社会的、経済的エンパワーメントの改善に関して、これを妨げる諸要素に関する率直な討議を激励する。それは、ウエブサイトの内容に関して、この知識データベースにコメントを提示し、論文を編集するか新しい投入を創り出すことによって貢献できる利用者の積極的参加を歓迎している。
- 23. ジェンダー平等に関するワンストップの資源となることを意図しているこのウエブサイトは既に、国家の政府での女性の政治的代表、子どもの養育における男性の役割、およびアフリカの経済発展にとっての女性の重要性をふくめて、性区分のあるデータと統計の豊かな基礎を提供している。これに加えて、利用者は、多くのOECD加盟国および非加盟をカバーしており、世界中からのジェンダー平等に関する詳細なカントリー・レポートをふくめて、280を超える論文や文書へアクセスしている。作業を開始した最初の月に、このサイトは25、000以上のアクセスを受けた。
- 24. Wikigender は、オンラインの百科事典Wikipediaといった「wiki」に基づく他のウエブサイトとは明確に区分される2層のアプローチにしたがっている。公的出所(例えば OECD)からの内容が強調され保護されている。公開 Wikigender の層に掲げられている新しい情報は、新しい記事や文書を作り、アップロードするとともに、変更を示唆する権限を委ねられている登録利用者になったほぼ300人の専門家からの検討に従っている。したがって、このサイトは、潜在的に信頼できない内容から隔離され、最高度の品質を保証している。
- 25. このプロジェクトの制度的基礎を広めるその企てにおいて、OECDの開発センターは、最近、世界銀行の国際金融会社(International Finance Corporation)との協力関係を結んだ。他の協力は交渉の過程にある。これらは、サイトを管理する組織能力を強め、利用可能なトピックの範囲

とそのカバレッジの深さを増すだろう。

- 26. 人々の地域的慣習や法律を伴っての経験を明らかにするためのフォーラムを用意することは、2つの重要な効果を持つ。第一に、それは、世界中の女性の状況について入手可能な情報の改善を助け、幾つかの事実や数字はGIDのような既存のデータベースにうまくフイードバックされよう。第二に、この相互学習の経験に人々をまきこむことは、より広い大衆的支持を獲得すること、および市民の間の不可避的な恐れを解消することとともに、労働組合、企業家協会や、変化への圧力をもたらす助けになることのできる教員といった地域的同盟を生むだろう。
- 27. 長期的には、この過程は、頑固な社会的姿勢や考え方をくずす助けとなり、一方で政策立案者が国あるいはコミュニティでの具体的状況にその戦略を合わせることを可能にする。より大きな公開性を奨励することは、執拗な差別を支えている偏見や不信への取組みの助けになりうる。それはまた、例えば国際的新聞からだけでなく、改革の意欲を強化できる地域メディアから、公衆の意識を高めるだろう。

VII. 結論

- 28. ジェンダー不平等を減らすことはやさしい仕事ではないが、実行可能で必要である。政策立案者と市民社会へのジェンダー統計と特にデータのコミュニケーションは、よりすぐれた政策を企画するため、そして人々が改善されたジェンダー平等の便益を確信するための、2つの重要な構成要素である。
- 29. 整合的で、センシティブで包括的な戦略をもってすれば、女性の権利を否定し、国全体の発展の可能性を損なう無駄な種類の差別と障害は、そのうち永久に除くことができる。公衆を論争に関与させることによってだけ、われわれは、ジェンダー平等を妨げる要素と、それらに対抗することのできる政策のより良い理解を持つことができよう。「GID データベース」と Wikigenderはこの努力における 2 つの重要なイニシャチブである。

汝献

- Drechsler, D., Jütting, J. and Lindberg, C. (2008): "Gender, Institutions and Development Better Data, Better Policies", *Poverty InFocus*, UNDP Poverty Centre, January 2008.
- Forsythe N., Korzeniewicz R.P. and Durrant, V. (2000), "Gender Inequalities and Economic Growth: A Longitudinal Evaluation" in *Economic Development and Cultural Change*, Vol. 48(3).
- Jütting, J., Morrisson, C., Dayton-Johnson, J. and Drechsler, D. (2008), "Measuring Gender (In)Equality: The OECD Gender, Institutions and Development Data Base", *Journal of Human Development*, Vol. 9, Issue 1, pages 65 86.
- Jütting, J. and Morrisson, C. (2006), "L'égalité entre les sexes est un outil du développement", Le Monde, 13 January 2006.
- Klasen S. (2002), "Low Schooling for Girls, Slower Growth for All? Cross-country Evidence on the Effect of Gender Inequality in Education on Economic Development", *The World Bank Economic Review*, Vol. 16.
- Klasen, S. and C. Wink (2003): Missing Women: Revisiting the Debate, *Feminist Economist*, 9(2-3), pp. 263-299
- Mörtvik, Roger, and Roland Spånt (2005), "Does gender equality spur growth?" in *OECD Observer*, No. 250, July.

- Sen, A. (1990): More than 100 Million Women are Missing, *The New York Review of Books*, December 20. United Nations Development Fund for Women (2003): *Not a Minute More: Ending Violence against Women*, New York: UNIFEM.
- United Nations Development Program (2004): *Human Development Report: Cultural Liberty in Today's Diverse World.* New York: UNDP.
- United Nations Development Program (2005), Report of the UN Task Force on Education and Gender Equality, New York.
- World Bank (2001), Engendering Development: Through Gender Equality in Rights, Resources

 World Bank (2001), Engendering Development: Through Gender Equality in Rights, Resource and

 Voice, Washington.

2.6 ジェンダーと経済指標 カナダ統計局によるノート5

要約

この文書は、ジェンダーと経済を理解するためのデータに対するニーズを取り上げる。それは、女性は一般に男性に対して遅れており、研究は、女性の経済的機会を改善することは、一般により高い経済成長率を導くことを示している。ケーススタディとして、著者はカナダで入手可能な有用なデータ出所を示す。ジェンダーと経済の問題をよりよく理解する一連のデータが示唆される。

I. 序

- 1. 'われわれが毎日行う殆どすべてのことが,経済にむすびついている-われわれは働きに出,商品・サービスを購入し,税金を払い,富を蓄積し,投資をする⁶。
- 2. 一的に、われわれがジェンダーと統計を考えるとき、われわれは労働力参加、所得格差やエンパワーメントのいくつかの尺度を考える。これらは、女性と男性の日々の生活を反映する主要な指標である。労働と所得に関しての男女間⁷の経済的・社会的不平等を評価する指標や指数を開発するためにはかなりの作業が行われてきた。この論文の目的は、ジェンダー分割が典型的にはできない経済統計の他のタイプを強調することである。この論文は回答を提供するのではなく、ジェンダー統計に関するUNECEの専門家グループが、それら経済統計のジェンダー区分あるいは分析が有用であるかどうかを考える助けとするのである。
- 3. 何故このことが必要なのか? 世界経済フォーラムはその出版物 *The Global Gender Gap Report* 2006 で以下のように注記している。
 - 「1つの特別な社会的・経済的課題は、男女の資源および機会へのアクセスにおける執拗な格差である。この格差は世界の人口の半分の生活の質を害するだけでなく、国の長期的成長や福利に対する大きな危機をもたらす。すなわち、人的資源の半分のすべての潜在能力を利用しない国はその競争力を傷つけるかもしれない」⁸。
- 4. 今日までのジェンダーと統計活動の先端は、そこで、労働(とエンパワーメント)、所得あるいは賃金および貯蓄と関連をもつ経済の社会的サイドに焦点をあてている。ジェンダーと統計を一層進めるいくつかの企てが、ジェンダー予算⁹に関連するカナダや幾つかの他の国での活動やSNAに関連する無償労働に関するサテライト勘定の開発をふくめてある。それにもかかわらず、どのデータがジェンダーと経済を理解するために本当に必要なのかの討議は有用であろう。というのは、特に既存の指標¹⁰では女性は一般に遅れをとっており、研究は、女性の経済的機会を改善することは、

Statistics Canada (2008) "Economic Indicators for Gender Analysis" UNITED NATIONS E Economic and Social Council, Distr. GENERAL, ECE/CES/GE.30/2008/12, 18 July 2008

^{6 &#}x27;Economic Accounts, 'Statistics Canada. http://www41.statcan.ca/2007/3764/ceb3764_000_e.htm Accessed June 22, 2008から。

⁷ 例えば、Gender-Related Development Index (GDI)、Gender Empowerment Measure (GEM)、および OECD の Social Institutions Indicator.

⁸ http://www.weforum.org/pdf/gendergap/report2006.pdf

^{9 &}quot;ジェンダー予算,"これは、予算プログラムと政策の。男女への影響に関する体系的検討のことである。

[.] Stotsky, J.G. (2006) Gender Budgeting. Working paper, International Monetary Fund.

^{10 (2006).} The World's Women 2005: Progress in Statistics. Department of Economic and Social Affairs, Statistics Division. United Nations: New York.

- 一般的には高い経済成長率をもたらすことを示すからである。11.
- 5. ジェンダー統計は国家統計局の必要な産出物である理由は幾つかある。ジェンダー統計は社会的・経済的結果を理解するため、政府のプログラムのパフォーマンスあるいは政府のコミットメントの達成を監視するために、そしてジェンダー平等における傾向あるいは変化を確認するために要請される。ジェンダー統計を収集する周知の要請の1つは、ジェンダー問題を確認し、それらの問題をとりあげるデータが収集され、入手可能にすることを保証するために、研究し、データ利用者と協議することである。ジェンダーの専門家は典型的には、保健、貧困、暴力、家族その他に関連するような社会問題に関しては、この過程ではかなり優れている。ジェンダーおよび経済統計に関しては、なお理解するべき多くがある。
- 6. 統計局が経済に関して生産するべきジェンダー統計を知る助けとして問うべき第一問は,「われわれは何を知る必要があるか?」である。これは,決定的な第一の質問であり,この答えは,必ずしもすべての国で同じではない。経済統計に関してはジェンダー問題は何かについて,幾らかの考察をすることを要求する。そこで,この論文の第一の狙いは,国家統計の全体的な枠組みの中で経済統計の役割について幾つかのアイデアを提起し,ジェンダーの考察が「よりよい」情報をもたらす場合を探求することである。
- 7. 多くの国で、ジェンダーと経済の関係で十分には分析されてこなかった潜在的に有用なデータ出所が存在する。この論文は、カナダで入手可能なそれらのデータ出所の幾つかを強調するだろう。
- 8. 最後に、既に入手可能なデータを検討し、ジェンダーと経済統計に関して我々が知るべきことを考察した後に、この論文は、情報が空白なところについて何らかの示唆を提供する。

II. われわれは何を知る必要があるのか ?

- 9. 大部分の国家統計局の経済統計プログラムは、以下の幾つかを行うために企画されている。
- (a) 経済のパフォーマンスを評価する
- (b) 経済的ストックとフローを監視する
- (c) マクロの経済傾向を分析する
- (d) 経済政策と決定を伝える
- (e) パフォーマンスを国際的に比較する¹²
- 10. **GDP**は「国が生産するすべての財とサービスの総価値を反映する」¹³ 。 付録 1 は**GDP**の計算にすすむ上でのより詳細な定義および構成部分のリストを提供している。 **GDP**のような高いレベルの指標をもっては、ジェンダーの質問は明確ではない。それにもかかわらず、最近幾つかの重要な質問が、**GDP**の構成要素に関するカナダ議会の常設委員会で提起された。これらの質問は、性区分された支出と収入データの生産に向けて潜在的意味を持つ。

「支出と収入は男女間にどう分布しているか?

資源のジェンダー分布に関する長短期の意味も幾つかは何か?

¹¹ Stotsky, J.G. 2006. (see above).

¹² Corner, Lorraine (2003) 'From Margins to Mainstream: From Gender Statistics to Engendering Statistical Systems' UNIFEM in Asia-Pacific & Arab States

^{13 &#}x27;Economic Accounts, 'Statistics Canada. http://www41.statcan.ca/2007/3764/ceb3764_000_e.htm Accessed June 22, 2008.

男女両方の必要にとって供給は十分であるか?」14

- 11. OECDの出版物 Main Economic Indicators は、一連の指標をリストしている(付録 2)、これは以下の質問を考慮して検討出来るものである。すなわち、これらのデータを性区分するなら、われわれはどのような種類の調査の質問(ジェンダーに基礎を置く分析)を問うのか?
- 12. 多くの経済統計の1つの限界は収集の単位である。例えば、多くの経済指標の枠組みとなっているカナダのビジネスレジスターにおいては、人レベルのものではなく、事業の所有者/経営者の性に関する情報を持たない。同じように、住居情報は世帯であって個人レベルでないことが多く、建築許可は市レベルにおいてである等々。
- 13. 政府にとって何がより有用であるかは、既に存在しているジェンダー統計と主要経済指標の幾つかの間の分析的つながりを引き出すことである。例えば、経済的ストックとフローは、生産、世帯消費、政府消費、資本形成、輸出、輸入、賃金、利益、貸出と借入ほかを含む。男女の輸出活動を理解するよう努力することは、それらの輸出推計値の変化が男女にどう影響するかを理解するほど重要ではなかろう。仮説例は、カナダドルの高い価値によって輸出が減少するなら、この減少が特定の産業の賃金に影響するのか、そしてそれらの産業で男性あるいは女性の数が多いかどうかを問うことになる、というものである。この場合、性区分されたこの産業についてのデータが要請されるだろう。
- 14. ジェンダーと経済の間のいくつかのつながりは明らかである。例えば、経済への男女両方の 貢献を知ることは重要であり、これを理解するためには、われわれは以下のようなことを知る必要 である。すなわち、
 - (a) 労働力参加(フルタイム/パートタイム,年全体/年の一部);
 - (b) 自営
 - (i) 事業主 (Entrepreneurship),
 - (ii) 雇用者数
 - (iii) 会社の増加
 - (c) 組合への組織化
 - (d) 無償労働の価値
- 15. これに加えて、以下をふくめて男女について異なりうる生産性に影響する要因を考えることが有用かも知れない。
 - (a) 欠勤 (Work absences)
 - (b) 臨時労働 (Contingent work)
 - (c) 失業
 - (d) 過小就業 (Underemployment)
 - (e) 職務分離
- 16. ジェンダーと経済指標に関する大部分の作業¹⁵は,以下をふくむ所得の分析を示している。
 - (a) ジェンダー賃金格差
 - (b) 低所得の率

¹⁴ Beckton, C. in minutes of the Standing Committee on the Status of Women, 10 December 2007.

¹⁵ Stone, L. and S. Regehr. (1997). *Economic Gender Equality Indicators*. Federal Provincial/Territorial Ministers Responsible for the Status of Women.

(c) 所得と安全

III. どんなデータが既に存在するのか?

- 17. カナダには、すでに入手可能な経済統計の富がある。重要な最近の知見の幾つかは、ジェンダー統計や経済統計で既に可能な類の調査の例として以下に簡単に要約されている。¹⁶
 - (a) 労働力調査。
 - (i) カナダでの有償労働への女性の参加の増大。
 - (ii) 小さな子どもを持つ女性の有償就業での増大。
 - (iii) 個人的あるいは家族的責任(女性により大きい)による欠勤。
 - (iv) 女性のパートタイムで働くことが多い傾向。
 - (v) 男性は女性より自営業でより多い傾向。
 - (vi) 男性自営業者は女性自営業者よりも法人化したビジネスを営業することが多い傾向。
 - (b) 農業センサス。
 - (i) 女性は現在カナダの1/4の農場の運営を行っている。
 - (ii) 女性の作業者の大半は、少なくとも1人のパートナーと管理責任を分かち合っている。
 - (c) 労働力調査をふくむ多くの社会調査における職業。
 - (i) 男女の分布。
 - (ii) 性的職務分離 2004年に、すべての就業している女性の 67% は、教育、看護と関連する保健職業、事務的あるいは他の行政的地位、および販売・サービス職業で働いている。これは、男性就業者が丁度30%であるのと対照的である。¹⁷
 - (d) カナダ人的資源・社会開発部とトロント大学の育児資源・研究単位,カナダの育児状況(the Childcare Resource and Research Unit, University of Toronto, Status of Child Care in Canada)
 - (i) 登録・非登録の育児施設数(Number of child-care spaces)
 - (e) 時間使用調查。
 - (i) 無償労働。
 - (ii) ボランティア活動。
 - (iii) 家事労働。
 - (iv) ケア活動。
 - (f) 雇用保険の給付。
 - (i) 仕事の中断 -雇用保険給付者の女性数が2000年代に増加しているのに対して, 男性数は 殆ど安定している。
 - (ii) 給付を受けている女性数の増大の大部分は、出産あるいは親給付を受ける者による。
 - (g) 税データ:
 - (i) 年金制度への納付。

¹⁶ 例は以下から引用した。Lindsay, C. (ed) (2006). Women in Canada: A Gender-based Statistical Report (5th edition). Statistics Canada, Catalogue no. 89-503-XIE. http://www.statcan.ca/english/freepub/89-503-XIE /0010589-503-XIE.pdf

Women in Canada: A Gender-based Statistical Report, p. 14.

- (ii) 政府の移転支払い。
- (h) 所得データ:
 - (i) 労働と所得の変動の調査-男女間の所得格差が残っている。フルタイム労働者の女性賃金は男性の70%である(2004年)。
 - (ii) 人口センサス -人口の副次グループの所得,高齢女性は男性よりも低い収入で生活している傾向がはるかに大きく,年齢とともに増加する。 (2001 年カナダセンサス).

IV. どこに情報の空白があるのか?

- 18. データベースを編成するかデータを利用している国際機関は、国際的空白がどこにあるかを示す良い位置にあるだろう。カナダの見地からは、空白を見るときに考えるべき幾つかがにある。
 19. 以前に述べたとおり、性区分のあるデータを調べたいと望む幾つかの場合には、「性」変数はない。他の場合には、データは単純に存在しない。例えば、家族内資源の移転に関する情報は、女性と男性の福利を理解するために重要であろうが、この種の情報は収集するのが難しい。同じように、男女が非常に異なる形で参加しているインフォーマル市場に関しては十分にはは知られていない。
- 20. 主要な経済指標-SNAを通して作成されたもの-を考えるとき,以下を問いかけることが有益である。すなわち,データ出所(SNAに取り入れられる全ての情報出所)は男女の仕事と現実を反映しているのか? これはインド等の幾つかの国では問題であった-ここでは,労働力参加に関して報告する世帯主(通常は男性)は,女性の活動を労働(work)としては認識していないのである。 ¹⁸. 21. 主要な経済指標に関する第2の有益な質問は,性区分されたデータは政策立案者にとってのおそらく有益な情報であると認定することを助けるのか? である。もし男女の労働と現実が十分に示されていないなら,可能なところでの性区分は,格差についての知識を増やすだろうか? 性区分された経済的フローを知ることは,政策部門にとって有用ではないのか? そうではないのか? SNAに関して,ジェンダー問題は何なのか?
- 22. 最後に、政府のプログラムと政策のパフォーマンス管理にとってどんなデータが要請されるのかを考えることが重要かもしれない。ジェンダー予算は、政府の財政的責任を担う部門に対して意味を持つ1例であるが、カナダ政府の諸部門は、そのプログラムおよび政策についてのジェンダーに基づく分析を行う責任を持つ¹⁹。ジェンダー統計の生産はしたがって、ジェンダーに基礎をおく分析を行うすべての省庁の約束を満たすために不可欠である。

V. 結論

23. この論文の課題は、国家統計局が収集し配布している経済統計を、それらが男女の状況を十分

¹⁸ Corner, Lorraine (2003) 'From Margins to Mainstream: From Gender Statistics to Engendering Statistical Systems' UNIFEM in Asia-Pacific & Arab States.

^{19 「}ジェンダー平等への連邦計画 (Federal Plan for Gender Equality) として知られる北京行動綱領の実施に向けてのカナダ1995年行動計画では、カナダ政府は連邦省庁に政策と法律のジェンダーに基礎をおく分析を求める政策を採用した。 (2005. Gender-Based Analysis: Building Blocks for Success. Report of the Standing Committee on the Status of Women)

にとりあげているのかいないか、そしてそれらの経済データのどれかの性区分が男女の福利の理解にとって有益であるかどうか、を検討するために、新しい眼でみることにある。出発点として、私は、われわれが知る必要のあることの確認をはじめる必要があることを示唆したい。われわれの経済データは、男女両方の労働と活動を考慮しているか?

24. 検討過程のはじめに、既に入手できるが、おそらく十分には利用されていない情報のストックをとりあげることが重要であろう。そのストックをとりあげるに照らして、現在のデータ収集への修正によって、特別調査、あるいは既に存在する情報を新しい情報と一緒にする分析によって、埋めることのできるデータの空白を確認することが可能であろう。

付録 1 国内総生産 GDP

定義: (http://www.statcan.ca/english/nea-cen/gloss/iea.htm#gdp)

「与えられた期間に国あるいは地域の経済的境界内で生産された商品とサービスの重複しない総価値。GDPは3つの方法で測定できる。すなわち、現在の生産で獲得された総所得(所得アプローチ), 現在の生産での総最終販売額(支出アプローチ), 現在の生産での総付加価値(付加価値アプローチ)。それは、基本価格でも市場価格でも評価できる。所得と支出勘定では, 国内総生産は所得と支出アプローチで測定される」

所得ベースのGDP (http://www.statcan.ca/english/nea-cen/about/ieainc.htm)

賃金,俸給と補助的労働所得

- + 税引き前法人利益
- + 税引き前政府事業企業利益
- + 利息と雑投資所得
- + 農場生産からの農場作業者の獲得純所得 (Accrued net income)
- + 非農業非法人ビジネスの純所得、地代をふくむ
- + 在庫価格調整
- + 税マイナス補助金
- + 資本消費差引
- + 統計的不突合
- = 市場価格での国内総生産

支出ベースのGDP (http://www.statcan.ca/english/nea-cen/about/ieaexp.htm)

消費財とサービスへの個人支出

- + 財とサービスへの政府の現在支出
- + 政府の総固定資本形成
- + 政府の在庫投資
- + 事業の総固定資本形成
- + 事業の在庫投資
- + 財とサービスの輸出
- マイナス:財とサービスの輸入
- 統計的不突合
- = 市場価格での国内総生産

付録 2:MAIN ECONOMIC INDICATORSからのOECD指標²⁰

国内総生産

個人消費

政府消費

総固定資産形成

財とサービスの輸出

財とサービスの輸入

産業の生産

複合先行指標

建設と客車

卸売

消費者物価指数

生産者物価指数

時間当たり賃金

標準化した失業率

市民就業者

短期利子率

長期利子率

株価

貨幣供給量

実効為替レート

世界貿易

国際貿易

経常収支

²⁰ 2004. Main Economic Indicators. OECD

2.7 誰がより多く益するか? ジェンダー別の政府の給付 ジェンダー予算分析のオランダの例 21

オランダによるノート

要約 この文書で著者はジェンダー予算で何を意味するかを説明する。オランダでのプロジェクトのケーススタディを通して、著者は、統計局がジェンダー予算を使用する際にどのような役割を果たすことができるかを示す。ジェンダーのレンズを通して政府の歳出を分析することによってだけ、正規の政策の真の影響を示すことができる。このケースにおいて、著者は、歳出はジェンダー中立的ではないと結論した。

I. 序

1. 政府はジェンダー平等を「ジェンダー主流化」という手段によって推進する。ジェンダーに敏感な予算はジェンダー主流化に寄与するイニシャチブの1つである。それは政府予算のジェンダー化された影響を評価するために開発された。この論文で、われわれはジェンダー予算とは何かを説明し、オランダの例を示しながら統計局はこの道具の使用でどのような役割を果たしうるかを示す。

Ⅱ. ジェンダー予算とは何か?

- 2. 政府の政策の多くはジェンダー中立的なタームで定められる。しかし、男女の社会的位置の違いによって、それら政策の影響は必ずしもジェンダー中立的ではない。ジェンダー予算は、ジェンダーが「主流化」した予算を作成することを狙う。それは女性について別個の予算を作ることを狙うのではなく、少年と男性に対してと比べて、少女と女性に対する歳出と租税政策の意味と影響を確認しながら、ジェンダー視角から、歳出と歳入を獲得する方法の分析を導入する (Elson 2003)。
- 3. 問題は、支出が男女に等しいかどうかではない。男女は異なるニーズを持ちうるので、費用配分における相違が正当化されるだろう。妊産婦ケアへの財政措置がこの1例である。 もう1つの例は、高齢者ケアへの予算である。女性は男性よりも平均してより高齢になるので、高齢者ケアにより大きな予算が女性に割かれるのは全く正しいことである。
- 4. 多くの政府は自らジェンダー平等と主流化アプローチを約束した。オーストラリアはジェンダーに敏感な予算を開発した最初の国であった。すなわち、1984年に連邦政府は予算の女性と少女への影響の包括的な監査を発行した。また南アフリカの議員とNGOはしばらくの間、予算のジェンダーに敏感な分析を行った。多くの国、英国や幾つかのアフリカ諸国がこれに続いた。
- 5. ジェンダー予算分析をどう行うかに関して単一のアプローチあるいはモデルはない。国の間の違いは、以下に見ることができる。すなわち、誰が分析をはじめるか(政府、議員あるいはNGO)、分析の範囲は何か(政府レベル、歳出と歳入の両方、どのポートフォリオ、他)、それはどのように発表されるか(独立した文書か他の公的文書にふくまれるか)、政治の役割は何か(異なる段階で誰が関与するのか、だれが生産物を利用するのか、誰が資金を出すのか、他)(Budlender and Sharp, 1998)。幾人かの著者が、特別な環境に対して使用できる分析道具を開発してきた(例えば: Elson 1998; Budlender and Sharp 1998)。この論文で我々は、誰がオランダ政府の歳出から給付をえているかに焦点をあてるより一般的なプロジェクトに基づく道具を紹介する。そのプロジェクトで考慮される

「誰」とは世帯である。さらに、オランダ監査委員会 (Dutch Auditing Committee Emancipation: Visitatie

Note by the Netherlands(2008) "Who benefits more? Benefit of the government by gender. A Dutch example of gender budget analysis" UN ECOSOC, ECE/CES/GE.30/2008/14, 14 July 2008

commissie Emancipatie) の要請でPommerが政府からの給付をジェンダー別に計算した (Pommer 2006)。

III. 公的サービス,個人的給付

- 6. オランダ社会研究所 Netherlands Institute of Social Research / SCPの研究の方向の1つは、公的供給から誰が給付を受けるかに関わっている。この研究での焦点は商品・サービスの消費に関連する所得移転にある。
- 7. 公的供給の利用可能性は部分的には、安全、社会経済的保障、教育、ケア、住居や移動をふくむある基本的権利を保証する政府の任務から生じる。それらの供給は、防衛、行政、公的安全や水からの保護といったように、全体としての社会に給付をもたらす。他の供給は、住居の便益、教育、子どものケアや芸術を行うことなど、個々の世帯に給付を与える。 これらの供給の個人的使用はかなりの額の公的資金をふくむ。その資金の支出は、個々の世帯が享受する「政府からの給付」ということができる。(Kuhry and Pommer 2006)。 すべての集団が等しく給付を受けるわけでないので、所得の再配分が生じる。
- 8. 2003 には、国民所得のほとんど15%が「政府からの給付」の形で戻された。この給付の配分は、家庭ケアを受けた時間数、博物館への訪問者数、あるいは教育への参加の度合いといった、公共支出での個別世帯の分け前を測定する指標を使って計算されている。この論文で示された計算は2003年を対象年としている。
- 9. 「政府からの給付」を生み出す供給は7つの部門,すなわち,公共住宅,教育,公共交通,文化とリクレーション,社会的サービス,ケアおよび最低生活費用,に分割されている。
- 10. 「公共住宅」への支出の最大の項目は、個別の世帯の給付と帰属家賃価格である。後者の給付は、家庭所有者が市場価格ではなく所得税目的のために、低い価格に入ることができるために生じる。この給付は、政府が家の所有を促進することを望んだのでかなえられている。
- 11. 「教育」への支出は、学校への資金供与と生徒や親への所得支援支給に分けられる。支出への資金供与は、初等教育、中等教育、目標集団に即した教育(恵まれない子どもに対する)および高等教育への政府支出をふくむ。所得支援支給は、16-17歳に与える子ども給付、学習費用手当て、授業料を引くことのできることからの税免除、および学生への支給、がある。教育支出を配分するときには、学生自身(基本的バリアント)と彼らの親(親-世帯のバリアント)を、給付を受ける関係者とみなすことができる。親-世帯バリアントは、親が法的に、その子どもの授業料や他の費用に責任を負っている(ケア義務)という考えに基づいている。
- 12. 「公共交通」への政府支出は、鉄道インフラストラクチュアの利用に対するオランダ鉄道 (NS: Netherlands Railways) が支払う料金を低くするのに役立つ政府補助金とともに、「公共輸送局」 (public transport authorities) の責任の下で運営される地方および地域の公共交通に対する中央政府の補助金からなる。
- 13 . 「文化とリクレーション」への政府支出は社会-文化的活動,スポーツ施設,屋外リクレーション,公共図書館,芸術での教育,芸術の実施及び博物館に関するものである。給付は,施設の利用,媒体の借り出し,課程を受けること,およびパフォーマンスや展示を訪問すること,から生じる。これらの支給を使うことは性格的には個人的なものである。例えば図書館の利用では,回答者は読書用の本の借り出しを質問される。
- 14. 社会的支出の領域での政府支出の主な項目は、(高齢者ケアと児童ケアをふくむ)「家庭ケ

ア」である。受領者は家庭ケアサービスのために資格テストの寄金を払わなければならない。これは「給付」を計算する際に考慮されなければならない。資格テスト寄金はサービス部門では極めて正常であり、例えば、子どものケアや法的援助にも適用される。家庭で生活している傷害者への支給は、輸送への適用と過程への適用があり、これへもまた資格テスト寄金が適用される。これ等の支給は、資金と現物の両方で行われる。

- 15. 「ケア」への政府の寄金は、主として保健に関わらなければならず、そして国の健康保険制度(最近ケア保険に変わった)と法的寄金(現在は廃止された)で示されている。政府の介入は、支払われる保険料が市場料金以下であることを意味する。これらの市場料金と現実の保険制度との差は、「政府からの給付」を示す。原則として、ケア保険は、政府支出を関与させる。1つの世帯への給付は、他の世帯にとっての不利に対応する。これにもかかわらず、2006年まで政府は健康保険基金の毎年寄金に支払ったので、正のバランスが生じている。ケア保険は劇的に変化したが、給付の分布は大きくはない変化をとげた。予算の半分はなお、雇用主が支払いを求められている資格テスト寄金を通じる古い方法で使われている。これに加えて、ケアの補助は、世帯が過去に支払いを求められた料金の資格テストの部分を大きくカバーする。
- 16. 市民個人の「最低生活費用(subsistence cost」に見合うことを助ける政府の措置には、地方税からの特別支援(危機支払い)免除や医療支出の税の減額をふくむ。家庭や施設に住んでいる人々は、政府からの給付を計算するために使われたデータベースには含まれていない。このことは、Exceptional Medical Expenses Act (AWBZ)の下で支出に資金供与を受ける一番大きな部分がここでの描写から除外されていることを意味する。
- 17. 政府からの給付を男女に配分することは、以下の質問と野関連での幾つかの問題を提出する。すなわち、
 - (a) 17歳までの子どもをどう扱うべきか?
- (b) 住宅給付および家庭ケアといった世帯レベルで消費される支給はどう扱われるべきか? 18. 子ども自身が個人的給付を受ける支給に、子どもが参加する限り、男性/女性の区分は維持される。問題の政府支出はそのときは、支給の使用に応じて少年と少女に配分される。これは、例えば、教育や訪問への参加に適用されるが児童ケアには当てはまらない。それは、ここで支配的なのは親(両親)の労働市場の側面だからであり、結果として児童ケアは、母親への支給とみなされる。
- 19. 親(両親)のジェンダーは、住宅給付や児童ケアのように世帯レベルで消費された支給の基礎とされる。おのずから、子どもなしで1人あるいはカップル住んでいる人々に関しては、 計算に関わるのはそれらの人々のジェンダーである。計算された給付は世帯に居る成人数の割合に従って男女に配分されている。親と住んでいる成人の子どもは考慮外とされている。
- 20. 幾つかの支出に関しては、世帯レベルの給付は、問題の給付の利用者が誰であるかを語るデータはないので、個人に配分されている。例えば、これは家庭のケアや税控除に対して適用される。例えば、家庭ケアでは、世帯のどのメンバーに対して家庭ケアを呼び入れることが知られていない一方で、税当局は、最高税率の者が彼らの所得から医療支出を減じることを許している。税の記録は、誰が医療支出を負担したかを示さない。

IV. ジェンダー別の給付

21. 表1 は、調査した支給と、それに関わる政府支出の要約を示している。男女への支出の配分に関する原則に基づくと、「政府からの給付」をつくりだしている34のうちの22が個人レベルのジ

ェンダー分析にふくめることができ、12が世帯レベルの分析に含められなければならない。「世帯レベルで」とは、問題の世帯への給付が、世帯でのジェンダーの分布に基づいて男女に配分されることを意味する。配分に使われた主なデータ出所は、SCPが行ったPublic Services Survey (AVO)、住宅・空間計画・環境省(Ministry of Housing、Spatial Planning and the Environment)が行った Housing Needs Survey(WBO)、オランダ統計局によるIncome Panel Study (IPO)、および(これもオランダ統計局が行った)National Travel Survey (OVG)である。

表 1. 主要な支出とそれに関わる政府支出 2003年 (×EUR百万)

Provision Usage indicator amount (c) (E) (E)					
Housing benefit			amount (€		
Housing benefit	Provision	usage indicator			database
Imputed nental value	Housing banaft	amount	1 600		IBO
Rented property grant	•				
Owner-occupied home subsidy amount 30 H IPO Public housing 4,900 4,900 P AVO Primary education, general pupil 7,320 P AVO Primary education, general pupil 5,000 P AVO Secindary education, general pupil 5,000 P AVO Secindary education specific amount 360 H IPO Study costs allowance amount 360 H IPO Child benefit, 16-17 year-olds amount 360 H IPO Adult education pupil 4,120 P AVO Higher education pupil 4,120 P AVO Higher education pupil 4,120 P AVO Fiscal compensation for tuition fees amount 1,170 P OVG Bus, tram, metro kilometres travelled 700 P AVO Public transport kilometres travelled 1,170 P AV	•				
Public housing					
Primary education, general pupil 7,320 P AVO Primary education, specific disadvantaged pupil 410 P AVO Secondary education, general Pupil 5,090 P AVO Secondary education, general Pupil 5,090 P AVO Study costs allowance amount 380 P AVO Child benefit, 16-17 year-olds amount 380 P AVO Adult education pupil 4,120 P AVO Higher education pupil 4,120 P AVO Student finance amount 1,760 P AVO Fiscal compensation for fuition fees amount 1,170 P OVG Bust tram, metro kilometres travelled 1,170 P OVG Bust tram, metro kilometres travelled 1,170 P AVO Sports facilities hours of use 710 P AVO Open-air recreation visits 580 P <td></td> <td>amount</td> <td></td> <td></td> <td>11-0</td>		amount			11-0
Primary education, specific disadvantaged pupil 410 P AVO	rubile flooding		4,500		
Secondary education, general Pupil S,090 P AVO	Primary education, general	pupil	7,320	P	AVO
Senior secondary vocational education Pupil 2,580 P AVO	Primary education, specific	disadvantaged pupil	410	P	AVO
Study costs allowance	Secondary education, general	pupil	5,090	P	AVO
Child benefit, 16-17 year-olds amount 380 P AVO Adult education pupil 4,120 P AVO Student finance amount 1,760 P AVO Student finance amount 110 H IPO Education 110 H IPO Education 22,630 P AVO Student finance 110 H IPO Education 22,630 P AVO Student finance 110 H IPO Education 22,630 P AVO Student finance 110 H IPO Education 22,630 P AVO Student finance 110 H IPO Education 22,630 P AVO Sports facilities 11,70 P OVG Public transport 11,870 P AVO Sports facilities 11,870 P AVO Open-air recreation visits 600 P AVO Open-air recreation visits 580 P AVO Artistic training pupils 170 P AVO Artistic training pupils 170 P AVO Artistic training pupils 170 P AVO Artistic training 170 P AVO Avo Artistic training 170 P AVO AVO Editure and Recreation 170 P AVO Culture and Recreation 170 P AVO Childcare 170 P AVO Childcare 170 P AVO AVO AVO AVO Childcare 170 P AVO	Senior secondary vocational education	pupil	2,580	P	AVO
Adult education	Study costs allowance	amount	360	н	IPO
Higher education	Child benefit, 16-17 year-olds	amount	380	P	AVO
Student finance amount 1,760 P AVO	Adult education	course participant	500	P	AVO
Piscal compensation for tuition fees	Higher education	pupil	4,120	P	AVO
Train	Student finance	amount	1,760	P	AVO
Train kilometres travelled 700 P OVG Bus, tram, metro kilometres travelled 1,170 P OVG Bus, tram, metro toward 1,870 P OVG Bus, tram, metro toward 1,870 P OVG Sports facilities hours of use 710 P AVO Sports facilities hours of use 710 P AVO Open-air recreation visits 580 P AVO Public library lending volumes 400 P AVO Public library lending volumes 440 P AVO Performing arts visits 440 P AVO Performing arts visits 300 P AVO Museums Visits 300 P AVO Museums Visits 300 P AVO Culture and Recreation 3,200 P AVO Home care hours 2,690 H AVO Provisions for the disabled provisions 710 P AVO Outpatient mental health care clients 600 P AVO Childcare day sessions 560 H AVOIIPO Legal aid clients 170 H AVO Social work clients 170 H AVO Social work clients 170 P AVO Social services 4,830 H AVO Statutory contributions amount 2,650 P AVO Statutory contributions amount 2,650 P AVO Statutory contributions amount 2,650 P AVO Fiscal compensation for medical expenses amount 830 H IPO Fiscal compensation for medical expenses amount 140 H WBO Subsistence coats	Fiscal compensation for tuition fees	amount	110	н	IPO
Bus, tram, metro Rilometres travelled 1,170 P OVG	Education		22,630		
Bus, tram, metro Rilometres travelled 1,170 P OVG					
Bus, tram, metro Rilometres travelled 1,170 P OVG					
Public transport 1,870	Train	kilometres travelled	700	P	OVG
Socio-cultural work Visits 600 P		kilometres travelled	1,170	P	OVG
Sports facilities hours of use 710 P AVO Open-air recreation visits 580 P AVO Public library lending volumes 400 P AVO Artistic training pupils 170 P AVO Performing arts visits 300 P AVO Museums visits 300 P AVO Culture and Recreation 3,200 P AVO Home care hours 2,690 H AVO Provisions for the disabled provisions 710 P AVO Outpatient mental health care clients 600 P AVO Childcare day sessions 560 H AVO/IPO Legal aid clients 170 H AVO Social work clients 100 P AVO Social work amount 2,650 P AVO Statutory contributions amount 2,650 <t< td=""><td>Public transport</td><td></td><td>1,870</td><td></td><td></td></t<>	Public transport		1,870		
Open-air recreation visits 580 P AVO Public library lending volumes 400 P AVO Artistic training pupils 170 P AVO Performing arts visits 440 P AVO Museums Visits 3,200 P AVO Culture and Recreation 3,200 P AVO Provisions for the disabled provisions 710 P AVO Outpatient mental health care clients 600 P AVO Childcare day sessions 560 H AVO/IPO Legal aid clients 170 H AVO Social work clients 170 H AVO Social services 4,830 H Bealth insurance premiums amount 2,650 P AVO Statutory contributions amount 2,650 P AVO Special assistance amount 2,650 H IPO Exemption from local taxes amount 140 H IPO Exemption from local taxes amount 140 H WBO Subsistence costs	Socio-cultural work	visits	600	P	AVO
Public library lending volumes 400 P AVO Artistic training pupils 170 P AVO Performing arts visits 440 P AVO Museums visits 300 P AVO Culture and Recreation 3,200 P AVO Home care hours 2,690 H AVO Provisions for the disabled provisions 710 P AVO Outpatient mental health care clients 600 P AVO Outpatient mental health care day sessions 560 H AVO/IPO Legal aid clients 170 H AVO/IPO Legal aid clients 100 P AVO Social work clients 100 P AVO Social services 4,830 P AVO Statutory contributions amount 2,650 P AVO Health insurance (1) 2,650 P AVO	Sports facilities	hours of use	710	P	AVO
Artistic training	Open-air recreation	visits	580	P	AVO
Performing arts visits 440 P AVO Museums visits 300 P AVO Culture and Recreation 3,200 P AVO Home care hours 2,690 H AVO Provisions for the disabled provisions 710 P AVO Outpatient mental health care clients 600 P AVO Childcare day sessions 560 H AVOIPO Legal aid clients 170 H AVO Social work clients 100 P AVO Social services 4,830 P AVO Statutory contributions amount 2,650 P AVO Health insurance (1) 2,650 P AVO Special assistance amount 230 H IPO Fiscal compensation for medical expenses amount 830 H IPO Exemption from local taxes amount 140 H	Public library	lending volumes	400	P	AVO
Museums visits 300 P AVO Culture and Recreation Nours 2,690 H AVO Provisions for the disabled provisions 710 P AVO Outpatient mental health care clients 600 P AVO Childcare day sessions 560 H AVOIPO Legal aid clients 170 H AVO Social work clients 100 P AVO Social services 4,830 Health insurance premiums amount 2,650 P AVO Statutory contributions amount 2,650 P AVO Health insurance (1) 2,650 P AVO Special assistance amount 230 H IPO Fiscal compensation for medical expenses amount 830 H IPO Exemption from local taxes amount 140 H WBO	Artistic training	pupils	170	P	AVO
Culture and Recreation 3,200 Home care hours 2,690 H AVO Provisions for the disabled provisions 710 P AVO Outpatient mental health care clients 600 P AVO Childcare day sessions 560 H AVOIPO Legal aid clients 170 H AVO Social work clients 100 P AVO Social services 4,830 Health insurance premiums amount 2,650 P AVO Statutory contributions amount 0 P AVO Health insurance (1) 2,650 P AVO Special assistance amount 230 H IPO Exemption from local taxes amount 140 H WBO Subsistence costs 1,200 H WBO	Performing arts	visits	440	P	AVO
Home care		visits		P	AVO
Provisions for the disabled provisions 710 P AVO Outpatient mental health care clients 600 P AVO Childcare day sessions 560 H AVOIIPO Legal aid clients 170 H AVO Social work clients 100 P AVO Social services 4,830 Health insurance premiums amount 2,650 P AVO Statutory contributions amount 0 P AVO Health insurance (1) 2,650 P AVO Special assistance amount 230 H IPO Fiscal compensation for medical expenses amount 830 H IPO Exemption from local taxes amount 140 H WBO Subsistence costs 1,200 H WBO	Culture and Recreation		3,200		
Outpatient mental health care clients 600 P AVO Childcare day sessions 560 H AVOIPO Legal aid clients 170 H AVO Social work clients 100 P AVO Social services 4,830 Health insurance premiums AVO P AVO Statutory contributions amount 0 P AVO Health insurance (1) 2,650 P AVO Special assistance amount 230 H IPO Fiscal compensation for medical expenses amount 830 H IPO Exemption from local taxes amount 140 H WBO Subsistence costs 1,200	Home care	hours	2,690	н	AVO
Childcare day sessions 560 H AVOIPO Legal aid clients 170 H AVO Social work clients 100 P AVO Social services 4,830 Health insurance premiums amount 2,650 P AVO Statutory contributions amount 0 P AVO Health insurance (1) 2,650 P AVO Special assistance amount 230 H IPO Fiscal compensation for medical expenses amount 830 H IPO Exemption from local taxes amount 140 H WBO Subsistence costs 1,200	Provisions for the disabled	provisions	710	P	AVO
Legal aid clients 170 H AVO Social work clients 100 P AVO Social services 4,830 Health insurance premiums amount 2,650 P AVO Statutory contributions amount 0 P AVO Health insurance (1) 2,650 P AVO Special assistance amount 230 H IPO Fiscal compensation for medical expenses amount 830 H IPO Exemption from local taxes amount 140 H WBO Subsistence costs 1,200	Outpatient mental health care	clients	600	P	AVO
Social work clients 100 P AVO Social services 4,830 4,830 P AVO Health insurance premiums amount 2,650 P AVO Statutory contributions amount 0 P AVO Health insurance (1) 2,650 P AVO Special assistance amount 230 H IPO Fiscal compensation for medical expenses amount 830 H IPO Exemption from local taxes amount 140 H WBO Subsistence costs 1,200	Childcare	day sessions	560	н	AVO/IPO
Social services 4,830 Health insurance premiums amount 2,650 P AVO Statutory contributions amount 0 P AVO Health insurance (1) 2,650 P AVO Special assistance amount 230 H IPO Fiscal compensation for medical expenses amount 830 H IPO Exemption from local taxes amount 140 H WBO Subsistence costs 1,200	Legal aid	clients	170	н	AVO
Health insurance premiums amount 2,650 P AVO	Social work	clients	100	P	AVO
Statutory contributions amount 0 P AVO Health insurance (1) 2,650 Special assistance amount 230 H IPO Fiscal compensation for medical expenses amount 830 H IPO Exemption from local taxes amount 140 H WBO Subsistence costs			4,830		
Health insurance (1) Special assistance amount 230 H IPO Fiscal compensation for medical expenses amount 830 H IPO Exemption from local taxes amount 140 H WBO Subsistence costs 1,200		amount	2,650	P	AVO
Special assistance amount 230 H IPO Fiscal compensation for medical expenses amount 830 H IPO Exemption from local taxes amount 140 H WBO Subsistence costs 1,200	-	amount	_	P	AVO
Fiscal compensation for medical expenses amount 830 H IPO Exemption from local taxes amount 140 H WBO Subsistence costs 1,200	Health insurance (1)		2,650		
Exemption from local taxes amount 140 H WBO Subsistence costs 1,200	Special assistance	amount	230	н	IPO
Subsistence costs 1,200	Fiscal compensation for medical expenses	amount	830	н	IPO
	•	amount		н	WBO
Total benefit 41,280			1,200		
	Total benefit		41,280		

⁽¹⁾ 長期ケアへの支出 (看護ホームのような) は含めない。 出所: SCP

- 22. 表 2 は、「政府からの給付」の男女への配分の結果を示している。主な結果は、女性は男性よりも政府の支出にかなり大きく依存しているということであり、2003年に410億EURを超える政府からの支給総計のうち、40%は男性に、60%は女性に発生している。この「女性化した」結果は、全体としての支出だけでなく、部門の殆どにも当てはまる。この描写が男性にわずかだけ大きく傾くのは教育においてだけであり、公共交通での差は小さい。1つの重要な基礎的理由は、1人親家族(主として女性)と高齢の単身者(これも大部分が女性)による供給の相対的に高い利用である。単身で生活している高齢者が主として使う支出は、住居給付、借用資産補助金、家庭ケア、障がい者への支出、国家健康保険基金と法的寄金である。1人親家族が主として使う支出は、(再度)住宅給付、初等学校の恵まれない生徒への資金、学習費用免除、地方公共交通、外来の精神的健康ケア、児童ケア、法的助成、特別支援および地方税の免除、である。
- 23. 公共住宅への支出の42%は男性への給付、58%は女性への給付であった。この差は主として住宅給付が理由になっている。これに加えて、借用資産補助金が、女性は住宅協会²²の住宅を相対的に高く利用することによって、男性よりわずかに多く女性に給付されている。
- 24. 公教育支出の丁度半分以下(49%)が女性に給付されている。教育内での個別の支出のほとんどは男女に等しく支給されているが、例外として、初等学校の恵まれない生徒への資金供与と学習費手当であり、これらは、明らかに女性に大きく働く(1人親効果)。
- 25. 公共交通への支出は男女間に等しく配分されるのが合理的であるが、女性は差し引きでわずかに多い。これは主として地方の公共交通からひきだされている。男性は電車で女性よりもわずかに多いキロメートルを旅している。この旅は、仕事への行き来をふくむが、仕事場から仕事場への旅を除外している。と云うのは、これは、ビジネスの生産の一部をなすからである。
- 26. 女性は、男性よりも文化とリクレーションからより多い給付を受けている(55%対45%)。 男性はスポーツ施設の使用についてだけ高い得点をもつ。屋外のリクレーションと博物館に関しては、男女は政府支出をほぼ平等に分かち合っている。公共図書館と芸術での教育のための施設は、明確に男性よりも女性がより多い領域である。女性は給付のほぼ3分の2,男性は3分の1を数える。

-

²² これは実際消えた補助金分類(古い義務)である。

表2. ジェンダー別の政府からの支給, 2003年 (x 100万EUR

~.	amount	nount expenditure (%)			per person	U		
provision	(million)	men	women	men	women	man	users (9 wome	
Housing benefit	1,600	27%	73%	53	143	5.5	10	
mputed rental value	3,180	50%	50%	196	196	33.6	33	
Rented property grant	90	41%	59%	5	7	20.4	26	
Owner-occupied home subsidy	30	47%	53%	2	2	0.3	0	
Public housing	4,900	42%	58%	256	347			
rimary education, general	7,320	52%	48%	472	430	10.1	9	
rimary education, specific	410	51%	49%	26	24	2.0		
econdary education, general	5,090	49%	51%	311	316	5.2		
enior secondary vocational education	2,580	53%	47%	171	147	2.3		
tudy costs allowance	360	35%	65%	16	29	2.6		
hild benefit, 16-17 year-olds	380	50%	50%	24	23	1.9		
dult education	500	45%	55%	28	33	0.5		
igher education	4,120	52%	48%	269	239	3.1		
tudent finance	1,760	53%	47%	116	101	3.9		
iscal compensation for tuition fees	110	45%	55%	6	7	1.8		
ducation	22,630	51%	49%	1,439	1,352			
rain	700	53%	47%	46	40	10.9	1	
us, tram, metro	1,170	46%	54%	67	77	15.4	2	
ublic transport	1,870	48%	52%	113	118			
ocio-cultural work	600	45%	55%	34	40	15.8	1	
ports facilities	710	53%	47%	47	41	36.3	3	
pen-air recreation	580	50%	50%	36	36	63.2	6	
ublic library	400	31%	69%	16	34	13.8	2	
rtistic training	170	33%	67%	7	14	6.4	1	
erforming arts	440	43%	57%	24	31	17.7	2	
luseums	300	48%	52%	18	19	29.0	3	
ulture and recreation								
	3,200	45%	55%	180	214			
ome care	2,690	32%	68%	108	222	10.7	1	
rovisions for the disabled	710	30%	70%	27	61	8.4	1	
utpatient mental health care	600	34%	66%	26	48	1.6		
hildcare	560	43%	57%	30	39	2.1		
egal aid	170	43%	57%	9	12	2.9		
ocial work	100	37%	63%	5	8	1.5		
ocial service s	4,830	34%	66%	204	390			
lealth insurance premiums (1)	2,650	-	-	-143	464	43.5	5	
tatutory contributions (1)	0	-	-	-34	33	68.0	6	
ealth insurance (1)	2,650							
and arristance	***	- 040/	-	-177	497			
pecial assistance iscal compensation for medical	230	31%	69%	9	19	1.1		
xpenses	830	45%	55%	47	55	16.0	1	
xemption from local taxes	140	30%	70%	5	12	2.4		
ubsistence costs	1,200	41%	59%	61	87			
otal benefit	41,280	40%	60%	2,075	3,004			

⁽¹⁾ 合計は、ここでは平均保険料からの乖離である。女性はより少ない保険料を払っているので、政府からの給付は男性のそれよりも高い。

出所: SCP

27. 社会サービスは、男性よりも女性にかなり多く届いており、政府支出のおおざっぱに3分の

- 2, 男性にはおよそ3分の1が支給されている。既に述べたように、これは主として、1人親(家庭のケア、Disabled Services Actのもとでの支給)と1人親家族(職業的精神的健康のケア、ケア、子どものケア、法的扶助、社会的ワーク)による相対的に集中的な利用による。
- 28. ケア保険からの給付の計算においては、2003年に適用されるシステムが基礎にされた。このシステムの下では、女性はパートナーとして、国の健康保険に費用なしあるいは低い料金で加入することによって大きな利益を享受している。女性のこの利益は、例えば自身の所得が無かったり、例えば、女性はパートタイムで働いているので、非常に低い所得であることから生じている。2006年に導入されたシステムでは、この利益は残るが、より少なくなる可能性があると宣言されている。新しいシステムでは、所得に依存する掛け金(使用主によって支払われる)と被保険者が支払うことができるわずかの掛け金とが区分されなければならない。2003年に女性が享受した利益はなお、所得に依存する部分に、原則的にはなお適用される。わずかな部分に関しては、男女に分配される支給は、ケアの補助が世帯の個人メンバーにどう割り当てられるかに依存する。これが、獲得した所得に基づくなら、女性が享受する利益は2003年のそれに類似である可能性がある。
- 29. 最低生活費用への政府支出は、先に述べた機構、すなわち1人親家族によって、提供の相対的に集中的な利用を通じて、男性よりも女性により利益を与える。 すなわち、粗く言って利益の約60%が女性に行くのに対して、40%が男性に与えられる。

表 3. 親の世帯のバリアントに対応したジェンダー別の教育での政府からの給付,2003年

	amount	expe	nditure (%)	amount per person (EUR)		
Provision	(x EUR million)	men	women	men	women	
Primary education, general	7,320	44%	56%	404	497	
Primary education, specific	410	40%	60%	21	30	
Secondary education, general	5,090	46%	54%	292	335	
Senior secondary vocational education	2,580	44%	56%	142	176	
Study costs allowance	360	35%	65%	16	29	
Child benefit, 16-17 year-olds	380	45%	55%	21	25	
Adult education	500	47%	53%	30	32	
Higher education	4,120	46%	54%	237	271	
Student finance	1,760	42%	58%	92	124	
Fiscal compensation for tuition fees	110	45%	55%	6	7	
Education	22,630	45%	55%	1,260	1,527	
Total benefit	41,280	37%	63%	1,896	3,179	

- 30. **表3**もまた、公的供給の使用に関する情報を含んでいる。ここでは、利用の総計は、(子どもをふくむ)総人口での%として示されている。使用と給付の差は、使用の強度のしるしである。
- 31. 教育支出の配分では、また親の世帯の側面(表 3)を選ぶことが可能である。ここでは、 教育への政府支出からの給付は、男性がわずかに上回る給付を享受する基本的バリアントにおけるよりもはるかに多く女性にわたる。これは一部には1人親家族(通常は、女性親)による教育支出の使用による。
- 32. ケアの場合には、保険の側面ではなく、使用の側面を選ぶことが可能である。ここでは、ロッテルダムのエラスムス大学と協力して、National Institute for Public Health and the

Environment(RIVM)が実施したプロジェクト 'Kosten van ziekten in Nederland'(「オランダの病気の費用」)を出所として利用できる(http://www.kostenvanziekten.nl)。表4に示されたデータは2003年のもので、ケアの総計に関するものである。すなわち、Exceptional Medical Expenses Act (AWBZ)(および 家庭ケアや外来精神的健康ケアといったここで既に扱われた幾つかの供給)の下で資金を与えられるケアをふくむ。このように病気の費用は居住施設内の日本の費用といった間接費用もふくむ。ケア部門を定義する際に、保健・福祉・スポーツ省(VWS: Health、Ministry of Welfare and Sport)が基礎として使われる。サービス使用者による基金は考慮外におかれる。

表4. 年齢とジェンダー別のオランダの健康ケアの総合計,2003年 (x 100万EUR,総費用の分担の%).

Age	men		women		total	
	€ million	(%)	€ million	(%)	€ million	(%)
0-19	1,871	54.9	1,540	45.1	3,411	100.0
20-44	4,097	41.8	5,702	58.2	9,799	100.0
45-64	4,898	48.0	5,297	52.0	10,195	100.0
65+	6,815	33.6	13,445	66.4	20,261	100.0
Total	17,681	40.5	25,985	59.5	43,666	100.0

出所: RIVM, Kosten van ziekten in 2003

33. ケア供給の使用に基づいて、女性の費用は、主として人生の出産可能な段階(20-44歳)とより進んだ年齢において 男性についてより大きい。これは、高齢の女性が1人で生活し、専門的な施設および地域に基づくケアを使用することが多いからである。この結果は、2003年に総ケア支出の59%以上が女性に給付を与えていたのに比較して、男性は丁度41%以下の給付を得ていた。保険の側面からの配分結果の比較(表2)は難しい。これは部分的には住宅に関する支給は、データに関連した技術的理由によって考察外におかれてきたからである。

V. 結論

34. オランダの政府支出のこのジェンダー分析例は,正規の政策がジェンダー中立的ではまったくないことを明らかに示す。平均で,女性は男性よりも政府から多くの給付を受けている。提出されている1つの重要な説明は,(高齢の)単身者や1人親が公的供給の多くを相対的に多く利用しており,女性は両グループでより多いので,女性が公的供給の多くを得ているという事実である。もちろん,男女の間の労働と所得の不平等な配分のようなさらなる説明がある。政策立案者にとっては,これらの原因を意識することが重要である。

35. しかしながら、われわれは示したいと考えたことは、統計家は、公的財とサービスが男女間にどのように割り当てられ、配分されているかに関して事実と数字を提供するという重要な役割を果たすことができることである。統計家は、公共支出に関する詳細情報と毎日の生活での供給の使用に関するデータの両方にアクセスできることが多い。これらデータの結合した提示は、統計家が完全に行うことができることである。しかし、われわれが示したように、ときには困難が生まれる。最も重要な困難の1つは、データは常に個人レベルでは入手できないことである。

猫文

- Budlender, Debbie and Rhonda Sharp (1998) *How to do a gender-sensitive budget analysis:*Contemporary research and practice. London: Commonwealth Secretariat.
- Elson, Diane (1998) Integrating Gender Issues into National Budgetary Policies and Procedures:
- Some Policy Options. In: Journal of International Development, Vol 10 pp. 929-941.
- Elson, Diane (2003) Gender mainstreaming and gender budgeting. (Paper presented at the Conference 'Gender Equality and Europe's Future, Brussels, 4 March 2003). ECE/CES/GE.30/2008/14
- Kuhry, Bob and Evert Pommer (2006) Publieke productie & Persoonlijk profijt. De productie van publieke diensten en het profijt van de overheid 1990-2003. Den Haag: Netherlands Institute for Social Research / SCP.
- Pommer, Evert (2006) *Profijt van de overheid naar gender. (Benefit from the government by gender).* Den Haag: Visitatiecommissie Emancipatie.

2.8 西および北ヨーロッパにおけるジェンダー平等に関する 政府統計の状況に関する報告草案²³

UNECE統計部²⁴

要約

政府統計は女性と男性が社会に置いて持つ異なる役割を叙述する不可欠の道具である。政策立案者,ジェンダー主唱者,市民社会は,その行動の基礎に国家統計システムが提供する情報に依存するので,政府統計は社会の女性と男性のバランスを持った参加を促進する際に,顕著な役割を持つことができる。この報告は,西ヨーロッパと北アメリカ諸国のジェンダー統計プログラムについて,それらの機関,それらの産出物,および利用者にジェンダーに敏感な情報を提供する役割を理解する目的で,概観を与える。この報告は2004年7月にECEがジェンダー統計フォーカルポイント(Gender Statistics Focal Points: GSFP)に送った調査票25に基づいている。

調査票を通じて収集された情報は、ほとんどの国がジェンダー統計の実施中のプログラムを持っているが、ジェンダー統計はなお、国家統計システム内で完全には主流化されてはいないことを示している。22カ国中の9カ国は、ジェンダー統計の生産と配布をガイドする何らの法的あるいは規則の枠組みを持たない。6カ国だけがその統計規制の中にジェンダーを含んでおり(法律4、規則4.行動計画10)、10カ国が、幾つかのジェンダー平等規制で述べられた統計を持つ(法律6、規制3、行動計画8)。統計法/統計規則ではなく、ジェンダー平等法の中にジェンダー統計の叙述を持つ国の大多数は、統計家の間でよりもジェンダー政策立案者の中で、ジェンダー統計について主唱することがより容易であることを示す。それはまた、ジェンダー統計は不可欠な道具であることが利用者に認められていても、国家統計システムはなお完全にはジェンダーに敏感ではないことを示している。

過半数を超える諸国で、ジェンダー統計プログラムはGSFP によって調整されている。 2 カ国、フィンランドと合衆国だけが恒常的ユニットを持つ。GSFP は殆どが、社会・人口部門(department)に置かれ、他の省庁との交渉関係は弱い。GSFPのほぼ半分は、農業統計部門との交互関係を持たず、11は、経済部門と関係を持たないか、部分的にだけ協力していることを報告し、6 が方法論部門と交互作用を持たない。これは、ジェンダーが、いかに社会・人口統計の分野に限られているかと、個人に関するデータが扱われるすべての分野へジェンダー統計を拡張するための適切な道具が国家統計機関に欠けていることを示している。

GSFPと利用者の関係に関する調査票から現れる像は積極的なものである。 利用者との接触が無いと報告してきたのは3カ国だけであり、幾つかの国が利用者との正規的コミュニケーションを促進する恒常的機構があると報告した。データの入手可能性を調べると、14カ国が少なくとも1分野

²³ UNECE Statistical Division(2004) "Draft Report on the status of official statistics related to gender equality in Western Europe and North America" Working Paper No.4, 15 Octber 2004, Statistical Commission and Econimic Commission For Europe, Conference of European Statisticians, UNECE Work Session on Gender Statistics, Organized in cooperation with UNDP-UNFPA-WHO, Geneva 18-20 October 2004

²⁴ 社会・人口統計セクションからの以下の者がこの報告の著者である。Enrico Bisogno, Angela Me, Francesca Comincini

²⁵ 同じ調査票が2003年6月には、東欧およびCIS諸国にも送られた。

での欠如を報告した。データが最もわずかな分野は、暴力と意思決定(諸国の3分の1)である。非正規雇用、時間使用及び事業主は国がデータを持たないと宣言している他の分野である。所得貧困と移民に関しては、性区分のあるデータの生産と配布は満足いくものであるが、VAW、人身売買および非正規雇用に関しては、諸国の約半分で性区分のあるデータは生産されていない。VAW あるいは非正規雇用についての性区分のあるデータの欠如は、特別の調査でだけ取り上げることができるものなので、特別な介入だけがそれらの分野のデータの入手可能性を改善できる。しかし、データ収集活動が進行中の農業、運輸およびビジネスといった他の分野では、わずかの介入がデータの入手可能性を大きく改善することができよう。この過程では、国家統計局内のGSFPの役割と位置が決定的になる。彼/彼女は、既存(および新しい)データ収集に影響を与える機関の正しい支援を必要とするが、それ以上に、彼/彼女は、データ収集の変更を提案して、データ収集をよりジェンダーに敏感にすることの長所を明確には理解していないスタッフがいる部門でジェンダーに敏感な訓練を組織する義務を持つ必要がある。関連するすべての分野でのジェンダーの主流化を主唱する法的枠組みが存在する場合には、GSFPの役割を一層強化することもできる。ほとんどすべての国家統計局は、最近5年間にジェンダー統計の出版物を発行している。3カ国だけ、すなわち、ベルギー26、キプロスおよびギリシャは、何等の出版物も発行していない。

出版物の頻度とカバレッジは国によって異なる。北欧諸国は出版物に関して最も豊かなプログラムを持っているが、ドイツ、オランダ、英国はまた、定期的ベースではごくわずかな出版物を持つにとどまる。出版物が取り上げられている最も一般的な分野は、人口、人口変化、家族、健康、教育、雇用、所得と賃金、権力と意思決定、女性に対する暴力、および時間使用、である。西および南ヨーロッパ諸国のほとんどすべてにおいて、女性の生活における仕事と家族を結びつけることもまた、再度生じているトピックである。

幾つかの国は、カナダのアボリジニの女性や、イタリアでの生活の終わりに親の家を去る女性の 態度といった非常に特別な問題を刊行物に含めている。

調査した国のほぼ半分は、調査と研究の過半の場合において、ジェンダー統計に関する作業を遂行するために、外部的資金を得ていた。ジェンダー平等あるいは社会問題事を扱う国の省庁が最も 一般的な支援者である。

報告の最後の部分は、現在のジェンダー統計プログラムの状況を改善するために、西および北のアメリカ諸国でとりあげられるべき主要な問題を確認している。国家統計局は、すべての統計分野にジェンダーを一層主流化する道具を開発する必要がある。すべての部門の参加を得た水平的グループの設置あるいは主任統計官の権限の下に GSFP を配置することは、取りうるステップの1つである。ジェンダーに敏感にするためのプログラムも国家統計局内のジェンダー統計の生産と配布を改善できるが、現業省庁の統計部門においては、よりよい性区分を持つデータの必要に関する意識を向上することによって改善がはかられよう。法的枠組みはまた、ジェンダー統計が特に定義されて、国家統計システムの基本に組み入れられることを確かにするために、統計法とジェンダー平等法の両方を考慮しながら、改善されるべきである。最後に、特定分野についてのデータの欠如は、特別調査あるいは他の形のデータ収集を以て取り上げられるべきである。VAW と特に家庭内暴力は、データが最も必要とされる分野である。もし資源が利用できないなら、GSFPは、利用者との関係を強め、その資金的支援を探る必要がある。

-

²⁶ ベルギーは、新しいジェンダー刊行物に対する実行可能性調査を開始している。

I. 序

ジェンダー平等は、社会への女性と男性の完全な参加を促進することを狙った人権の不可欠な部分である。 今日では、ジェンダー平等はすべての政策でジェンダー問題を主流化することによってだけ達成されることがますます認識されている。というのは、ジェンダーが計画化やプログラム作成過程において検討されないなら、女性と男性は、政策の効果からうる利益は不平等になるからである。

この報告は2004年7月にUNECE加盟22カ国のジェンダー・フォーカルポイントへ送った調査票に基づいている。報告は、ジェンダー統計を生産し配布するそれら諸国の能力に関する広い評価を提供する。分析を容易にするために、この報告は諸国を4つのグループにまとめる(表1参照)。グループへの分類は主として地理的位置を、また諸国の共通する社会・経済的特徴を考慮している。

表1. 調査票に回答した国の分類

北アメリカ	北ヨーロッパ	西ヨーロッパ	南ヨーロッパ
カナダ	デンマーク	オーストリア	キプロス
合衆国	フィンランド	ベルギー	ギリシャ
	アイスランド	フランス	イスラエル
	ノルウエー	ドイツ	イタリア
	スウェーデン	アイルランド	ポルトガル
		ルクセンブルク	スペイン
		オランダ	
		スイス	
		英国	

II. ジェンダー統計に対する枠組み

II.1 法的枠組み

統計あるいは ジェンダー統計についての定義や条項をふくめてジェンダーに関連する法律や規 則に向けての法的枠組みは、ジェンダー統計の定期的な生産を激励することができる。特定の法的 条項で規制されてはいない政府統計がとりあげている多くの分野があるが、ジェンダーは特別なケ

表2 方的枠組みを持つ国の数

統計法	4
統計規則	4
統計の国家活動計画	3
ジェンダー関連法	6
ジェンダー関連規則	3
ジェンダー活動計画	9

ースである。その分野横断的な性格と個人に関わる総ての統計にその適合性を与えられたとして,

政府統計の生産と配布を規制する基本の中に組み入れられることが重要である。

調査票への回答から、ジェンダー統計プログラムへの法的枠組みを提供しているのは、西ヨーロッパと北アメリカのすべての国において一般的ではないことが明らかである。9つの国は、ジェンダー統計の生産と配布を支配する法、規則あるいは行動計画が無いことを宣言していた。表2の6つのタイプ分けすべてでジェンダー統計が取り上げている国はただ1つある(スウェーデン)。ポルトガルは、6つのタイプのうちの5つでジェンダー統計をふくめており、ドイツは4つをとりあげている。表2が示す通り、ジェンダー平等法で、そして統計法でジェンダー統計を規制することがより一般的である。これは、ジェンダーの重要性を統計家に納得させるより、ジェンダー主唱者に統計の重要性を納得させることがより容易であることを示している。

ジェンダー統計についてのいくつかのイニシャチブと文書

- ◆ オーストリアでは、連邦政府は2000年に「ジェンダー主流化」に関する省庁間ワーキング・グループを制度化した。
- ◆ フランスでは、政府は "Circulaire du 8 mars 2000 relative à l'adoption de l'appareil statistique de l'Etat puor améliorer la connaissance de la situation respective des femme et des hommes" —これは規則ではなく、勧告の詳細セットである一を採択した。
- ◆ ドイツでは、連邦家族・高齢者・女性・若者省(BMFSFJ) は、ジェンダー問題を特別強調した法の影響の評価に関するプロジェクトを開始した。
- ◆ アイルランドでは、国家開発計画(NDP)の130の措置のうち6つだけがジェンダー主流化にするのが政府の政策であった。 NDPのジェンダー平等ユニットは、それらの措置に関連する助言、訓練、情報と統計を提供するために2000年に設置された。NDPでのジェンダー主流化を促進するために、適切なところでは、各ジェンダーに対して指標が提供されるべきという要請を含めて、幾つかの具体的コミットメントがとられてきた。最も新しい国家的協定「前進を持続すること」もまた一連のコミットメントを含んでいる。

規制的枠組みの点でのグッドプラクティスを確認することは明らかに難しい。すなわち、国家的 脈絡や伝統は非常に異なっており、他方で、そういった法的枠組みに何が含められるべきかを規定 することは、容易な課題ではないからである。イタリアで先の議会で提案され、最近再提案された ジェンダー統計に関する法案は、グッドプラクティスを示している(下のボックス参照)。.

イタリアのジェンダー統計草案法(ITALIAN GENDER STATISTICS DRAFT LAW)

ジェンダー統計に関する法律がふくむべき詳細度のタイプは、イタリアの法案に示されている。この法案は、前政府が承認し、現在の議会が検討するように再提案されたものである。この法案の本文は以下を述べている。すなわち、

- 人口センサスデータは世帯のデータと機関の人員をふくめて常に性区分されており、データは異なる家族類型について提供されるものとする。
- 農業,工業,サービス業のセンサスは,職業的地位別に個人の性区分のあるデータを提供する。
- 性区分のあるデータは,世帯類型,合計特殊出生率,死因別死亡,疾病率,教育と訓練,雇用と

失業、貧困、社会的および政治的参加、公共サービスの利用について毎年作成されるものとする。

- 性区分のあるデータが健康状態,障がい,市民の安全,暴力と虐待,時間使用,インフォーマルな社会的ネットワークと介護者,社会移動,および生活の品質が定期的に生産されるものとする。.
- 商務省 (Chamber of Commerce) が保持しているビジネス・レジスターは、個人に関する全ての情報は性を明確にするように組織されるものとする。
- ■国家統計機関は性別の不払い労働の推定値を提供するものとする。

II.2 統計での北京行動綱領への自覚

1995年に採用されたジェンダー平等を達成するための課題,北京行動綱領 (The Beijing Platform for Action (PoA)) は、ジェンダー統計の生産と配布を改善するための勧告の詳細リスト (戦略目標 H.3)を含んでいる。PoAの209項でリストされている行動は、ジェンダー統計の入手可能性と利用を改善するために国家統計局が追求すべき目標を認定していた。

より具体的には、諸国は個人に関するすべての統計を、以下のために、性と年齢別に収集、編集、分析、提示するように勧告された。

- ◆ 社会における女性と男性に関連する問題, 関心および疑問 (problems, issues and questions) を反映させる.
- ◆ ジェンダー分析を強化するために適切な指標や研究方法論を開発する,
- ◆ インフォーマル・セクターをふくめて、経済に対する女性と男性の全面的な貢献に関するデータ 収集を改善する
- ◆ 時間使用統計の活動分類の国際分類を開発する。

これらの勧告は、検討中の諸国の統計局内部では良く知られているように見える。というのは、22カ国のうちの20カ国の代表は、統計の生産と配布に関連する北京行動綱領のパラグラフは周知していると言った。しかし、PoAの26節の下にリストされた目標に到達するための具体的措置をとったと報告されたのは8カ国に過ぎない。.

II.3 ジェンダー統計プログラムの組織化

統計局は通常は生産ラインあるいはテーマ分野にそって組織されており、ジェンダーのような横断的問題を位置づけるのは容易ではない。2つの国 (フィンランドと合衆国)は、ジェンダー統計を収集、利用、配布し開発するために働くフルあるいはパートタイムの(2-3人)の独立した係を創った。多くの国で、幾多の機能を実行する統計家であるジェンダー統計フォーカルポイント (GSFP) が確認されている。2カ国、ベルギーとギリシャには、GSFPと呼ぶものはない。9つの国でGSFPは彼/彼女の労働時間の10%以下をジェンダー統計にあてている。4つの国で GSFPは、1人あるいは2人のスタッフメンバーの助けを受けているが、殆どの国で、ジェンダー統計プログラムに充てられている正規の資源は非常にわずかにとどまっている。GSFPの主な仕事は、国内および国際的利用者からのジェンダーデータへの要請に答えること、データを分析すること、続いてジェンダーデータを収集し、ジェンダー出版物を調整することである。ジェンダーデータベースを維持し、ジェンダー関連の国の訓練を組織し、幾つかの方法論的作業を行っているGSFPはわずかである。

GSFP の最も一般的な位置は、社会及び/あるいは人口統計部/課である。例外はドイツ(国際関係省)、イスラエル(情報省)、合衆国(国際プログラムセンター)である。6カ国で、ジェンダーフォーカルポイントとして指定された人物の地位は上級統計家(senior statistician)である。幾つかの場合に、彼/彼女は、省あるいは部の長である。

国家統計局内の統計部との相互交流

GSFPと国家統計局内の他の部との間にはあるレベルの相互交流がある。しかし、2カ国、総ての部と定期的に相互交流を持つのは2カ国、ノルウエーとイスラエルだけである。他の諸国 (フィンランド、スウェーデンおよびポルトガル)は、相互交流を持つが必ずしも定期的にではない。表3が示すように、相互交流の最低レベルは、GFSPと農業統計部門とのものである。そして、もし、配布部門と経済統計との接触が相対的にひんぱんであるなら、方法論係との協力はそれほど強くないようにみえる。GSFPの国家統計局の幾つかの部との低いレベルの相互交流は、統計のあらゆる分野をとりあげるジェンダー統計プログラムの能力 に影響する。

省・単位	はい	部分的に	なし
経済統計	8	8	6
農業統計	4	3	15
社会/人口統計	17	4	1
方法係	6	5	11
配布係	12	1	9

表3 国家統計局の諸部門とのGSFPの交渉

Ⅲ.4 利用者との交互活動

国家統計局とジェンダー統計の国内の利用者一政策立案者、NGO、研究機関、およびジェンダー主唱者一との間の継続的な対話は、各国のジェンダー統計を改善するために決定的な意味を持つ。利用者との相談や彼らのニーズを分析することは、出版計画を決定するときだけでなく、新しい統計的源泉を開発するときに不可欠の役割を果たす。統計の利用可能性と品質に関する正確な情報を保証することは、利用者の自覚の拡大および彼らの情報ニーズによりよく焦点をあてることの基礎になる。ほぼすべての国が、ジェンダー統計利用者との接触を報告してきた。利用者からの最も一般的な要請は、人口、就業、賃金および教育に関わるが、GSFPの1つが強調しているように、コミュニケーションはときとして十分には開発されていないので、利用者のニーズを理解するための率直なものではない。

英国のジェンダー統計利用者グループ

"Making Gender Count"の会議の成功を受けて1998年に創設された GSUGの狙いは、ジェンダー問題に関連する英国の統計の生産と報告を改善することである。メンバーは、省庁の代表者、平等機会委員会、大学、研究機関、NGOおよび国家統計局である。

ジェンダー統計利用者グループの狙いは、統計の生産と報告を改善して、以下のことによって、 英国でのジェンダー差と不平等の理解と、それらの差異と不平等に関連する政策の開発と評価の両 方に貢献することである。

• それらの問題と改善が必要とされるところでの統計の生産と報告に関するそれらの側面を確認す

ること

- 必要とされる改善を達成するための措置を論議し促進するための「作業計画」を開発し遂行する こと
- そういった統計に関する要請に影響をしちうる開発を検討しつづけること
- ジェンダー統計の利用者と生産者との間の密接な連携を一特に、政府統計活動と他の統計生産者 に対する利用者の関心を示すために開発し維持すること。
- 利用者の間での情報と統計のグッドプラクティスの交換を促進すること

最も一般的な利用者は、現業省庁、女性問題を扱うNGO、および研究機関や大学である。 メディアと現在も接触を持つと述べたGSFPはなかった。多くの国が、データ供給に加えて、NGOと利用者との間の他の形の相互活動が、情報の交換や共同のワーキング・グループをふくめて存在することを報告した。

幾つかの国は、利用者との対話を公開する恒常的機構の設置について述べた。英国では相互のコミュニケーションと情報を促進するために、1998年にジェンダー統計利用者グループが設置された(ボックス参照)。また、フィンランド国家統計局は、利用者と協力するための包括的アプローチを開発させ、ジェンダー平等協議会(Council for Gender Equality)内に設置された専門家グループに代表者を配している。

ポルトガルには、「ジェンダー統計ウエブサイト」を建設する点でのNGOと省庁の間の強くて具体的な協力が存在している。スウェーデンでは、利用者に情報が与えられ、彼らの要請を記録するために、顧客データベースが1992年以降維持されてきた。

III データの入手可能性

ドイツの EVASカタログ

ドイツでは、ジェンダー統計は非常に発達している。2002年に統計に関する省庁間委員会が連邦統計局に対して、「ジェンダー」の特性をふくむ連邦統計の初めての概観を示す表を編集することを求めた。連邦と州の統計局の統計の同形のリスト(EVAS)に基づくこのカタログは、性区分のある入手可能な統計の詳細リストを報告した。これを通じて、連邦省庁は、ジェンダーに即した一層の区分への需要の有無とそういった需要がどう満足されるかをチェックできる。

カタログが示すように、ほとんどすべての基本的で基礎的分野はジェンダー統計で取り上げられている。広い分野の中で、少ない領域の幾つかの詳細な分野で、性区分のあるデータは入手できない。例えば、「農業」分野において、農地のレジスターは、ジェンダーにそくした特性をとりあげていない。もう1つの例は貿易と運輸に見出される。ここでは、海運、空輸企業、および鉄道企業の統計は入手できない。女性に対する暴力と人身売買は、ジェンダー視点から関心が高まっていると特徴づけられる2つのトピックスである。

生じている問題

近年,幾つかの特別なジェンダー問題が,政策立案者や研究者の関心を引いつつ明らかになっている。国家統計局が焦点を置いている最も一般的な新たな問題は,労働市場と所得(9カ国),時間使用(3カ国),権力と意思決定(3カ国),暴力と犯罪(3カ国)である。アイスランドは,

アイスランドは事業主に集中しており、区分されたビジネスレジスターを開発中である。フランスでは2001年以来、権力と意思決定と労働市場が検討された主な問題であり、近い将来に、ジェンダーと保健をより詳細に検討する意図を持っている。ドイツは、多くのトピックス、日常生活での男女間の不平等(時間使用調査)、世帯生産のサテライトシステム/無償労働の評価、生涯学習、非正規の援助/ネットワーク/ボランティア労働、有償と無償労働、家族と仕事を調和させる措置、世帯内分業、レジャー活動、および新しい通信技術、をとりあげている。すべての国が現在、大量の移民の流れを経験しているが、ジェンダーと移民に関する作業を報告した GSFPはないということに注目することは興味深い。6 カ国は、新しく生じている問題を何も確認していない。

データの欠如

14カ国が、1つ以上の分野でのデータの欠如を報告した。²⁷ ジェンダー・フォーカルポイントは、現在の統計生産によっては十分には取り上げられていない主題は、暴力と犯罪、意思決定と事業主、インフォーマル・セクター、時間使用、所得と賃金、および人身売買であることを報告した。貧困に関連するデータの欠如を報告した国はなく、ポルトガルだけが移民に関するデータの欠如を指摘した。教育に関するデータの欠如を述べた国は無かった。オーストリア、デンマーク、アイスランドおよびアイルランドは、時間使用でのデータの欠如を告発した。オーストリアの最後の時間使用調査は1992年に、デンマークでは2001年に、アイルランドでは1996年に行われた。イスラエル、ギリシャ、ルクセンブルクは、どの分野についても、そして特に時間使用におけるデータの欠如も告発していないが、これらの国での時間使用調査は最近は行われていない。イスラエルでは、1991年に、ルクセンブルクでは1996年に、ギリシャでは1997年に行われた。スウェーデンは、「親としての男性」、アイスランドは車と家の所有、スペインは輸送に関するデータの欠如を報告した。

表 4	データの空白	国の数

暴力と犯罪	6
意思決定	7
非正規部門	5
時間使用	4
事業主	4
所得と賃金	3
人身売買	3
社会福祉	2
移民*	1
労働市場	2
健康	1
貧困	0
その他	5

性区分のあるデータの生産

ジェンダー統計の基本の1つは、個人に関するデータの性別の生産の促進である。表5 はリスト

^{27 「}データの欠如」は、必ずしもジェンダー統計のわずかな利用可能性を意味することには注目に値する。 そうではなく、ある場合には GSFPは 沢山の分析が行われ、よりよいデータが必要とされる重要な分野での データの欠如を報告する傾向があろう。

した分野での性区分のあるデータの生産を報告した国の数を報告している。わずかに4カ国であるが、人身売買に関する区分のあるデータを報告し、例えば、イタリアは告発された者に関して区分あるデータを集めているだけで、被害者については集めていないことにも注目するべきである。

総ての国が性区分のあるデータを定期的に継続している2つだけの分野は、所得と貧困と移民である²⁸。農業と時間使用もまたかなり取り上げられている分野である。

半数以下の国が、運輸に関する性区分のあるデータを生産しているが、そのうち、アイスランド は交通事故だけを取り上げている。

国のグループに関して、性区分のあるデータを最も広く生産しているのは「西ヨーロッパ・グループ」であり、そこではフランス、ドイツ(ボックス参照)、英国が際立つ。イタリアもまた表に報告されている全ての分野で性別データを生産していると宣言している。

表5 性区分のあるデータの生産

移民	19
所得と貧困	18
農業	16
時間使用	13
女性に対する暴力	11
ビジネスSME	11
運輸	10
非正規就業	9
人身売買	4

IV 外部の資源

国家統計局の半分は、過去5カ年にジェンダー統計の生産に対する財政的支援を探り見つけ出している。北ヨーロッパ諸国は、すべてこれに該当しているが、南ヨーロッパではイタリアとポルトガルが国家統計局外から提供される資源を利用していた。援助の最も一般的な形は、ジェンダー出版物、ジェンダーウエブサイトの創設とジェンダー問題に関する調査と研究の開発である。最も言及されている資金の提供者は国家機関、主としてジェンダー平等に責任を持つ省庁およびNGOである。ドイツとフィンランドでは、省庁は時間調査と労働生活の品質の調査を行うための資金を提供した。デンマークでは、ジェンダーウエブサイトを開発するために、ジェンダー平等省がデンマーク統計局と協力した。ノルウエー、オランダ、オーストリアでは、省庁がジェンダー統計出版物に資金を提供した。ドイツでは、時間使用調査は、連邦家族・高齢市民・女性・若者省に支援を受けた。イタリアでは、機会均等省が、福祉省とともに、ジェンダー統計の国の利用者であり、資金提供者である。

ジェンダーフォーカルポイントの活動の評価

国家統計局内のジェンダー統計プログラムの評価は、9カ国(ドイツ,ポルトガル,イタリア,英国,および北欧諸国)で遂行されているが、2カ国において、国家統計局で内部的に行われた。

²⁸ ベルギーでは所得と貧困に関するデータは 2005 年に利用可能になり、そしてアイスランドでは貧困の定義を欠いている。

北欧女性学・ジェンダー研究所(Nordic Institute Women's Studies and Gender Research (NIKK))は、2002年に北欧諸国(デンマーク、フィンランド、アイスランド、ノルウエー、スウェーデン)のジェンダー統計に関するフォーカルポイントの活動の評価をした。そのような評価は、5つの北欧諸国とともに北欧地域レベルでのジェンダー統計の実施に関して、2002年秋に実施された試験プロジェクトの一部であった(ボックス参照)。英国では、ジェンダー統計のレビューが機会均等統計についての国家統計局による品質レビューの一部として2002年に行われた。2つの協議活動が、ONSとジェンダー統計利用者グループとによって共同で行われた。すなわち、

- 1) 利用者協議 (2002年4-7月),
- 2) 生産者協議 (2002年8-10月).

ボックス NIKKと 北欧諸国でのジェンダー統計の実践に関する試験プロジェクト

NIKK – the Nordic Institute for Women' Studies and Gender Research –は、北欧大臣協議会が資金を提供している学際的北欧研究機関である。北欧諸国は5つ、すなわち、デンマーク、フィンランド、ノルウエー、スウェーデンである。

NIKKの狙いは、北欧諸国の内部と外部の両方の女性学とジェンダー研究を進め、開始し、調整し、通知することである。

NIKKは 近隣のエストニア, ラトビア, リトアニア, 北西ロシア, それとともにヨーロッパおよび 世界の他の地域との北欧の協力のための共通の場を提供している。.

NIKKの活動は、以下を開始し、遂行し、生産することをふくむ。 すなわち、

- 北欧の研究プロジェクト
- 研究課程
- 会議とセミナー
- 研究ネットワーク
- 情報活動

2002年の秋に、NIKKは北欧諸国のジェンダー統計の実施における試験プロジェクトを行った。試験プロジェクトの全体的目標はジェンダー視角を持った統計の改善の遂行に貢献することであった。この目的を達成するために、NIKKは、国家および北欧地域レベルの両方で活動する必要を認識していた。試験プロジェクトは、北欧の各国と北欧地域レベルでのジェンダー平等の開発にとって適切な統計の現状、資源、法と規則の財産目録を作成した。試験プロジェクトは、以下の7つの勧告をもたらした。すなわち、

- 1) 北欧諸国での女性と男性に関する統計の定期的発行。
- 2) ジェンダー統計の利用者に対する北欧セミナー。
- 3) 北欧統計年報での個人に関する総ての統計の性区分。
- 4) 国家統計局での北京宣言のフォローアップの評価。
- 5) 個人に関するEurostatの統計の性区分の改善への北欧の協力。
- 6) 主流化の見地からの北欧でのジェンダー統計の評価。
- 7) ジェンダー統計は、総ての北欧諸国の公的責任であるべきである。

UNECEのジェンダーウエブサイト

調査票はUNECE ウエブサイト²⁹ 上で入手可能なデータと資源についてのフォーカル・ポイントの自覚をテストする機会となった。

GSFPが報告したとおり、殆どすべての国がUNECEのウエブサイトを時々使っている。ギリシャとカナダだけがそれを使っていなかった。スウェーデンとポルトガルはこのサイトに毎月アクセスしている。ウエブサイトを訪問する最も一般的な理由は、ジェンダー統計に関連するデータと情報を見つけることである。フィンランドのように、幾つかの国はUNECEウエブサイトで入手可能な有用なデータを見つけている。というのは、サイトが国際比較に乗り出しているからである。UNECEウエブサイトを訪問するもう1つの理由は、方法論的文書を使うことである。

ポルトガルは、ポルトガルのジェンダーウエブサイトを準備するために、UNECEウエブサイト上の情報を使った。幾つかの国は、データのレイアウト、時間使用と運輸についてのデータの欠如、およびデータの適時性について幾つかの批判を表明した。

V. ジェンダー統計の生産と配布

統計情報は、それが正確で、適合的で、正確な仕方で配布されるなら有用である。性区分されたデータの生産と配布とともに出版は、社会におけるジェンダー平等の改善にとって基本的である。ほとんどすべての国家統計局は、最近5カ年に、伝統的な紙によるものから電子媒体やインターネットを経た配布に至る多様な形でジェンダー統計を発行してきた。ベルギー、キプロス、ギリシャだけが、過去5年間に出版物を何も発行しなかった諸国である。キプロスやギリシャは将来発行する計画を何も持たないが、ベルギーは、ジェンダーに関わる出版物を生産する実行可能性の研究を開始している。

北欧諸国は、最大の数の出版物を生産している国であり、ドイツ、オランダ、英国はジェンダー 出版物の優れた出版物を持っている。スウェーデンは過去5年に異なる分野で多くの「ジェンダー出 版物」を発行した。最も有名なものは、「スウェーデンの女性と男性」である。しかし、この国の実 際の主な目的はジェンダーにそくした出版物を最小にすることであり、すべての出版物でのジェン ダー・アプローチの統合に焦点がある。

ポルトガルのジェンダー統計ウエブサイト

ポルトガルでは、INE/NSI (国家統計機関: National Institute of Statistics)は2003年11月は、8 つの分野での一連の指標とメタデータを伴ったジェンダーデータベースを作り上げるために他の機関や省庁 (平等の女性の権利委員会: the Commission for Equality and Women's Right – CEWR, および労働と雇用における平等委員会: the Commission for Equality in work and employment – CEWE) とのプロトコールに署名した。

1) 人口

-

²⁹ このサイトはジェンダー統計とジェンダー問題に関する非常に多くの情報を提供している。すなわち、UNECE地域に関連する主要なジェンダー問題の幾つかを丁寧に作り上げており、ジェンダー問題を考える政策例を提供している。このサイトはまた、それらのジェンダー問題をUNECE/UNDP ジェンダー統計タスクフォースが開発した統計指標枠組みとリンクさせている。ウエブサイトの一部は UNECEジェンダー統計データベースである。これは、すべてのUNECEの女性と男性の状況を監視し、政策の有効性を評価するために、2003年5月に発表された。

- 2) 家族
- 3) 活動
- 4) 雇用と失業
- 5) 教育と訓練
- 6) 権力と意思決定
- 7) 健康
- 8) 犯罪と暴力

NSI は将来データベースの中身を改善し、また新しいトピックスを加えることを意図している。. このデータベースの狙いは、北京行動綱領といったジェンダー平等に関連する異なるプランの国内 および国際的勧告の実施を監視するための情報を生産することである。

出版物がとりあげている最も共通した分野は、人口、人口動態、家族、保健、教育、就業、所得と賃金、権力と意思決定、女性に対する暴力及び時間使用、である。西および南ヨーロッパ諸国のほとんど総てで、女性の生活における仕事と家族の結合もまた最近のトピックである。幾つかの国は、カナダのアボリジニの女性やイタリアでの女性が人生の後半に親の家を離れる態度、といった非常に特殊な問題を、その出版物にふくめた。

ジェンダー統計生産物についてのマーケッティングと配布プランは、生産過程と並行して、そこで目標の聴衆に効率的に到達するべきことを保証しながら、開発されるべきである。しかし、マーケッティング計画を開発したのはスウェーデン唯一国である。

オランダでの開放監視 (Emancipation Monitor.) ³⁰

1995年に、オランダ政府は女性の解放を体系的に監視する必要を強調した。2000年の秋に、オランダ統計局と社会・文化計画局は、解放監視の初版を発行した。解放監視の最も重要な機能は以下のものである。すなわち、

- 1. 解放過程での開発に従う。
- 2. 限られた政策の評価。
- 3. 社会的および政治的論争に向けて貢献すること。

解放監視の他の機能は、解放過程の変化に関する情報提供の改善である。

解放監視は6つの分野をとりあげている。 すなわち

- 教育
- 就業
- ケアと所得
- 政治的および社会的意思決定
- 女性に対する 暴力

2002年に解放監視の第2版が発行された。それは、政府の政策との関連をふくめて、オランダでの解放過程の前進を検討する。

^{30 &}quot;Monitoring the emancipation process", オランダ語の場合にはSaskia Keuzenkamp, Social and Cultural Planning Office."Emancipation monitor 2002", ハーグ, 2002, W. Portegijs, A. Boelens, S. Keuzenkamp.

それは新しい分野をとりあげている。 すなわち,

- -仕事とケアの結合
- 情報化社会

Eurostatのジェンダー統計³¹

ジェンダー統計の開発は、Eurostatの統計活動の不可欠の部分である。可能な場合には、データはすべての主題分野で性別に収集されている。分野はまず社会統計(部局 E)内であるが、また、他の主題分野、例えば、情報社会の中にある。

委員会(Commission)からの需要がより強くなるにつれて , ジェンダー統計はEurostatの活動 プログラムで常により可視的になっている。主としてジェンダー賃金格差と仕事と家族生活の調和 が強調されている。子どものケアと他の扶養者に対するケアと時間利用調査のジェンダー統計視角 からの一層の分析が開始された。

目的は、ヨーロッパと各国レベルでの女性と男性の状況と機会均等に光をあてる政策立案者とNGOで活動している者に対して、一般的関心のある統計出版物を生産することである。結果は10の短い出版物である。2001年と2002年に、結果はEurostatの統計集 Statistics in Focus (SiF)とEurostat の統計集Panorama of the European Unionでの10の短な出版物に示されている。教育、訓練、就業、賃金と所得といった幾多の分野でのジェンダー問題に焦点をあてている。

VI 結論

西ヨーロッパおよび北アメリカの22カ国はジェンダー統計において今日までかなりの前進をとげている。しかし、ジェンダー平等に向けての統計の生産、配布、分析、利用の改善において、国家統計局とジェンダー界が直面する課題はなおある。政府統計の定期的な生産と配布にジェンダーが主流化される必要がある。GSFP あるいはジェンダー部署は、国家統計局の他の部門から孤立して作業を続けるべきでない。水平的グループといった新しい道具は、ジェンダー統計プログラムを企画し実施するために異なる統計分野からのスタッフを関与させて使用されるべきである。NGOや国家統計システムの他の制度部門からのスタッフは、ジェンダー平等に関する一層の理解と評価を持つように訓練されているべきである。これは、ビジネス統計、農業統計および運輸統計といった分野での性区分を持つデータの生産を改善するだろう。

法的枠組みはまた、ジェンダー統計が具体的に規定されて、国家統計システムの基本に組み入れられることを保証するために、統計法およびジェンダー平等法の両方を考えながら改善されるべきである。

最終的には、特定分野のデータの欠如は特別の調査あるいは他の形のデータ収集で取り上げられるべきである。VAW と特に家庭内暴力は、データが最も必要とされる分野である。もし資源が利用できないなら、GSFPは利用者との関係を強め、その財政的支援を探る必要がある。

31 "Gender statistics at Eurostat, overview of projects and publications including some results" Karin Winquist, 2002.

MAIN TASKS OF GENDER FOCAL POINT									
COUNTRY	ANSWER USER REQUESTS	COLLECTING		ANALYSE		COORDINATE	METHODOLOGICAL WORK		
NORTH AMERICA									
Canada									
Unites States	x	х	X	х		х	х		
NORTH EUROPE									
Denmark	x		X			х			
Finland	x	х	X	X	x	х	х		
loeland	X	х	X						
Norway									
Sweden	X	х		X	X	х	х		
WESTERN EUROPE									
Austria	X	X		X		X			
Belgium									
France	X	x	X	X		X			
Germany	X								
Ireland	X		X	X	X	X	х		
Luxembourg	x	x		X					
The Netherlands				x					
Switzerland	X	X	X	X	x	х	х		
United Kingdom	x						x		
SOUTHERN EUROPE									
Cyprus	X			X					
Greece									
Israel	X	x		x					
Italy	X	X	X	X	х	X	х		
Portugal	X	X	X	X	х	х	х		
Spain	X	X		x		х			

EMERGING ISSUES												
COUNTRY	labor market and income		health	power and decision-		time use	violence	family	informal sector*		migration*	other
NORTH AMERICA										Í	Ů	
Canada	х						х					
Unites States	X											
NORTH EUROPE												
Denmark												
Finland	X					X						
Iceland					х							
Norway	X											
Sweden				X								
WESTERN EUROPE												
Austria												
Belgium	X											
France	X		Х	X								
Germany	X					X		Х	Х	Х		X
Ireland												
Luxembourg	X											
The Netherlands												
Switzerland	X						Х	X				
United Kingdom	X	X										
SOUTHERN EUROPE												
Cyprus												
Greece												
Israel												Х
Italy	X			X		Х	Х	X	Х			
Portugal							Х					
Spain												

DATA GAPS													
					income								
	violence and	time	decisio n-	entrepr	and eaming	informa	labor	miorati	poverty			social	educati
COUNTRY	crime*	use	making	hip	earning S	sector*	market	on*	poverty	trafficking*	health	welfare	
NORTH America													
Canada				х									
Unites States													
North Europe													
Denmark	X	x	х			х							
Finland													
loeland		x		х									
Norway			х	х									
Sweden	x		х		х	х	x			x			
WESTERN EUROPE													
Austria	x	X											
Belgium			х		х								
France				X									
Germany													
Ireland		x			х	х							
Luxembourg													
The Netherlands	x		х							x			
Switzerland	х	x		х									
United Kingdom													
SOUTHERN EUROPE													
Cyprus													
Greece													
Israel					х								
Italy													
Portugal	x		х			х		х		х	х	x	
Spain	x		X			x						x	

	UNECE WEBSITE										
		ACCESS U	NECE WEBSITE		REASON OF ACCESS						
							GENDER ISSUES AND				
COUNTRY	WEEK! V	MONTH	OCC A CLONALLY	NO ED		METHODOLOGICAL		I IN IIV C			
NORTH AMERICA	WEEKLY	MONTHLY	OCCASIONALLY	NEVER	DATA	DOCUMENTATION	INFORMATION	LINNS			
Canada				x							
Unites States			x		x	x	x	х			
NORTH EUROPE											
Denmark			x		х			X			
Finland			x		X						
Iceland			x		X	X	x				
Norway											
Sweden		X			X		х				
WESTERN EUROPE											
Austria			x		X	x	х				
Belgium			x		X		х				
France			x				X	X			
Germany			x		x	x	X	X			
Ireland			x		X						
Luxembourg			x		х	x	х	X			
The Netherlands			x			x	x				
Switzerland			x		X		X				
United Kingdom			x								
SOUTHERN EUROPE											
Cyprus			x		X		х	X			
Greece				X							
Israel			x		Х		х				
Italy			x		X	x	х				
Portugal		x			х	x	х				
Spain			x			X	x				

COUNTRY NORTH AMERICA Canada Unites States		MIGRATIO N yes				INFORMA L EMPLOYM		VIOLENC E AGAINST	HUMAN TRAFFICK
AMERICA Canada	-	yes				ENT	TIME USE	WOMEN	ING
	-	yes						TO THE I	
Unites States	yes		yes	partly	partly	yes	yes	yes	partly
		yes	yes	yes	partly	yes	yes	yes	no
NORTH EUROPE									
Denmark	yes	yes	partly	party	yes	no	no	no	no
Finland	yes	yes	yes	yes	yes	yes	yes	yes	no
loeland	no	yes	yes	partly	yes	no	no	no	no
Norway									
Sweden	yes	yes	yes	party	partly	partly	yes	yes	no
WESTERN EUROPE									
Austria	yes	yes	yes	yes	yes	yes	yes	no	partly
Belgium	from 2005	yes	yes	yes	partly	no	yes	no	no
France	yes	yes	yes	yes	yes	yes	yes	yes	no
Germany	yes	yes	yes	yes	yes	yes	yes	yes	yes
Ireland	yes	yes	yes	yes	partly	yes	no	yes	no
Luxembourg	yes	yes	partly	partly	partly	no	no	no	no
The Netherlands	yes	yes	yes	yes	yes	partly	yes	partly	no
Switzerland	yes	yes	yes	yes	yes	yes	yes	yes	no
United Kingdom	yes	yes	yes	yes	yes	yes	yes	yes	yes
SOUTHERN EUROPE									
Cyprus	yes	yes	yes	party	partly	no	no	yes	partly
Greece	partly	yes	partly	party	partly	no	no	no	no
Israel	yes	yes	yes	yes	yes	no	yes	yes	yes
Italy	yes	yes	yes	yes	yes	yes	yes	yes	partly
Portugal	yes	yes	yes	party	partly	no	yes	no	no
Spain	yes	yes	yes	yes	partly	no	yes	no	no

-									
DISSEMINATION OF SEX-DISAGGREGATED DATA									
COUNTRY	INCOME POVERTY	MIGRATION	AGRICULTURE	BUSINESS SME	TRANSPORT	INFORMAL EMPLOYMENT	TIME	VIOLENCE AGAINST WOMEN	HUMAN TRAFFIC
NORTH AMERICA									
Canada	always	always	infrequent	infrequent	never	always	always	always	never
Unites States	always	always	never	always	always	always	always	always	never
NORTH EUROPE									
Denmark	always	always	never	never	always	never	never	never	never
Finland	always	always	always	often	always	never	always	always	never
loeland	never	always	often	infrequent	often		never	never	never
Norway									
Sweden	it's difficult		h person that is i isseminate the p					rite a progra	am how to
WESTERN EUROPE									
Austria	always	always	often	often	often	always	always	never	never
				alway by					
	from 2005	always	always	request	never	never	always	never	never
France	often	always	often	often	often	often	always	infrequent	never
Germany	always	always	always	always	always	always	always	always	always
Ireland	always	always	always	always	never	always	never	infrequent	never
Luxembourg	often	often	never	never	never	never	never always	never	never
The Netherlands	always	always	always	always	always	infrequent	from 2004	always	never
Switzerland	infrequent	always	always	always	infrequent	always	always	infrequent	never
United Kingdom	often	often	often	often	often	often	often	often	infrequent
SOUTHERN EUROPE									
Cyprus	often	always	never	never	never	never	never	always	never
Greece	often	always	never	never	never	never	never	never	never
Israel	always	always	always	always	always	always	always	always	always
Italy	always	always	always (census)	always (oensus)	always	always	always	always	always
Portugal	infrequent	always	always	never	never	never	often	infrequent	never
Spain	often	always	often	always	infrequent	never	infrequent	never	never

PUBLICATIONS						
COUNTRY	PUBLISHED IN LAST 5 YEARS	PLAN TO PUBLISH IN NEAR FUTURE	CONSIDERED PLAN IN OFFICE'S FUTURE PUBLICATION PROGRAM	DATA FROM OTHER ORG. IN PUBLICATION		
NORTH AMERICA						
Canada	yes	yes	yes	no		
Unites States	yes	yea	yes	no		
NORTH EUROPE						
Denmark	yes	no		yes		
Finland	yes	yes	yes	yes		
Iceland	yes	yes	yes	yes		
Norway	yes	yes	No	yes		
Sweden	yes	no	No	yes		
WESTERN EUROPE						
Austria	yes	No		yes		
Belgium	no	study of feasibility	no	no		
France	yes	Yes	yes	yes		
Germany	yes	No		yes		
Ireland	yes	No		no		
Luxembourg	yes	Yes	yes	no		
The Netherlands	yes	Yes	yes	yes		
Switzerland	yes	Yes	yes	yes		
United Kingdom	yes	Yes	yes	yes		
SOUTHERN EUROPE						
Cyprus	No	No		no		
Greece	No	No		no		
Israel	yes	Yes	yes	yes		
Italy	yes	Yes	yes	yes		
Portugal	yes	Yes	yes	yes		
Spain	yes	Yes	yes	yes		

COUNTRY	LIST OF PUBLICATIONS
NORTH AMERICA	
Canada	"Women in Canada" August 2000, this report is published every 5 years, next one in 2005 - Updated version on website annually.
Unites States	Women and Men in the United States: March 2002 (Published March 2003) Women in the United States: 2000 (Published March 2001) Gender: 2000 (Published September 2001) Women in the United States: A Profile 2000 (Published March 2000)
NORTHERN EUROPE	
Denmark	"Kvider & maend" 1999 site internet Danmarks Statisik and Minister for gender equality, 2004.
Finland	"Women and men in Finland" 1998/99, 2001,2003. Internet sites. A publication on regional equality in Finland and in Sweden. "Facts and Figures about Women and Men". Articles on women and men in managing positions in private and public sector and entrepreneurs in Welfare Bulletin 4/2003 (Hyvinvointikatsaus 4/2003)
lceland	Women and men in loeland 2004
Norway	"Women and men in Norway 2000" "Women and men in Norway 1998", brochure. At the moment developing a website on Gender statistics.
Sweden WESTERN EUROPE	"Women and men in Sweden" ,first launched 1984, latest from June 2004. "Women and men in X", regional statistical offices in Sweden.
Austria	"Geschlechtsspesifische Disparitaten 2002"
Belgium	
France	"Femmes et hommes-regards sur la parité" 2001, new edition in 2004. Since 2001, 100 tables on men and women are available on the Website. "Insee Première", every 8th March.
Germany	In the Spotlight Women in Germany, March 2004, periodicy 5-6 years. Where has time gone? Living and working in Germany, results of the Microcensus 2003
Ireland	"Women in the workforce" 1997 "Women and Men in Ireland: Fact and Figures"
	International Women's Day: 8th March 2004, periodicy annual.
The Netherlands	Emancipation Monitor, 2000, 2002.

Internet site specifically on gender statistics: http://www.bfs.admin.ch/bfs/portal/de/index/themen/einkommen_und_lebensqualitaet/gleichstellung.html (German) http://www.bfs.admin.ch/bfs/portal/fr/index/themen/einkommen_und_lebensqualitaet/gleichstellung.html Die Frauen bei den Nationalratswahlen 2003. Entwicklung seit 1971. Mit einem Exkurs zu den Frauen bei den Wahlen in den Ständerat und in die kantonalen Parlamente (1971-2003). BFS, Neuchâtel 2004. Les femmes et les élections au Conseil national de 2003. Evolution depuis 1971. Avec un supplément sur la représentation des femmes au Conseil des Etats et dans les parlements cantonaux (1971-2003). OFS, Neuchâtel 2004 On the way to gender equality? SFSO and Swiss Federal Equality Office, Neuchâtel 2004 Auf dem Weg zur Gleichstellung? Frauen und Männer in der Schweiz - Dritter statistischer Bericht. BFS, Neuchâtel 2003, Reihe "Sozialberichterstattung Schweiz" Vers l'égalité? La situation des femmes et des hommes en Suisse. Troisième rapport statistique. OFS, Neuchâtel 2003, Série « Données sociales - Suisse » Frauen und Wissenschaft in der Schweiz: Zwei Perspektiven, 2001/2002. BFS und Observatoire Science, Politique et Société der Eidgenössischen Technischen Hochschule Lausanne; Neuchätel 2003 Femmes et science en Suisse: double perspective, 2001/2002. OFS et Observatoire Science, Politique et Société de l'Ecole polytechnique fédérale de Lausanne; Neuchâtel 2003, Actualités OFS Auf dem Weg zur Lohngleichheit? Vergleich der Frauen- und Männerlöhne anhand der Lohnstrukturerhebungen (LSE) von 1994 und 1996 Vers l'égalité des salaires? Analyse comparative des salaires entre les hommes et les femmes sur la base des enquêtes sur la structure des salaires (LSE) 1994 et 1996. – Résumé. OFS et Bureau féd. de l'égalité entre femmes et hommes, Beme/Neuchâtel 2000. Switzerland United Kingdom 'Focus on Gender'', Office for National Statistics, January 2004 (web publication) SOUTHERN EUROPE Cyprus Greece 'Women and men' 2000, 2002, 2004 srae 'Come cambia la vita delle donne" 2004 Istat. Italy INE (2002) Women and men in nineteen's. Portugal INE (2004) Gender profile - data base website "Mujeres y Hombres en Espana 2002" report in the issue: "Indicatores Sociales de Esapana 2003" Spain

UNECE/Statistical Division Questionnaire on Gender Statistics Production and Dissemination of Gender Statistics Has your National Statistics Office (NSO) produced any specific publications on Gender Statistics in the last 5 years (e.g. Women and Men in XXX, Internet site specifically on Gender Statistics)? Yes No If yes, please give details of all relevant publications (indicating date of publication, statistical areas covered, and periodicity). Is there any plan to publish such specific Gender Statistics publications in the near future? Yes No If yes, has this been taken into consideration in your office's publication programme? Yes No 3. Has your office used data from other national or international organisations or institutions in its publications on Gender Statistics? Yes No If yes, please indicate the extent to which your NSO has found access to these data from other organisations/institutions unproblematic or problematic: Unproblematic Problematic b. If problematic, please elaborate:

 Does your NSO produce sex-disaggregated data in the following areas: 8 AreaYes, sex-Yes data, but NOT No data is disaggregated data sex-disaggregated produced Income poverty Migration Agriculture Business/ SME⁹ Transport Informal employment Time use Violence against women/ domestic violence Human trafficking To what extent does your office <u>disseminate</u> statistics on individuals (through either paper publications, or the Internet) that are disaggregated by sex? Always (Even when Often (General indicators, but not detailed Infrequent Areas Never classifications are with detailed used) classifications) Income poverty Migration Agriculture Business/ SME Transport Informal employment Time use Violence against women/ domestic violence Human trafficking 6. Does your NSO have any contact with national users of Gender Statistics to identify core issues and the needs of the users (e.g. Ministries, Research Institutes and Universities, Civil Society Organisations, etc.)?

Some of the areas in this table have been identified by the UNECE/UNDP Task Force on the Gender Statistics Website as areas of official gender statistics that need to be further developed in the region.
9 SME, i.e. small and medium size enterprises.

No

Yes

 If yes, please give details on the extent and nature of this contact with each partner.
7. Has your NSO identified emerging issues for Gender Statistics that you are currently working on (e.g. gender and informal sector, gender and power/decision-making, gender and labour market statistics, etc.)?
Yes No
a. If yes, please give details.
8. Can you identify any areas where, from a gender perspective, there is a special lack of data for your country?
Yes No No
 If yes, please list the areas and possible reasons for this lack of data.
Internal Organisation and Functions 9. In which department are you, as a Gender Statistics Focal Point or a Gender Statistics unit, placed in the organisational chart of your NSO (e.g. Department of Social Statistics, Department of International Relations, etc.)?
Does your NSO have a special unit for Gender Statistics?
Yes No
a. If yes, how many people work in this unit?
 Please give details on the number of staff members working on Gender Statistics in your NSO, excluding the people from the Gender Statistics Unit, who were mentioned in the previous question.
1. Full time on Gender Statistics

2. Part time, i.e. with other responsibilities than Gender Statistics 3. Temporary, i.e. occasional involvement in Gender Statistics 12. What is the current position of the person appointed as the Gender Focal Point (e.g. Head of Department, senior statistician, etc.)?						
Percentage of 14. What are the main check all answers	your working tir	me	1			
	ormed by		Gender Statistics Unit	(Cender	Other NSO departments or units	
Answering reques national and intent Collecting gender Maintaining gender Analyzing data from Coordinating work Coordinating work Methodological was gender data collected. Other	national users data er databases om a gender pers r related national k in gender public rork (developmen ting methods)	pective trainings cations				
15. Are you interacting Statistics?		artments in	your NSO i	n your work on (Gender	
Department/Unit Economic Statistics (non- agricultural) Agriculture	Yes	Par	tly	No	No such unit	
Statistics						

Social and					
Demographic					
Statistics					
Methodological					
Unit					
Dissemination Unit					
 Does your NSO I question 2a) cond 	have a specific act cerning Gender Sta		m a possible public	ration plan, see	
Yes		No 🔙			
a. If yes, p	lease describe brie	fly or attach a writte	en document if pos	sible.	
, ,		•	•		
	17. Has an evaluation of your work on Gender Statistics and/or Gender Mainstreaming ¹⁰ been conducted during the last 5 years?				
Yes		No 🗀			
a. If yes, by whom was this conducted?					
	regulations in you sex-disaggregated	t for Gender Statist or country governing data or Gender Stat os on individuals)?	g the production an tistics (e.g. mention	of	
Yes,Yes,	statistics law statistics regulatio statistics National gender related law	Action Plan			
	gender related reg		\vdash		
		tional Action Plan			
-					
10	and the second second				

¹⁰ "Mainstreaming a gender perspective is the process of assessing the implications for women and men of any planned action, including legislation, policies or programmes, in all areas and at all levels. It is a strategy for making women's as well as men's concerns and experiences an integral dimension of the design, implementation, monitoring and evaluation of policies and programmes in all political, economic and societal spheres so that women and men benefit equally and inequality is not perpetuated. The ultimate goal is to achieve gender equality". (Adopted by ECOSOC 17/7/97) Similarly, for the official statistical system, "all statistics have to be produced, analysed and presented by sex and reflect gender issues in society. The production of gender statistics has to be integrated into the entire statistical system for: collection, storage and presentation" (Engendering Statistics. A Tool for Change. Hedman, Perucci, Sundström; Statistics Sweden 1996)

• No	
	e.g. by listing thematic areas on which sex be/are produced/disseminated according to these
production and dissemination?	Platform for Action paragraphs related to statistical law/beijing/platform/institu.htm, Strategic Objective
Yes	No 🗀
	cal implications and/or taken any measures towards elated to Gender Statistics in the Beijing Platform for
Yes	No 🗌
a. If yes, please give details.	
(CEDAW) obliges all states that ha years, on legislative, judiciary, adm to implement the Convention. 11 Arc	of All forms of Discrimination Against Women we ratified it to submit a report to the UN, every four inistrative, and other measure that have been adopted e sex-disaggregated statistics from your NSO used for I on the status of the population, women and/or gender
Yes	No 🗌
Exte	ernal Resources
22. Has your NSO sought external fina and non-governmental organization Statistics in the last five years?	ncing, nationally (from other Ministries, governmental is) or internationally, for the production of Gender
Yes	No 🗀

¹¹ The full text of CEDAW, can be found at: http://www.un.org/womenwatch/daw/cedaw/cedaw.htm

 If yes, please give details (specifying which type of assistance it is, financial, technical, etc.).
23. How frequently have you accessed the UNECE/UNDP Gender Statistics Website (including the Database, publicly launched in May 2003) (http://www.unece.org/stats/gender/web/) as a resource in your work on Gender Statistics?
Weekly Monthly Occasionally Never
24. For which of the following reasons do you access the UNECE/UNDP Gender Statistics Website? (Please check all that apply.)
Gender data Methodological documentation (i.e. glossary of terms, publications, and gender statistics) Gender issues and activities information Links Other
a. If other, please specify:
25. Please describe what you found useful and what information you found particularly missing from the UNECE/UNDP Gender Statistics Website:

Thank you very much for your time and effort!

訳者あとがき

1【本資料での翻訳・紹介資料説明】 すでに、第1部、第2部冒頭(1.1、1.2)で解説したように、本資料は国連ヨーロッパ経済委員会 (UNECE: United Nations Economic Commission for Europe-ヨーロッパ委員会と言いながら、合衆国、カナダもメンバーである)の統計部とヨーロッパ統計家会議の下の「ジェンダー統計」関係者の努力によって構築されている「ジェンダー統計サイト」を第1部で、第2部で、2.1: ジェンダー統計に関する会議の2000年代の一覧、そして2.2 訳者の関心から2008年会議から5つの報告、2004年会議から当時の加盟国のジェンダー統計活動の推進体制の状況報告を仮訳したものである。

改めて, 出所を示すと以下のとおりである。

- 第1部 1.2-1.7 UNECE 社会・人口局(Section)の統計部(Statistics Division)による Gender Statistics Website (http://www.unece.org/stats/gender/Welcome.html)
- 第2部 2.1 同上サイトの UNECE meetings と UNECE 本体のサイト (http://www.unece.org/Welcome.html) のmeetingsからの抜粋。

2.2~2.7 は 2008 年 10 月会議, 2.8 は 2004 年 10 月会議の報告である。

2.2-2.6 は、国連 (United Nations) ヨーロッパ経済委員会 (ECE) のヨーロッパ統計家会議(CES: Conference of European Statistician)の名称を入れて社会経済理事会 (ECOSOC: Economic and Social Council) の統計委員会 (Statistical Commission) に配布されている。

【UNITED NATIONS-E Economic and Social Council, Distr. GENERAL, ECE/CES/GE. 30/2008/12 18 July 2008 Original: ENGLISH, ECONOMIC COMMISSION FOR EUROPE, CONFERENCE OF EUROPEAN STATISTICIANS Group of Experts on Gender Statistics・・】 との表示である。以下では報告者,報告名, ECE記号のみを示す。

- 2.2 Group of Experts on Gender Statistics (2008) Report of the Group of Experts on Gender Statistics on its Fifth Meeting (Geneva, 6-8 October 2008) ECE/CES/GE.30/2008/2
- 2.3 Federal Statistical Office, Switzerland (2008) "Family and work balance in everyday life: a European comparison" ECE/CES/GE.30/2008/7 (22 July 2008)
- 2.4 OECD(2008) "Initiating a bottom-up dialogue on gender statistics" UNITED NATIONS E Economic and Social Council ECE/CES/GE.30/2008/8 (11 July 2008)
- 2.5 Statistics Canada (2008) "Economic Indicators for Gender Analysis" UNITED NATIONS E Economic and Social Council, ECE/CES/GE.30/2008/12, (18 July 2008)
- 2.6 the Netherlands(2008) "Who benefits more? Benefit of the government by gender. A Dutch example of gender budget analysis" UN ECOSOC, , ECE/CES/GE.30/2008/14, (14 July 2008)
- 2.7 は Draft なので、UNECE での配布にとどまっているかもしれない報告である。
- 2.7 UNECE Statistical Division(2004) "Draft Report on the status of official statistics related to gender equality in Western Europe and North America" Working Paper No.4, 15 October 2004, Statistical Commission and Economic Commission For Europe, Conference of European Statisticians, UNECE Work Session on Gender Statistics, Organized in cooperation with UNDP-UNFPA-WHO, Geneva 18-20 October 2004
- 2. 【第3回世界ジェンダー統計フォーラムに参加して】 本資料を準備中の10月11~13日に、 訳者は第3回世界ジェンダー統計フォーラムと、同14日のジェンダー統計機関間・専門家グループ (IAEG-GS)【ともに、マニラ首都圏のマンダルヨーン市のシャングリラホテルで開催】にオブザ

ーバーとして参加する機会を得た。この世界ジェンダーフォーラムは、2005年前後に、世界と各地域、各国でのジェンダー統計活動の進展が、北京女性会議前後の勢いを失ってきたとの認識から、再活性化をめざす国連統計部を中心とするイニシャチブの一環として開始された。

第1回フォーラム(2007年12月10-12日,ローマ)については、フォーラム全体の最終報告書の翻訳をふくめて比較的詳しく紹介・論評し(「ジェンダー(男女共同参画)統計 II」『研究所報』No. 38<2009年2月刊>,pp.1~115),同時に第2回フォーラム(2009年1月26-28日,アクラ,ガーナ)のプログラムを紹介し、若干の論評を加えた(上記所報、1の3.3)。そこには以下のコメントがある。「筆者は(当初からの計画の)、毎年の開催は、論議内容が薄くなる可能性、準備の大変さ、そして参加・報告することを自らにひきつけても、難しいことであり、せいぜい隔年開催で良いのではないかとみていた。とはいえ、関係機関は、おそらく、ジェンダー統計活動の進捗を絶えず点検することなど、それなりの狙いを持っているのであろう。・・・・(第2回フォーラムは)各国の経験をテーマとしているので、第1回フォーラムにあったような総論的な報告は少なくなり、参加者も、国連機関の網羅的な参加はなくなっている。国別では、開催地がアフリカであったので、アフリカそしてアジアからの参加があった。・・・・第1回フォーラムに比較すると、魅力あるいは刺激は減退しているように思える」。

今回の第3回フォーラムはどうか。すでに『NWEC 男女共同参画統計ニュースレター No.4』(10月 25 日発行)に、杉橋やよい氏が、フォーラムと IAEG-G の概略の紹介・コメントを、そして男女共同参画局からの参加・報告者の高村静氏が、「参加・報告して」を寄せられている。杉橋氏のコメントと重複するところがあるが、感じたことの幾つかを記したい。

評価すべき点としては、(i) ジェンダー統計に以前から熱心なフィリピンが開催国となってアジアにおいてフォーラムが開かれたことを喜びたい。フィリピン国家統計調整局(NSCB: National Statistical Coordination Board)の受け入れ体制も丁寧であり、熱心であった。(ii) アジア諸国の参加があり、特に日本からの報告参加も彩を添えた。(iii) テーマが Health に絞られた。MDG との関連もあり、途上国での重要トピックであろう。出生・死亡レジスター制度が未整備のケースをふくめて、センサスや世帯調査によるデータ獲得、データの正確性、妊産婦死亡の測定が論議の中心に、子どもの健康、障がい者、ケア等に及んだ。

(iv) 訳者の関心から注目した点は、開会の挨拶者の 1 人、フィリピン大学の女性教授による無償労働評価の点からの 93SNA 批判、世界銀行からのジェンダー統計への取り組み状況の紹介、時間使用調査に関して中国や韓国からの報告、WHO による National Health Accounts の有効性の強調(他方で WHO が国で進行中の作業を無視して、データの品質を一方的に評価したというメキシコからの苦言)、UNECE による訓練材料 Developing Gender Statistics: A Practical Tool とは別個にIAEG-GS 側で用意する必要を国連統計部サイドで考えていること、ジェンダー統計に関する国際機関の共同主催先がヨーロッパに傾斜しすぎて ESCAP 地域に薄いという指摘(UNESCAP から)、その他、個別的には興味深い論議があった、等である。

とは言え、他方で、上に引用した第2回フォーラムを経た時点での印象は、今回フォーラムと、特に IAEG-GS を傍聴さっせてもらって、強まった。これは先進国での、研究者的関心・興味からの印象だろうか。参加者が国際統計機関の標準的定義やガイドライン、北京会議に発して現在に至ったジェンダー統計の諸分野での到達点: good practice や best practice を必ずしも共有していないように思えた。IAEG-GS のメンバーの一部についてさえも言えるのかと思った。これは、フォーラムやワークショップ参加し刺戟を受けて、ともかく各国での作業を進める必要や、担当職員がジェ

ンダー統計(の特定分野)の長い担当者ではありえない、資源制約の問題、フォーラムの組織の大変さ、さらには国際機関間の活動分担の調整等、多くの理由・要因があろう。参加者の中では数少ない90年代半ば以前からの関与者 F.Perucci が全体のまとめに孤軍奮闘しているとの印象を持った。改めて、1.5年あるいは2年毎の準備期間を置いての開催、途上国バージョンと先進国バージョンでのセッション設定(並行セッションも許容する)、セッションテーマに関しての総括的整理(国際レベルでの最先端の到達点をふまえ、あるいはガイドライン設定に向けての草案提起)が与えられる必要、先にもふれたがジェンダー統計の充実に向けての11戦略を中心とする諸点を、国連統計委員会に主流化する見地の重要視、統計実践をふまえた政府統計家にのみ限る参加者資格の部分的緩和、等々を、個人的には求めたくなった。

さて、長々と第3回世界ジェンダー統計フォーラムへの参加・観察からの感想を述べた。 これは、実は、フォーラムでも前提すべき、国際的ジェンダー統計活動の先端部分の経験や論議の 一定程度の部分が、本資料で紹介している UNECE のウエブサイトで検索できる情報、論議の中に 含まれていると思われるからである。

3. 【本資料で取り上げた報告等へのコメント】 本資料でとりあげた UNECE のウエブサイトの紹介と, ECE のジェンダー統計に関する会議から注目して仮訳・紹介した報告について,これも訳者の個人的関心・見地からであるが,ごく簡単にコメントをしておく。

まず全体として見れば、UNECE も加盟国として移行国や途上国を多く抱え、統計やジェンダー 統計の充実度も多様である。しかし、繰り返しになるが、ヨーロッパと北米の先進国を主要メンバーとして、論議内容には、日本からも参考になる点を幾つかは含んでいるように思う。

- **第1部 UNECE ジェンダー統計ウエブサイト** リンク先が所蔵する情報やデータにまで至ると 統計一般からジェンダー統計に関して膨大になる。関係機関や出版物のリストでも、国について は ECE 地域に限られているが、ジェンダー統計関連情報を最も包括的に収集しているウエブサイトと評価できるだろう。
- **第2部 2.1 会議と報告リスト** UNECE はかなりの内容を持ったジェンダー統計会議を継続してきていることを理解できる。
- 2.2 報告(論文) (1) 2008 年 10 月会議の全体的要約である。最近の会議としてはかなり広いトピックスにわたっているということで注目した。ICT, サブ人口集団内でのジェンダー不平等, 女性に対する暴力をめぐる多様な論議, そして将来の活動として, 経済的安全, ケア, 環境と気候変動, 民間部門での意思決定等を掲げていることも同意できる。
- (2) 時間使用調査結果に基づいて、男女カップル世帯について、就業形態-フルタイム、パートタイム、無職、子どもの有無、子どもを6歳前後に分けて組み合わせた検討である。ごく通常の分析である。ヨーロッパにも様々な国のタイプがあり、日本で引き合いに出されることの多いスウェーデンはそのうちの1タイプであること、日本とも類似の状況が一部にみられる点で興味深かった。
- (3) OECD の開発した「ジェンダー,制度および開発(GID)データベース」によって、ジェンダー平等を規定する社会制度(4つの下位変数,その下での12の基礎変数)をとらえようとする試みである。社会制度の分析は新しく、12の基礎変数は興味深いが、指数化には直ちに賛成し難い。Wikigenderも意欲的試みと受け止めた。
- (4) 経済統計(指標)とジェンダーに関して、カナダ統計局の論点の立て方-筋道は素直である。

1国の統計は、企業や組織、経済集計量(ストックとフロー)を主な内容とする経済統計を中心として形成されてきた。個人が関係する社会問題に関連して、経済統計外の性別データが一定程度揃っていると言われるときに、ジェンダー問題・ジェンダー統計と経済統計が関係あるのかと問うのが通常だろうからである。この報告は、ここで、II: 経済分析の狙いとその場合の経済とジェンダーとの関係で知るべきこと⇒III:カナダで既にあるデータ⇒IV:データの欠如は? と検討を進めている。とはいえ、IVでは、例えば、家族内資源の移行の把握は難しいと言い、SNAに関してジェンダー問題はないのか? と疑問形で終えている。全体としては常識的で平板であり、突っ込みが不足している。「経済とジェンダーで知るべきこと」では、企業・組織サイドでの Family and Work Balance(=WLB) への取り組みー制度・政策ーが検討されるべきであるし、無償労働と SNA やジェンダー予算など、国際的な研究的論議をふくむの先端的到達点レベルに比べると、新たな提起が不足している。統計機関であるが故の慎重さであろうか。

(5) オランダによるジェンダー予算の報告は、政府からの個人への給付を、性別が明確でない場合 -子どもや住宅への給付ーに仮定を置いて男女別に振り分けた作業とその結果である。結論は、政府からの給付は中立的ではなく、女性に多いというものである。これは、(高齢) 単身者や1人親が公的給付を多く受けており、女性がこのグループに多いという説明、あるいは男女間の労働と所得の不平等な配分という説明があるという(この後者に関しては脈絡の説明はない)。そして、最後の言は、「示したかったことは、・・・・統計家は政府の給付の男女配分に関する数字を示しうること」である。ジェンダー予算に関しては、この報告のII がふれているように、これまで税金の影響をふくめて多様な方法が論じられてきた。この報告は、諸論点のごく一部に取り組んだといえようか。訳者は、最後の言には直ちには賛成できない。あくまで、この報告の課題設定が妥当であり、計算方法が正しければの話だからである。しかしこの課題設定と計算結果はジェンダー平等に向けてのどのような政策につながるのか。単に計算可能というだけならば、「ジェンダー」予算と呼ぶことが可能なのか?

以上みてきた報告は、そして会議での報告の幾つかは、カナダの報告を除いて、新しい提起を 含んでおり、ジェンダー統計データの作成からジェンダー分析につなごうとする志向を持ってい るように思えた。UNECEでのジェンダー論議に注目したくなる所以である。

(6) 2.1 の解説でもふれたように、2004年のものでいささか古いのであるが、UNECE 諸国でのジェンダー統計への取り組みに関する調査とその結果の説明である。

この報告では、国家統計局内にジェンダー統計フォーカルポイント(GFFP)があることを前提して、法規等にジェンダー統計の規定があるかどうかにはじまって、多様な点がとりあげられている。この報告にあるボックス欄に示されている情報の幾つかは既に把握していたが、かなりは新しく興味深かった。統計局の GFSP が、ジェンダー統計のプロジェクトに関して外部の政府機関等から財政的支援を得ていることにも注目したい。2010年前後の新しい時点でどんな前進がみられるのかの情報があれば有難いと思う。この調査票が日本に向けて発せられたときに、どういう回答になるのかも、11 戦略との関連もあって、考えさせられるところであった。

最後に、ウエブサイトの一部分の翻訳を許諾された UNECE 統計部に感謝したい。

統計研究参考資料(最近刊行分)

号数	タイトル	刊行年月日
90	韓国2000年産業別購買力平価の推計	2005. 10. 03
91	イギリス国家統計局(ONS) 世帯サテライト勘定(試験的)方法論	2005. 12. 25
92	ジェンダー予算・人々中心の予算(1)ー翻訳と関連論文	2006. 03. 25
93	統計の品質(4)ーIMF・品質サイトとQ2004を中心に	2006. 07. 25
94	中国国民経済計算体系2002	2006. 08. 01
95	韓国「統計法」改正	2007. 02. 01
96	日中韓2000年産業別購買力平価の推計	2007. 04. 01
97	統計の品質論(5)-Q2006と2006サテライト会議から(翻訳と関係論文)	2007. 05. 31
98	Eurostat:世帯生産と消費―世帯サテライト勘定の方法と提案	2008. 01. 31
99	中国国家統計局「都市家計調査」の家計収支項目分類の変遷に関する研究	2008. 10. 20
100	中国産業連関表のデフレータと実質化	2008. 11. 01
101	ロシア人ロセンサスの調査環境	2009. 01. 31
102	統計の品質論(6):論文と翻訳ーESSの統計品質論と実践	2009. 08. 31
103	第18回国際労働統計家会議における「労働時間測定決議」	2009. 09. 05
104	ビジネス・レジスター勧告マニュアル	2009. 09. 06
105	統計の品質論(7)フィンランド統計局:政府統計の品質ガイドライン	2010. 01. 20
106	世界銀行の中国購買力平価の推定方法、結果及び問題に関する研究	2010. 04. 01
107	欧州統一生活時間調査(HETUS)ガイドラインー2008年版(翻訳と解説)	2010. 04. 20
108	統計に品質論(8) Q2008と2008国際統計機関の統計データ品質会議/主要国 -カナダでの統計品質論と実践の展開(翻訳と解説および論文)	2010. 05. 01

統計研究参考資料 No. 109 UNECEのジェンダー統計-サイトと会議報告-

2010年10月30日 発行所 法政大学日本統計研究所 〒194-0298 東京都町田市相原町4342 Tel. 042-783-2325, 2326 Fax 042-783-2332

Email jsir@adm.hosei.ac.jp

発行人 森 博美